港区環境基本計画　素案

（令和９年度～令和 12 年度）

令和８年 10 月

目次

第１章　計画の基本的事項……1
1.1　計画策定の背景 …… 1
（１）国内外の環境情勢の変化と港区を取り巻く動向…… 1
（２）区内の動向 …… 4
（３）策定の視点 …… 7
1.2　計画の位置付け等…… 8
（１）計画の位置付け …… 8
（２）対象とする範囲 …… 9
（３）計画期間 …… 9
第２章　めざす環境像と施策・目標……10
2.1　めざす環境像 …… 10
2.2　施策・目標 …… 11
第３章　環境像実現に向けた施策の内容……12
3.1　施策体系 …… 12
3.2　施策と基本方針 …… 14
第４章　統合的課題解決に向けた施策の展開……53
4.1　統合的課題解決の必要性…… 53
（１）統合的課題解決に向けた施策展開の必要性…… 53
4.2　統合的課題解決に向けた取組…… 54
（１）全国各地域の自治体との連携…… 54
（２）分野を越えた連携 …… 55
（３）民間との協創 …… 57
第５章　港区地球温暖化対策地域推進計画、港区環境率先実行計画、港区気候変動適応計画 ……59
5.1　港区地球温暖化対策地域推進計画…… 59
（１）計画の目的と対象範囲 …… 59
（２）地球温暖化の現状と将来予測…… 59
（３）区内の温室効果ガスの排出状況…… 61
（４）計画目標 …… 70
（５）削減効果の見込み一覧 …… 72
5.2　港区環境率先実行計画…… 73
（１）計画の目的と対象範囲 …… 73
（２）これまでの取組と実績 …… 73
（３）区有施設の温室効果ガスの排出状況…… 74
（４）区有施設の温室効果ガス排出の算定方法…… 77
（５）計画目標 …… 77
（６）削減見込み …… 78
5.3　港区気候変動適応計画…… 80
（１）計画の目的と対象範囲 …… 80
（２）気候変動による影響とヒートアイランド現象 …… 80
（３）計画目標 …… 82
第６章　港区生物多様性地域戦略……83
6.1　計画の目的と対象範囲…… 83
（１）目的 …… 83
（２）対象範囲 …… 83

6.2　戦略の長期目標 ····· 83
6.3　港区の生物多様性の概要····· 85
（１）港区の暮らしと文化、自然の変遷····· 85
（２）港区の自然 ····· 90
（３）生物多様性保全・再生の拠点····· 100
6.4　生物多様性保全、再生の重点箇所の概要····· 102
第７章　港区環境教育等行動計画····· 110
7.1　計画の目的と対象範囲····· 110
（１）目的 ····· 110
（２）対象範囲 ····· 110
7.2　港区環境教育等行動計画の取組····· 110
（１）環境教育を取り巻く動向 ····· 110
（２）港区の環境教育等行動計画の方針····· 111
（３）港区の環境教育 ····· 111
第８章　港区環境行動指針····· 114
8.1　区民の行動指針 ····· 114
8.2　事業者の行動指針····· 118
8.3　区の行動指針 ····· 122
第９章　計画の推進····· 126
9.1　推進体制 ····· 126
（１）庁内の連携・協力 ····· 126
（２）多様な主体との協働・連携····· 126
（３）東京都、近隣区等との連携····· 126
（４）広域的な連携のネットワーク····· 126
9.2　進行管理 ····· 127
（１）各年度における施策の点検、評価····· 127
（２）計画期間最終年度における見直し····· 127
参考資料 ····· 128
１　港区環境基本条例····· 128
２　計画策定の経緯 ····· 128
３　港区環境審議会への諮問及び答申····· 128
４　港区環境基本計画策定方針····· 128
５　港区環境審議会 ····· 128
６　港区環境調整委員会····· 128
７　温室効果ガスの算定方法····· 128
８　港区の環境に関するアンケート調査結果（概要） ····· 128
９　関連計画等一覧 ····· 128
10　ＳＤＧｓと施策の関係····· 128
11　用語解説（脚注）の索引····· 129

第１章　計画の基本的事項

1.1　計画策定の背景

（１）国内外の環境情勢の変化と港区を取り巻く動向

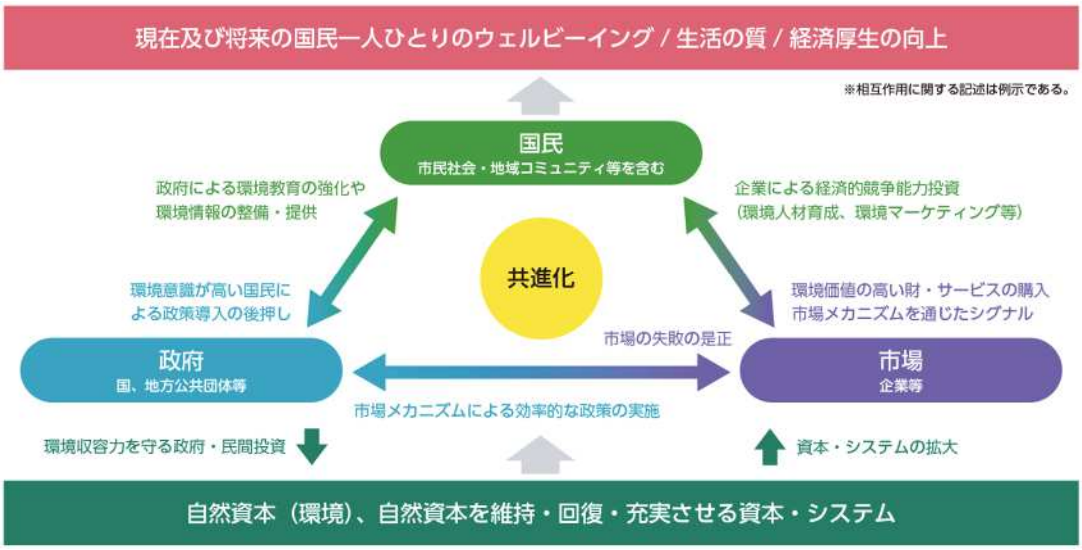
港区では、これまで港区環境基本計画のもと、脱炭素や資源循環、生物多様性の保全をはじめとした環境施策を総合的に推進してきました。令和５（2023）年度の計画改定以降も、国内外を取り巻く情勢は変化し続けており、国や東京都の政策においても、実効性を重視した法制度の整備や施策強化が急速に進んでいます。

環境課題が多様化・複雑化するなか、気候変動対策、循環型社会の実現、生活環境の保全、生物多様性の保全など、環境・社会情勢の変化や国内外の動向を広く捉えた施策の展開が求められています。

①一人ひとりのウェルビーイング（豊かな暮らし）*と持続可能な環境の両立

国が令和６（2024）年５月に閣議決定した「第六次環境基本計画」では、環境施策の最上位目標として「国民一人一人のウェルビーイング/高い生活の質」が掲げられました。その実現に向け、脱炭素（カーボンニュートラル）*、循環経済（サーキュラーエコノミー）*、ネイチャーポジティブ（自然再興）*の同時達成をめざす統合的アプローチの重要性が示されています。

このように、従来の「環境のために我慢する」という考え方から、「環境に良い選択が豊かな暮らしにつながる」という価値観への転換が進んでいます。各分野の取組を個別に進めるのではなく、相互の関係性を考慮して一体的に推進し、施策の相乗効果を高めるアプローチは、いまや国際的な潮流となっています。



政府・市場・国民の共進化によるウェルビーイング実現のイメージ
出典：環境省　令和７年度環境白書

②2050 年カーボンニュートラル実現と気候危機への対応

●2050 年カーボンニュートラル実現に向けた新たな目標設定

気候変動の深刻化や温室効果ガス排出削減への認識が世界的に広まる中、国は令和７（2025）年２月に新たな「エネルギー基本計画」および「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。これにより、2035 年度までに▲60%、2040 年度までに▲73%（2013 年度比）という新たな目標を設定し、再生可能エネルギーをはじめとする脱炭素電源の最大活用と、エネルギー安全保障の確保を一体的な取組と捉え、2050 年カーボンニュートラル実現への対策を強化しています。

東京都においても、令和６(2024)年度に「ゼロエミッション*東京戦略 Beyond カーボンハーフ*」を策定し、2035 年までに▲60%（2000 年比）という高い削減目標を掲げました。あわせて「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」*を改正し、令和７（2025）年４月から新築住宅等への太陽光発電設備の設置を義務化するなど、再生可能エネルギーの主力化に向けた官民一体の取組を加速させています。

●ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）

ＧＸとは、脱炭素への移行を経済成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上を両立させる取組です。国は、令和５（2023）年５月に成立した「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（ＧＸ推進法）および閣議決定された「ＧＸ推進戦略」に基づき、中小企業や住宅の省エネ化、再エネの主力化、カーボンリサイクル等の研究開発、成長志向型カーボンプライシングの導入などを推進しています。さらに令和７（2025）年２月には、今後の具体的な道筋を示す「ＧＸ2040 ビジョン」を策定し、取組を強化しています。



ＧＸでめざすもの

出典：経済産業省

●気候リスクへの対応（気候変動適応策）

気候変動適応とは、地球温暖化に伴い既に生じている（あるいは将来生じうる）豪雨や酷暑などの影響による被害を回避・軽減し、安全で快適な暮らしを守るための取組です。

国は令和５（2023）年５月の「気候変動適応計画」の一部変更により、近年深刻化する熱中症対策を喫緊の課題として位置付けました。東京都においても、令和６（2024）年３月に「東京都気候変動適応計画」を改定するなど、気候危機や自然災害への備えを加速させています。



全国的な「＃適応しよう」キャンペーン」の展開

出典：国立環境研究所気候変動適応センター

③資源をムダなく活かす「循環経済」への移行

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムによる資源枯渇や環境汚染が深刻化する中、設計段階から資源の効率的利用や再利用を図る循環経済への移行が急務となっています。

国は、令和６（2024）年８月に「第五次循環型社会形成推進基本計画」*を閣議決定し、循環経済を国家戦略として位置付けました。同計画では、地域資源を地域内で循環させる仕組みづくりの推進や、2040 年までの「追加的なプラスチック汚染ゼロ」の達成が掲げられています。

また、「資源有効利用促進法」*の改正により、再生資源の利用義務化やＣＥコマース*の促進が盛り込まれました。さらに、「再資源化事業等高度化法」*の施行により、製造・リサイクル事業者に対して高度な再資源化を義務付けるなど、関連法制度の整備・見直しを推進し、再資源化の量と質の双方を向上させる取組が強化されています。



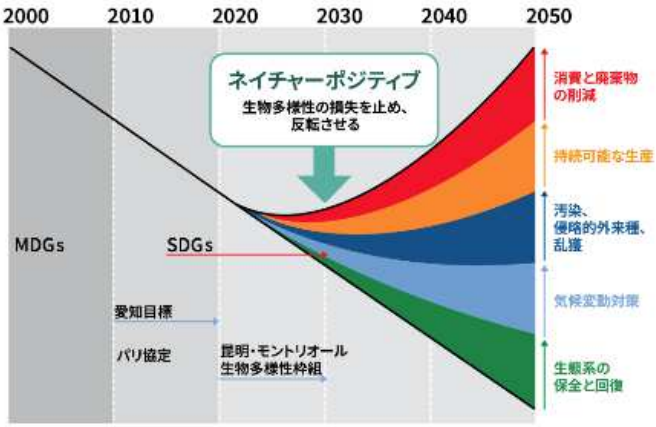
循環経済への移行

出典：環境省 第五次循環型社会形成推進基本計画概要

④自然の恵みをつなぐ、生物多様性の保全とネイチャーポジティブ

人間の活動によって生態系の破壊や種の絶滅が深刻化する中、自然の損失を食い止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」への転換が地球規模の課題となっています。

国は「昆明・モントリオール生物多様性枠組」*を踏まえ、令和 12(2030)年までのネイチャーポジティブ実現に向けた「生物多様性国家戦略 2023-2030」*を策定しました。さらに「30by30」目標の達成に向け、民間企業や個人等の活動によって生物多様性保全を図る「自然共生サイト」*の認定制度を導入し、令和７（2025）からは同サイトを法制化しながら、企業・団体等の保全活動をさらに後押ししています。



生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳

出典：環境省ネイチャーポジティブポータルサイト
（地球規模生物多様性概況第５版(GBO5)を基に作成）

東京都においても、令和５（2023）年４月に「東京都生物多様性地域戦略」を改定し、外来種対策や重要野生生物の保全、自然環境デジタルミュージアム*設置等の取組を強化しています。さらに、令和６（2024）年には「東京都生物多様性推進センター」を開設し、地域保全活動支援や普及啓発を拡充し、都内の保全地域管理やエコロジカルネットワーク*形成を推進しています。

（２）区内の動向

●人口と経済の動向

区内の人口・世帯数は、平成９（1997）年以降増加し続け、令和２（2020）年には新型コロナウイルス感染症の影響等により一時的な減少に転じたものの、令和５（2023）年から再び上昇に転じており、将来にわたっても引き続き増加していくことが見込まれています。

産業構造においては、「卸売業・小売業」をはじめ、「学術研究・専門・技術サービス業」や「情報通信業」の割合が多く、多くの企業や最先端のビジネス拠点が集積する活気ある経済基盤を構築しています。また、区内各所で大規模な再開発事業等のまちづくりが進展しており、従来の中低層の建築物から高層建築物への集約化と土地の高度利用が進んでいます。



区内の人口・世帯数の推移と将来推計人口

出典：実績値 港区住民基本台帳(各年１月１日現在)、推計値 港区人口将来予測 令和８(2026)年度改定版



港区内外のまちづくりプロジェクト

出典：港区まちづくりマスタープラン　※改定骨子（案）

●環境負荷軽減に向けた取組推進と区民の意識

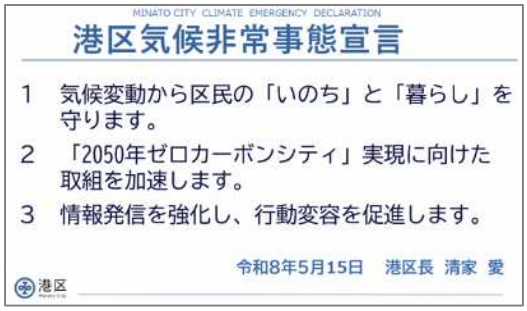
港区においてはこれまで港区環境基本計画に基づき、人々の多様な暮らしや経済活動が営まれる中、活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生し、誰もが安全に安心して暮らすことができる環境負荷の少ないまちづくりを推進してきました。また、区内各地で大規模な民間開発が進んでおり、建物整備に付随する大規模な緑化や、街区・地区単位での二酸化炭素排出量実質ゼロをめざした取組など、環境に配慮した開発が大きく進展してきました。

こうした様々な取組の進展から、近年の環境データは、指標により概ね「横ばい」または着実な「改善」傾向にあります。しかし一方で、区民アンケートによる評価や実感においては、依然として課題も残されており、両者のギャップをなくし、施策の効果を区民の実感に結び付けていくことが必要となっています。

［地球環境分野］

区有施設への再生可能エネルギー100%電力の導入、シェアサイクル*の普及など、区の施策や区民、事業者の省エネ行動等により、区域の二酸化炭素排出量は減少傾向にあります。その一方で、こうした省エネルギー及び再生可能エネルギー施策が、必ずしも区民の実感や満足感に結びついていない状況があり、都市部ならではの大規模なエネルギー消費への対策、気候変動の深刻化による区民生活への影響等も課題となっています。このような状況を踏まえ、区民・事業者と危機意識を共有するとともに「2050 年ゼロカーボンシティ」の早期実現に向けた行動を後押しするため、令和８年５月に「港区気候非常事態宣言」を行いました。気候変動を将来の課題ではなく「今、対応すべき危機（非常事態）」として捉え、区民・事業者と危機感を共有し、気候変動適応策及び脱炭素施策を一体的に推進しています。





港区気候非常事態宣言

［資源循環分野］

ごみの分別促進、食品ロス削減に向けた「食べきり協力店」*の登録促進、事業系ごみ削減に向けた立入検査の強化など、区民や事業者と連携した実効性の高い施策を展開してきました。資源の分別適正率は 97.3%と高水準にある一方、可燃ごみの適正排出率は 65.3%に留まっており、家庭ごみのさらなる減量に向けた普及啓発が重要となっています。

［生活環境分野］

定期的な環境調査を通じて大気や水質等の状況を継続的に監視・公表するとともに、騒音、振動、悪臭などの公害に関し、事業者等への指導の徹底と啓発を行い、生活環境の安全確保に努めています。その結果、公害苦情は減少傾向にあります。また、環境美化活動・キャンペーンの実施や喫煙場所の整備推進により、ポイ捨ての少なさに対する区民満足度は向上しました。しかし、来街者の増加に伴い、ごみ管理や路上喫煙といったマナー上の課題が顕在化しつつあり、新たな取組の推進が必要となっています。

［自然環境分野］

緑被率*の向上、雨水浸透対策*の進展、区立公園の自然共生サイト認定などにより、緑や水、生物多様性に対する区民満足度が向上するなどの成果を上げています。一方で、川や海のきれいさ、水辺への親しみに対する満足度は必ずしも高くない状況です。今後は、みどりの保全や創出、生物多様性の理解と浸透に向けた取組を継続しつつ、水辺の利活用を通じた体験価値を向上させる取組の強化が求められます。

●様々な主体へのアプローチと連携強化

区内における環境学習やイベントへの参加者数は増加傾向にあり、区民の環境保全活動への参加機会は着実に拡大しています。一方で、環境について学ぶ機会や活動への参加に対する満足度は必ずしも高くなく、活動量の増加が必ずしも充実感に結び付いていない可能性があります。また、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」の会員事業者数が減少傾向にあり、活動の認知度向上や参画促進に向けた情報発信の強化が必要となっています。

今後も人口や事業所の増加が見込まれる中、区は環境課題の解決を牽引し、効果的な支援策や普及啓発を通じて区民や事業者の主体的な行動を促していく必要があります。さらに、多様な主体が連携して環境施策を推進することで、環境の質の向上と暮らしやすさの双方の実現を図ることが求められます。

（３）策定の視点

本計画の策定に当たっては、現行計画策定後の社会情勢の変化や、環境分野に関する国内外の動向、区民・事業者の意識、それらに基づく課題を踏まえ、将来にわたり全ての人々が安全かつ安心して暮らし、活動することができる持続可能な先進都市を実現するため、次に掲げる視点に立って計画を策定します。

1

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」が掲げる目標や施策との整合を図りつつ、各分野の多様な施策との連携を強化することで、環境・社会・経済に係る課題の統合的解決を図り、区民の「健康・安全・快適性・つながり」といったウェルビーイングの向上をめざします

2

活発な都市活動と豊かな歴史・自然が共生する港区のポテンシャルを活かし、地球温暖化対策や資源循環、生物多様性保全などを一体的に推進することで、環境保全と都市価値の同時向上をめざします

3

区民、事業者、地域の団体、多様な主体の協働・連携を深めるとともに、一人ひとりの行動変容を促進し、多様化・複雑化する環境課題に取り組みます

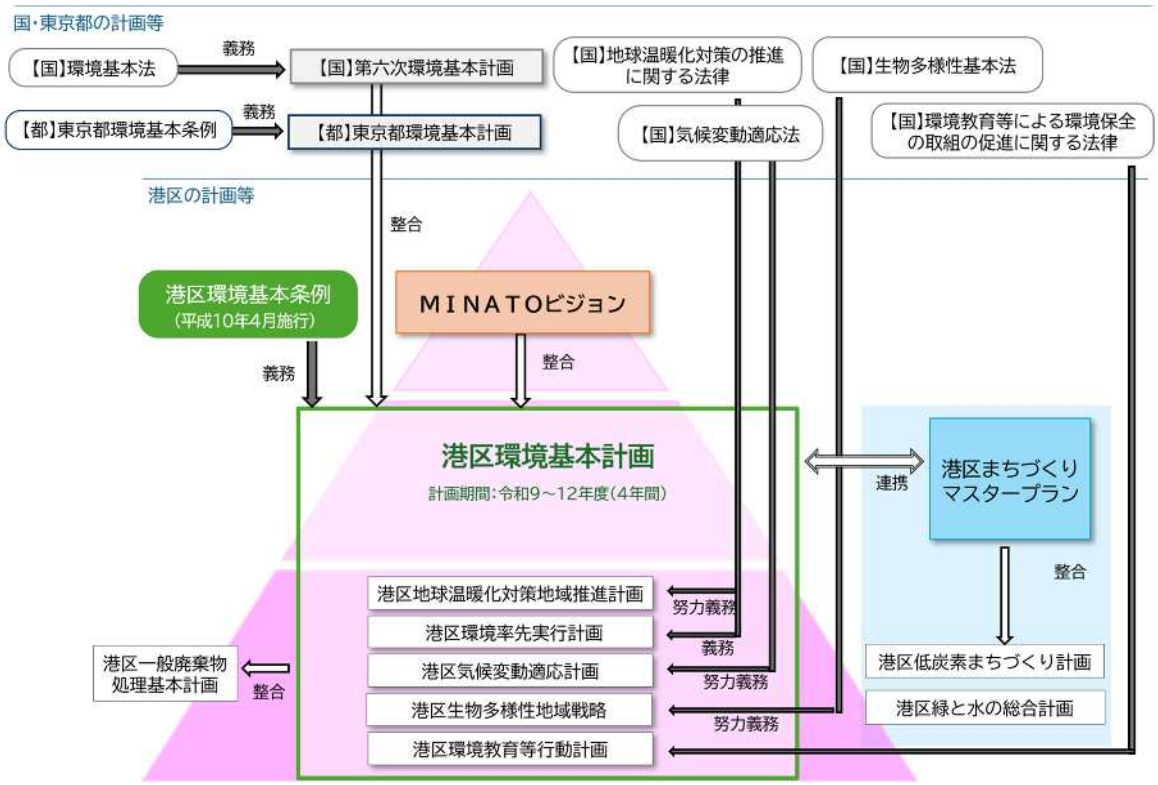
1.2　計画の位置付け等

（１）計画の位置付け

港区環境基本計画は、区の総合計画である「ＭＩＮＡＴＯビジョン」に掲げる 2040 年代の港区の将来像の実現を図るための環境・リサイクル分野の計画であり、関連する他の分野計画との整合性を図りつつ、環境関連計画の総合的な計画として、区の環境に関する取組の基本的な方向性を示すものです。

また、本計画には、環境分野の個別計画のうち、地球温暖化対策に関わる「港区地球温暖化対策地域推進計画」、「港区環境率先実行計画」、「港区気候変動適応計画」と、「港区生物多様性地域戦略」、「港区環境教育等行動計画」を含みます。

さらに、区民、事業者等が、本計画のめざす環境像の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していくことができるよう定める、港区環境基本条例第８条に基づく「港区環境行動指針」*を含みます。



（２）対象とする範囲

本計画では、環境施策を次の５つの分野で捉え、施策を講じていきます。

脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）	二酸化炭素の排出抑制（地球温暖化の緩和策） 気候変動に起因すると指摘されている様々な影響への対策（気候変動への適応策）
未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）	３Ｒ（リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進 循環経済の推進 プラスチック・食品ロス対策の推進
良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）	騒音や大気汚染等の公害の防止 開発が環境に与える影響への対策 環境美化に関する取組
自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）	多様なみどりの保全と創出 生物多様性に関する取組 古川、運河、台場の海の水質改善及び水辺空間と水循環系の保全・再生に関する取組
環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）	区民、事業者等の環境保全意識の向上による行動変容の促進 そのための環境教育、環境学習等の推進

（３）計画期間

港区環境基本計画は、令和９（2027）年度から令和 12（2030）年度までの４年間を計画年度とします。



第２章　めざす環境像と施策・目標

2.1　めざす環境像

港区には、時代を超えて受け継がれてきた歴史や、地域で守り育まれてきた文化があり、国内外から多くの人が行き交う国際色豊かなまちとして発展してきました。

また、海や運河などの水辺や、四季の移り変わりを楽しめる公園・緑地などの豊かな自然環境が都会の風景の中に広がっており、これらが港区の大きな魅力となっています。

一方で、自然災害の脅威や地域コミュニティの衰退など、都心特有のさまざまなリスクも抱えており、その対応が必要となっています。

「ＭＩＮＡＴＯビジョン」では、港区がめざす2040年代のまちの姿として『今を引き継ぎ、社会課題を乗り越え、未来を創る。「歴史と未来」「都会と自然」「地域と世界」が交差し、一人ひとりが自分らしく幸せに暮らせるまち』を将来像に掲げています。

あわせて、環境・リサイクル分野の将来像として『みんなの意識と行動が未来を変える。自然が暮らしを彩るサステナブルシティ*』を示しています。

誰もが幸せを感じられるまちの実現に向け、想いを一つに、港区に関わる人たちが協力し合いながら歩みを進めていくことが重要であり、本計画においても「ＭＩＮＡＴＯビジョン」で掲げる将来像をめざす環境像として位置付け、環境・リサイクル分野における持続可能なまちづくりを一体的に推進していきます。

本計画のめざす環境像

自然が暮らしを彩るサステナブルシティ　みなと

～みんなの意識と行動が未来を変える～

2.2　施策・目標

めざす環境像の実現に向け、本計画が対象とする範囲に示した分野に対応した５つの政策と、そのめざしていくべき方向性（目標）を定めます。施策・目標に対する基本方針・方針のもと、取組を推進します。

施 策 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める	**目 標** 「2050 年ゼロカーボンシティ」の早期実現に向けた脱炭素化の取組と、気候変動の影響による自然災害や熱中症等から区民のいのちと暮らしを守るための取組により、持続可能で安全・安心なまちを実現します。
施 策 2 未来につなぐ循環型の都市をつくる	**目 標** 区民・事業者が循環経済（サーキュラーエコノミー）への理解を深め、主体的に行動することで、資源を大切に循環利用し、使えるものはリユースを優先するなど、使い捨てに依存しない生活様式が地域に定着した循環型都市の実現をめざします。
施 策 3 良好で快適に暮らせる生活環境をつくる	**目 標** 公害を未然に防止するとともに、開発に伴う環境への影響の抑制と生活環境の質の向上を両立させ、良好な都市環境を次世代へつなぎます。
施 策 4 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる	**目 標** まちの活気との調和を図りながら、緑や水辺、生きものを守り、生物多様性の恵みを将来に引き継ぐ都市環境の実現をめざします。
施 策 5 環境に対する意識を高め行動を広げる	**目 標** 環境教育等を通じて環境保全意識を高め、区民・事業者の行動変容を促すことで、主体的な環境配慮行動の実践が広がる社会を実現します。

第３章　環境像実現に向けた施策の内容

3.1　施策体系



統合的課題解決に向けた施策の展開（第４章）

方 針

- 省エネルギー化とエネルギー利用の最適化
- 再生可能エネルギー等の利用拡大に向けた支援策の充実
- 緑化や国産木材の活用による二酸化炭素の吸収・固定

- 区有施設のZEB・ZEH化や運用面における省エネルギー化の推進
- 再生可能エネルギー等環境にやさしいエネルギーの積極的導入
- 先進技術等を活用した新たな脱炭素施策の推進

- 自然災害のリスク軽減やレジリエンスの強化
- 熱中症予防に関する普及・啓発の促進と指定暑熱避難施設の拡充
- ヒートアイランド現象の緩和及び暑熱対策の推進

- マイバッグなどの使い捨てない暮らしによるリデュース・リユースを促進
- 家庭から出る未利用食品の回収機会の充実と提供先の確保
- 区民ニーズや地域課題に対応した収集体制の確立

- 一人ひとりの分別意識向上に向けた普及・啓発の強化
- 循環型社会の実現に向けた資源回収の拡充と資源の利用価値の向上
- 民間事業者等の取組と連携した資源回収・リサイクル機会の拡充

- 事業用大規模建築物のごみ減量や資源の再利用の促進
- 事業者への指導や実践的な助言によるリサイクルの促進
- 各種手続のオンライン化と事業者への情報発信の充実

- 騒音、振動、悪臭などの公害に関する事業者への指導の徹底と啓発の推進
- アスベストや有害化学物質等の飛散・拡散防止等に係る対策の推進
- 羽田空港新飛行経路の固定化回避に向けた取組の推進

- 港区環境影響調査制度の手続に関する区民への周知の促進
- 大規模開発事業における環境配慮内容の区民周知と意見集約の推進
- 都アセスメント対象案件を含む区内高層建築物のビル風対策の推進

- 路上等へのごみのポイ捨てやごみの放置対策の充実
- みなとタバコルールの周知啓発と遵守の指導強化
- 環境美化活動への積極的な参加の促進

- 公園、道路等の公共空間や民有地における緑陰の確保
- 生物多様性を支え、景観を彩る豊かで質の高いみどりの保全・創出
- 区民等が身近に親しむことができるビオトープの保全・再生・活用

- 生物多様性の理解と浸透のための効果的な普及・啓発
- 区民・事業者との協働による生物多様性の保全・再生

- 水辺空間を生かした賑わいと安全・環境共生の創出
- 健全な水循環機能の保全・向上

- 多様な媒体による気候変動対策の必要性の分かりやすい情報発信
- エコプラザやみなと区民の森を活用した学習機会の充実
- 身近な行動と地球温暖化防止のつながりへの理解促進

- みなとエコチャレンジへの参加を通じた実践行動の後押し
- 事業者による環境配慮型の事業活動と実践行動の促進

- 区民・事業者・区の連携による環境配慮行動の推進体制の強化
- 情報発信と実践の連動による参加の輪が広がる地域循環の形成

3.2　施策と基本方針

●本項の構成

本項は、施策ごとに次の内容により構成しています。

目　標

現状と課題を踏まえ、各施策でめざしていくべき方向性を示します。

現状と課題

各分野の環境に関する区内の現状と、これらを踏まえた主な課題を示します。

成果指標

計画期間における施策の目標を示します。
施策が個別計画を兼ねる場合、個別計画として掲げる目標等は、後段で示すそれぞれの該当する章に記載しています。
また本指標は、ＭＩＮＡＴＯビジョンとの整合を図っています。

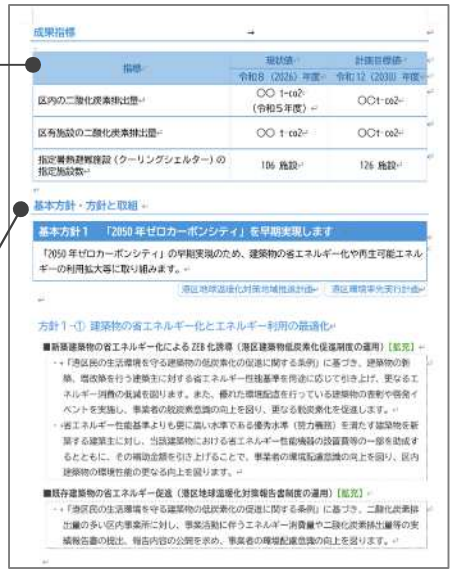
基本方針・方針と取組

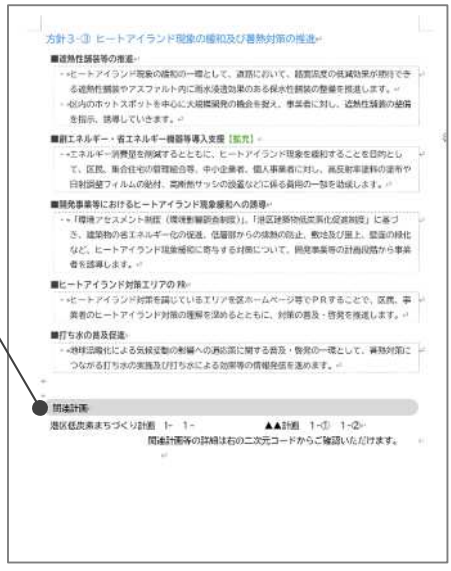
基本方針の概要と、方針ごとに具体的な取組の内容を示します。
なお、本計画からの新たな取組には【新規】の表記を、前回計画から取組を拡大、充実した取組には【拡充】の表記をしています。

関連計画

取組が他分野にまたがるものについて、関連計画を記載しています。計画の詳細については二次元コードからご確認ください。
また、巻末に関連計画の一覧を掲載しています。



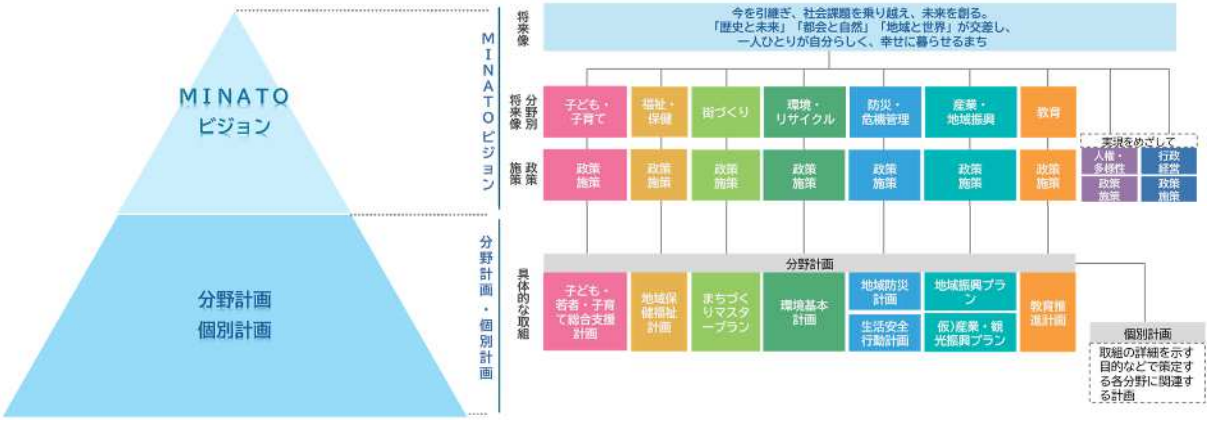




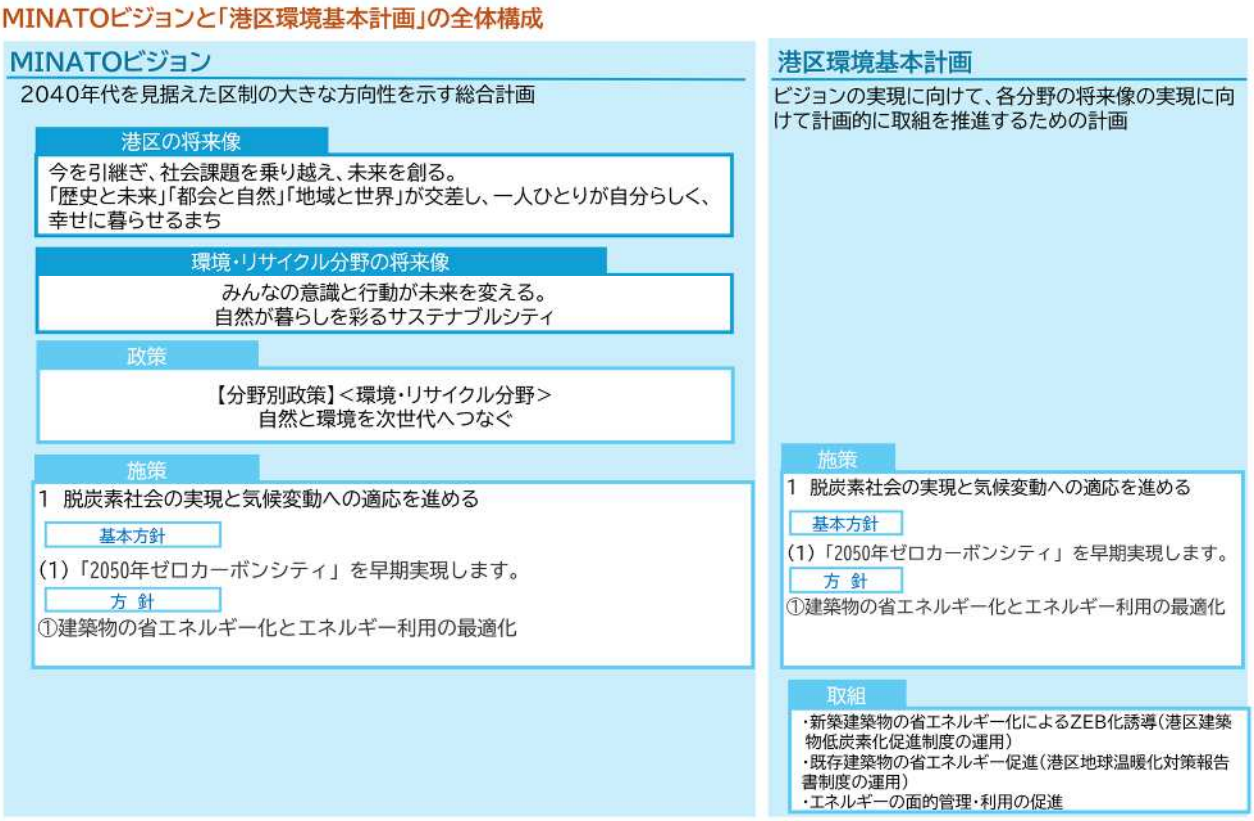
●ＭＩＮＡＴＯビジョンと港区環境基本計画との関係について

本計画では、「ＭＩＮＡＴＯビジョン」で示している「港区の将来像」及び「環境・リサイクル分野の将来像」「政策」を基に作成した「施策」「取組」を掲載しています。

将来像や政策、施策、取組は連動し、将来像の実現に向けて、環境・リサイクル分野の取組を着実に実行していきます。



港区におけるＭＩＮＡＴＯビジョンと分野計画・個別計画の体系



ＭＩＮＡＴＯビジョンと本計画の全体構成

施策 1 脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める

港区地球温暖化対策地域推進計画　港区環境率先実行計画　港区気候変動適応計画

目 標

「2050 年ゼロカーボンシティ」の早期実現に向けた脱炭素化の取組と、気候変動の影響による自然災害や熱中症等から区民のいのちと暮らしを守るための取組により、持続可能で安全・安心なまちを実現します。

現状と課題

●都内最多の排出量と民生業務部門への対策

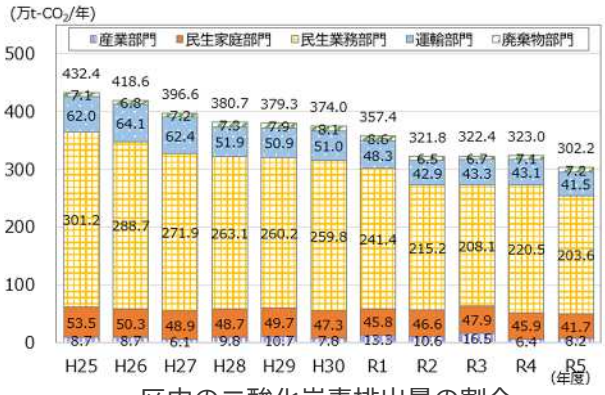
・本区の二酸化炭素排出量は都内で最も多く、その約７割をオフィスビル等の民生業務部門が占めています。「港区建築物低炭素化促進制度」や等を通してこれまで進めてきた建築物の省エネルギー化を一段と推進するとともに、省エネコンサルタントの派遣等を通じて集合住宅やテナントビル等への働きかけを強化し、都市機能の価値を高めながら二酸化炭素排出量の削減を加速させる必要があります。

●先進技術の積極的活用による区有施設の脱炭素化推進

・建築物への対策が重要である一方で、都心特有の制約から施設への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の直接導入が困難なケースも多いといった課題があります。そのため、ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池や IoT 等の活用によるエネルギー利用の最適化など、先進技術を区有施設へ率先して導入することで、その成果を区内全体へ波及させていくことが重要です。

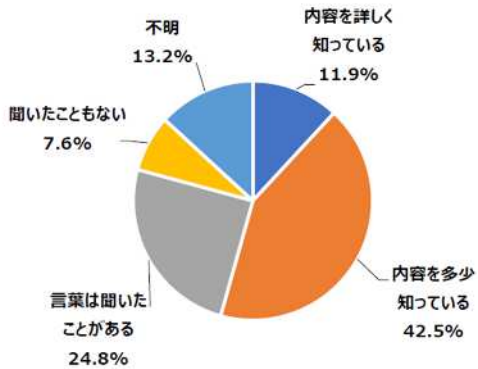
●自然災害や暑さ対策など気候変動の影響への適応の必要性

・地球温暖化に伴う豪雨や土砂災害の激甚化、猛暑やヒートアイランドによる熱中症リスクなどが、区民生活に深刻な影響を及ぼしています。気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」について、関連部局が連携した防災・減災対策を進めるとともに、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）*の設置・拡充など区民の「いのち」と「暮らし」を守るための取組を強化し、区民への認知を高めながら行動変容を促していくことが急務となっています。



区内の二酸化炭素排出量の割合

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成



区民の「気候変動の影響への適応」の認知度

出典：港区の環境に関するアンケート調査報告書（令和８年２月）

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
区内の二酸化炭素排出量	261.5 万 t-CO_2	199.3 万 t-CO_2
区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量	0.0100t-CO_2	0.0072t-CO_2
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定施設数	106 施設	126 施設

基本方針・方針と取組

基本方針１　「2050 年ゼロカーボンシティ」を早期実現します

「2050 年ゼロカーボンシティ」の早期実現のため、区民、事業者、区が一体となって二酸化炭素の排出削減に取り組みます。

港区地球温暖化対策地域推進計画

港区地球温暖化対策地域推進計画の削減目標

令和 12（2030）年度の区内の二酸化炭素排出量を

平成 25（2013）年度比　▲53%　とする

中期の削減目標

令和 17（2035）年度の区内の二酸化炭素排出量を

平成 25（2013）年度比　▲71%　とする

令和 22（2040）年度の区内の二酸化炭素排出量を

平成 25（2013）年度比　▲87%　とする



区内の二酸化炭素排出量の削減目標

方針１-① 省エネルギー化とエネルギー利用の最適化

■新築建築物の省エネルギー化（港区建築物低炭素化促進制度の運用）【拡充】

- 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づく「港区建築物低炭素化促進制度」について、建築物の新築、増改築を行う建築主に対する省エネルギー性能基準（義務）を用途に応じて引上げ（令和９年度施行）、更なるエネルギー消費の低減を図ります。また、優れた環境配慮を行っている建築物の表彰や啓発イベントを新たに実施し、事業者の脱炭素意識の更なる向上を図ります。
- 省エネルギー性能基準よりも更に高い水準である優秀水準（努力義務）を満たす建築物を新築する建築主に対し、当該建築物における省エネルギー性能機器の設置費等の一部を助成することで、区内建築物の環境性能の更なる向上を図ります。

■既存建築物の省エネルギー促進（港区地球温暖化対策報告書制度の運用）

- 「港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例」に基づき、一定規模以上の区内事業所に対し、事業活動に伴うエネルギー消費量や二酸化炭素排出量等の実績報告書の提出、報告内容の公開を求め、事業者の環境配慮意識の向上を図ります。

■エネルギーの面的管理・利用の促進

- 「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、地区内や複数の街区でエネルギー供給施設を共有し、効率的に電気や熱を融通し合うエネルギーの面的管理・利用を促進、誘導していきます。特に開発事業等による都市機能の更新や街区再編などの機会を捉えて、コージェネレーションシステムなどによる自立分散型エネルギーシステムなどの高効率かつ自立性の高いエネルギーの面的利用の導入を図ります。
- 隣接する街区間では、ＣＥＭＳ（地域エネルギー管理システム）の構築など、最適な制御による地域全体のエネルギー効率の向上を図ります。

■創エネルギー・省エネルギー機器等の導入促進【拡充】

- 区民、集合住宅の管理組合等、中小企業者、個人事業者に対し、創エネルギー・省エネルギー機器等の経費を助成するとともに、時代に即した新たな対象機器を検討し、二酸化炭素排出量の削減と持続可能な社会の実現に向けて取り組みます。
- 区民、事業者等の創エネルギー・省エネルギー機器等助成に伴うカーボンクレジットを創出し、制度の深化を図ります。

■集合住宅の省エネルギーの取組推進

- 区民の多くが集合住宅に居住するという特性を踏まえ、集合住宅の共用部分における省エネルギーを促進するため、省エネコンサルタントを派遣します。
- 省エネコンサルタントによる設備改修や運用改善等の支援、助成制度の案内、再生可能エネルギー由来の電力への切替えを働きかけます。

■公共交通の利用促進【拡充】

- 人や物の移動に伴って排出される二酸化炭素の削減につながる公共交通機関の利用促進の一環として、コミュニティバス「ちぃばす」及び台場シャトルバス「お台場レインボーバス」の利用促進を図ります。

・ 「ちぃばす」の一部に導入しているＥＶ*バスや燃料電池バス、ハイブリッドバスなど、環境に配慮した車両の導入促進及び運行に努めます。
・ ＭａａＳ※等のデジタル技術の活用や交通手段間の連携強化により、公共交通の利便性向上を図り、利用促進につなげます。

■自転車の利用促進

・ 環境に配慮した交通手段の一つである自転車の利用を促進するため、自転車シェアリングの実施を継続します。
・ 自転車通行空間や自転車等駐車場などの利用環境の整備を推進します。

■駐車場地域ルールの運用

・ 「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、地域の実情に応じた「駐車場地域ルール」を定め、自動車交通量の少ない場所への駐車施設の集約化を推進します。

■ウォーカブルな歩行環境の整備による行動変容の促進【新規】

・ 安全で快適に歩いて移動しやすい環境づくりを進めることで、自動車利用に依存しないライフスタイルへの転換を促進し、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

方針１-② 再生可能エネルギー等の利用拡大に向けた支援策の充実

■「ＭＩＮＡＴＯ再エネ 100」による再エネ電力利用の促進

・ 家庭における再エネ電力の利用を促進するため、家庭向けに再エネ電力を供給できる小売電気事業者を登録するとともに情報を区ホームページで公開し、区民等の再エネ電力利用を促進します。
・ 再エネ電力の利用を拡大し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、使用電力を再エネ100%電力へ切り替えた区民、事業者に区内共通商品券を交付する「再エネ電力導入サポート事業」を行います。
・ 「ＭＩＮＡＴＯ再エネオークション」及び「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」の周知、運用により、区内事業者の再エネ電力の利用や非化石証書の購入を促進します。
・ 「ＭＩＮＡＴＯ再エネ 100 電力利用事業者」として区内の事業所で再エネ 100%電力を利用する事業者を認定し、区ホームページなどで広く周知します。

■東京都との連携による住宅向け太陽光発電設備等の導入促進

・ 東京都と連携し、都が実施する住宅向け太陽光発電設備等（太陽光パネル、蓄電池）の共同購入事業の周知を行い、再エネ導入を促進します。

■「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度」による再エネ設備設置促進

・ 再生可能エネルギー設備設置に際して「建築基準法」の形態規制を緩和する制度「港区建築物再生可能エネルギー利用促進計画」を令和７年４月に策定し、再エネ設備の設置を促進しています。

■水素エネルギーの普及啓発と活用促進

・ 水素を活用した省エネルギー機器の一つである家庭用燃料電池システム（エネファーム）

の経費を助成し、普及を促進します。

・ 水素エネルギーへの理解促進に向け、水素エネルギーを活用する意義、環境負荷低減等についての講座、イベント等により普及・啓発を進めます。

方針１-③ 緑化や国産木材の活用による二酸化炭素の吸収・固定

■みなと区民の森の森林整備促進

・ みなと区民の森の森林整備を継続的に実施することで、整備した森林による二酸化炭素の吸収を促進します。

■区内の緑の保全・創出による二酸化炭素の吸収の促進

・ 「港区緑と水の総合計画」及び「港区低炭素まちづくり計画」に基づき、再開発等の大規模開発の機会などを捉えた緑化の指導・誘導を行うとともに、公園等の整備を推進し、樹木等による二酸化炭素の吸収を促進します。

■「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の運用

・ 森林による国内の二酸化炭素吸収量の増加を図るため、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」の運用により、区内建築物に協定自治体から産出される木材をはじめとする国産木材の活用を促します。

・ テナント店舗等での協定木材による木質化を支援して、モデル店舗等を創出するとともに、当該モデルを協定木材の活用方法及びその魅力的な事例として PR していくことで更なる協定木材の活用拡大につなげます。

・ 認証された区内建築物、テナント店舗等のうち、木材の視認性、デザイン性などに優れた建築物、テナント店舗等を表彰し、周知・啓発することで、より多くの協定木材をはじめとする国産木材の活用を促します。

■森林由来のカーボンクレジットの創出・普及促進【新規】

・ 森林経営計画に基づき、みなと区民の森を整備し、カーボンクレジットを創出します。

・ 区内事業者向けに、協定自治体の森林由来カーボンクレジットの普及啓発を実施します。

■森林環境譲与税の活用

・ 森林環境譲与税を活用し、協定自治体をＰＲする催しや区民参加型の事業など、区と協定自治体双方の発展に向けた取組や、国産木材の活用等について理解を促す事業を実施していきます。

■お台場の海の藻場造成によるブルーカーボン*生態系活用の推進

・ 運河などの水辺への親しみを深めるとともに、新たな二酸化炭素吸収源を創出するため、ブルーカーボン生態系である藻場を運河につくる研究を進めます。

基本方針２　区が率先して脱炭素化を推進します

区内の脱炭素化を推進するため、区が率先して省エネルギー化や地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入等に率先して取り組みます。

港区環境率先実行計画

港区環境率先実行計画の削減目標

令和 12（2030）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を

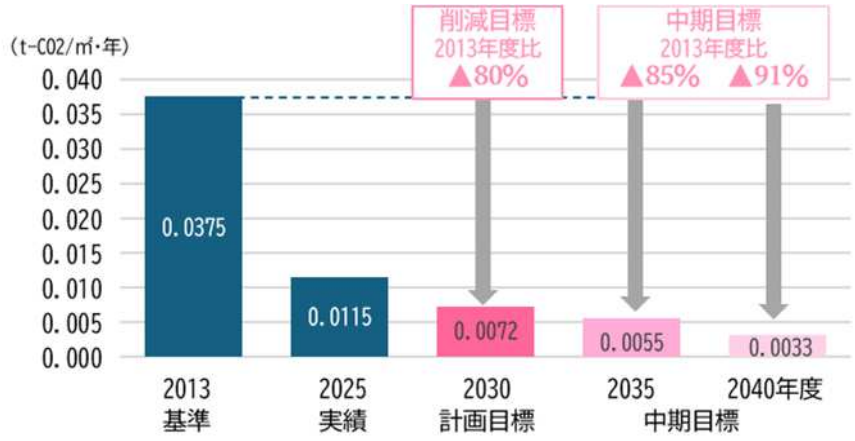
平成 25（2013）年度比　▲80%　とする

中期目標

区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量　平成 25（2013）年度比で

令和 17（2035）年度　**▲85%**　とする

令和 22（2040）年度　**▲91%**　とする



区有施設における面積当たりの二酸化炭素排出量の削減目標

方針２-① 区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化や運用面における省エネルギー化の推進

■区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ*化と省エネ運用の推進【拡充】

- 「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づき、新築、増改築では、非住宅でＺＥＢ Ｒｅａｄｙ、住宅でＺＥＨ-Ｍ Ｏｒｉｅｎｔｅｄ を基準として、また、既存施設の大規模改修では、一次エネルギー消費量削減率を可能な限り高めるものとして、区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化を推進します。加えて、建築物の計画から解体までのライフサイクル全体において排出されるCO_2「ライフサイクルカーボン」*の算定など、取組を強化します。
- 適切なエネルギー管理方法を規定する「エネルギー管理標準」を、各区有施設で継続的に管理、運用するための体制を整備することにより、区有施設の運用面での省エネルギー化を進めます。

■区有施設における協定木材の活用促進

- 区有施設の新築、増改築時に、「港区建築物等における協定木材等利用推進方針」に基づき、協定自治体から産出される木材を積極的に活用します。

■区有施設における緑のカーテンの設置

- 本庁舎や区立小・中学校、保育園などの区有施設に緑のカーテンを設置し、ヒートアイランド現象の緩和と省エネルギー対策を推進します。

■脱炭素に向けた職員の行動推進

- 環境マネジメントシステムを運用し、区有施設の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の削減、環境負荷の低減に向けた職員、指定管理者、委託事業者等による取組を推進します。
- 職員向けの省エネルギー等に関する研修や啓発を行います。
- 区が主催又は共催するイベントの開催において、地球温暖化に配慮した企画や準備を行います。

方針２-② 再生可能エネルギー等環境にやさしいエネルギーの積極的導入

■再生可能エネルギー100%電力の積極的導入

- 「港区電力調達方針」に基づき、引き続き再生可能エネルギー100%電力を調達可能な全ての区有施設で使用します。
- 全国の再生可能エネルギー資源を豊富に有する自治体と連携し、再生可能エネルギー由来の電力を区有施設へ導入し、相互の発展を図ります。

■区有施設への再生可能エネルギー発電設備の積極的導入【拡充】

- 区有施設のエネルギー自給率を向上及び二酸化炭素排出量の削減を図るため、従来のシリコン型太陽光パネルに加え、ペロブスカイト太陽電池などの次世代型太陽電池、ロールスクリーン状や建材一体型の太陽光発電設備など、施設ごとに最適な再エネ設備の導入を検討します。

■区有施設のガス脱炭素化推進【新規】

- 区有施設へのカーボン・オフセット都市ガスの導入を促進することで、二酸化炭素の排出

量の削減、脱炭素化を図ります。

方針２-③ 先進技術等を活用した新たな脱炭素施策の推進

■先端技術を活用した区有施設の省エネルギー化の検討

・ 区有施設における更なる二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー化の実現に向けて、ＩｏＴ技術を活用した制御機能による室外機の運転最適化を引き続き実施するとともに、ＡＩ等の先端技術を活用した省エネルギー施策を検討します。

■バイオ炭活用の推進【新規】

・ 区立公園で発生する剪定枝等を原料としたバイオ炭を活用し、炭素の長期固定と資源循環を推進します。

基本方針３　気候変動に適応した安全・安心な暮らしを確保します

気候変動の影響を回避、軽減し、区民のいのちと暮らしを守るため、都市部としての自然災害リスクの軽減対策、熱中症対策の強化等を図ります。

港区気候変動適応計画

方針３-① 自然災害のリスク軽減やレジリエンス*の強化

■都市型水害対策の推進

・　公共施設や大規模建築物等の新築、増改築の機会を捉え、雨水浸透施設の設置を指導し、雨水の地下浸透を促進することにより、下水道管の負担を軽減し、都市型水害対策を進めます。

■気象情報等の発信

・　「港区防災情報メール」や「港区防災アプリ」等の情報伝達手段を活用し、気象庁が発表する大雨、暴風、高潮等に関する気象情報や記録的短時間大雨情報、区の水位、雨量観測値に基づく注意情報を区民に対してリアルタイムに伝達していきます。

■土砂災害対策の強化

・　土砂災害への備えを強化するため、がけ、擁壁の所有者向けに「がけ・擁壁安全ハンドブック」を作成し配布するとともに、高さ２ｍを超えるがけ、擁壁の所有者には、「がけ・擁壁改修工事等支援事業」により、専門家を派遣して技術的助言を行うほか、工事費の一部を助成するなど、土砂災害対策の強化を推進します。

■災害時におけるＺＥＶの電源活用

・　区内事業者等と災害時における電動車両等の支援に関する協定を締結し、災害時に電動車両等の迅速かつ円滑な提供を受けられる体制を整備することで、災害時の電力確保体制の構築を進めます。

■エネルギーの面的管理・利用の促進によるレジリエンス強化

・　地区内や複数の街区でエネルギー供給施設を共有することで効率的に電気や熱を融通し合うエネルギーの面的管理・利用を促進することにより、災害等の非常時における電力や熱の確保を可能とし、エリア単位のレジリエンスの強化を図ります。

方針３-② 熱中症予防に関する普及・啓発の促進と指定暑熱避難施設の拡充

■指定暑熱避難施設の拡充【新規】

・　猛暑による健康被害を防ぎ、安全・安心に過ごせる環境を確保するため、民間事業者等と連携し、暑さをしのげる指定暑熱避難施設の拡充を進めます。また、施設情報を積極的に周知し、誰もが利用しやすい環境づくりを進めます。

■熱中症予防に関する普及・啓発

・　地球温暖化及びヒートアイランド現象の影響により、熱中症のリスクの増大が懸念されることから、熱中症警戒アラートの周知・啓発により「暑さ」への気づきを呼びかけるとと

もに、区ホームページ、ポスター、リーフレット等により高齢者、乳幼児をはじめ区民の熱中症予防に関する普及・啓発を進めます。

■地球温暖化の影響により疾病リスクの増大が懸念される感染症予防に関する普及・啓発

・ 地球温暖化の影響によって、蚊などの感染症媒介生物による疾病リスクが増大することが懸念されるため、区民の感染症予防に関する普及・啓発を進めます。

方針３-③ ヒートアイランド現象の緩和及び暑熱対策の推進

■遮熱性舗装等の推進

・ ヒートアイランド現象の緩和の一環として、道路において、路面温度の低減効果が期待できる遮熱性舗装の整備を推進します。

・ 区内のホットスポットを中心に大規模開発の機会を捉え、事業者に対し、遮熱性舗装の整備を指示、誘導していきます。

■ヒートアイランド対策に係る創エネルギー・省エネルギー機器等の導入支援

・ エネルギー消費量を削減するとともに、ヒートアイランド現象を緩和することを目的として、区民、集合住宅の管理組合等、中小企業者、個人事業者に対し、高反射率塗料の塗布や日射調整フィルムの貼付、高断熱サッシの設置などに係る費用の一部を助成します。

■開発事業等におけるヒートアイランド現象緩和への誘導

・ 「環境アセスメント*制度（環境影響調査制度）」、「港区建築物低炭素化促進制度」に基づき、建築物の省エネルギー化の促進、低層部からの排熱の防止、敷地及び屋上、壁面の緑化など、ヒートアイランド現象緩和に寄与する対策について、開発事業等の計画段階から事業者を誘導します。

■ヒートアイランド対策エリアのＰＲ

・ 緑のカーテンなどヒートアイランド対策を講じているエリアを区ホームページ等でＰＲすることで、区民、事業者のヒートアイランド対策の理解を深めるとともに、対策の普及・啓発を推進します。

■打ち水の普及促進

・ 地球温暖化による気候変動の影響への適応策に関する普及・啓発の一環として、暑熱対策につながる打ち水の実施及び効果等の情報発信を進めます。

関連計画

・港区低炭素まちづくり計画　方針１-①　方針３-③
・港区緑と水の総合計画　方針１-③
・港区地域防災計画　方針３-①

関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

施策 2 未来につなぐ循環型の都市をつくる

目 標

区民・事業者が循環経済（サーキュラーエコノミー）への理解を深め、主体的に行動することで、資源を大切に循環利用し、使えるものはリユースを優先するなど、使い捨てに依存しない生活様式が地域に定着した循環型都市の実現をめざします。

現状と課題

●使い捨てや無駄のない暮らしの定着

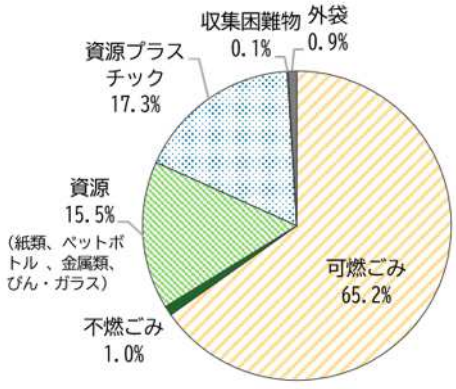
・大量生産・大量消費型のライフスタイルからの転換に向け、ものを使い捨てない意識の定着や、誰もが手軽に参加できるリユース機会のさらなる拡大など、資源循環への取組を推進していく必要があります。また、家庭や店舗における未利用食品等の食品ロス削減に向け、「港区食べきり協力店」の登録促進や外食時の食べきり推進など、ごみにしない取組を強化していくことが求められています。

●分別の徹底とさらなる資源化の促進

・本区は全国に先駆け製品プラスチック等の資源回収に取り組み、資源の分別適正率は 97.3%と高水準を維持しています。しかし、可燃ごみの適正排出率は約 65%にとどまり、資源化が可能な古紙やプラスチックの混入が散見されるなど、課題も多く残されています。家庭ごみのさらなる削減に向け、デジタル等も活用したごみ減量・分別に係る情報発信や普及啓発を拡充し、リサイクルの「量」と「質」の双方の向上を図る必要があります。

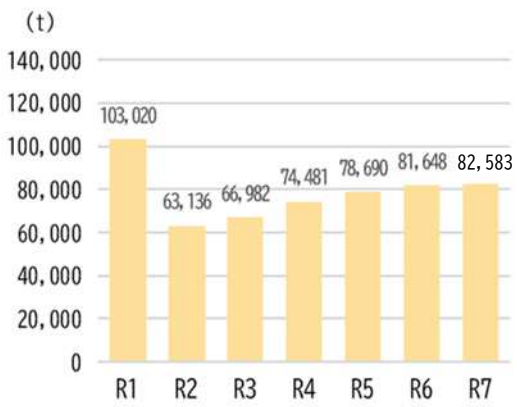
●事業系ごみの削減とリサイクル意識の定着

・事業者やオフィスビルが多く立地する本区においては、区内の総排出量の半数以上を事業系ごみが占めています。大規模建築物に対する立入調査の強化や再利用計画書に基づく指導等を通じて、事業者の社会的責任としての分別徹底を促すとともに、組織全体におけるリサイクル意識の定着や、生産・流通段階からのごみ削減に向けた事業者との連携を強化していく必要があります。



可燃ごみの適正排出状況

出典：港区ごみ排出実態調査調査報告書（令和７年度）



持込ごみ量※の推移

※事業者自ら又は一般廃棄物処理業者が処理施設に搬入するごみ量

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
区民一人当たりのごみ量（ｇ/人・日）	517 g/人・日	480 g/人・日
資源化率	28 %	35 %
持込ごみ量（年）	82,600 t	74,300 t

基本方針・方針と取組

基本方針４　社会課題に対応した清掃事業を推進します

ごみの排出抑制のため、生活の中でごみを出さない、繰り返し使う意識の定着を図るとともに、高齢化の進展などに伴うごみ出し支援をはじめとした多様なニーズに対応した清掃事業を推進します。

方針４-① マイバッグなどの使い捨てない暮らしによるリデュース・リユースを促進

■マイバッグ・マイボトル等の利用促進

・ 使い捨てプラスチックやごみとして廃棄されるペットボトル削減のため、引き続き、区ホームページやパンフレット等によりマイバッグやマイボトルの利用を促す啓発を行います。

■海洋プラスチック問題の普及・啓発と情報発信

・ パネル展やイベント、清掃車へのラッピング、集積所へのプラスチック分別周知看板設置などを引き続き推進し、海洋プラスチック問題に対する意識啓発を行うとともに、３Ｒ推進行動会議を活用して産業団体、消費者団体、清掃協力会などと連携して区民等への意識啓発を行います。

■リユースの機会の拡大【拡充】

・ 子ども服の交換会「リユース♡♡ブリッジ」をはじめ親子が利用する区有施設のイベント等と連携して、多くの区民等が参加できるリユースの取組を促進します。また、区有施設等の拠点で回収するおもちゃ等についてもリユースの機会拡大に向け強化を図ります。

■家具等のリユースの推進

・ 家具のリサイクル展の日曜開催や民間事業者の掲示板サイトを活用した家具の紹介、事業の周知・啓発を引き続き行い、利用しやすい環境と、ごみの減量化を推進します。

方針４-② 家庭から出る未利用食品の回収機会の充実と提供先の確保

■フードドライブの拡大

- 区民の食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10 月の「食品ロス削減月間」、及び 10 月 30 日の「食品ロス削減の日」に、普及・啓発キャンペーンを展開します。
- フードドライブの受付窓口について、未利用食品の回収拡大のため、新規に受付可能な施設の増設に努めます。また、区主催のイベントや区内商業施設との連携による臨時回収も推進します。
- 家庭から回収される未利用食品の提供先となる、食品を必要とする区内施設や団体と連携して有効活用を図ります。

■食品廃棄物の削減

- 「港区食べきり協力店」や「みなとエコショップ」の拡大に加え、新たに創設した、食品ロス削減に取り組む事業者の表彰制度を通じて啓発を強化します。
- 食品ロス削減に効果的な取組を分かりやすく解説した「食品ロス削減ハンドブック」を区ホームページで公開するとともに、事業用大規模建築物立入検査時に事業者への指導助言へ活用し、食品ロス削減を促進します。

方針４-③ 区民ニーズや地域課題に対応した収集体制の確立

■危険物等の不適正排出の防止【拡充】

- 清掃工場の焼却炉停止の原因となる水銀、清掃車や中間処理施設の火災の原因となるリチウムイオン電池などの有害物質や危険物の資源・ごみへの混入を防止するため、これらの危険性や適切な処理方法について周知・啓発を行います。

■福祉等と連携した収集サービスの推進

- 戸別訪問収集等の対象者を、高齢者、障害者に加え、指定難病等の罹患者や、妊婦の方などに拡大し、収集を行っています。今後も資源回収、ごみ収集の支援を必要とする区民に寄り添った収集サービスを提供していきます。

■繁華街の早朝収集

- 日の出時間の早い夏季におけるカラス等による集積所のごみの散乱、高温多湿による可燃ごみの腐敗が観光客に与えるイメージや、清掃職員の熱中症予防等を考慮し、引き続き繁華街を中心に夏季の収集時間を前倒しします。

■荒天時や感染症拡大時における業務継続

- 相当な警戒を要する台風、降雪時にも収集業務を継続できるよう体制確保に努めますが、収集の中止、前倒し、延期を決定せざるを得ない場合には、区民生活への影響が最小限に留まるよう対応します。
- 感染症の拡大時など、非常時においても収集体制が維持できるよう、手指消毒や検温等の感染症予防対策を引き続き実施します。

■災害への対応力の向上【拡充】

・　頻発化・激甚化する自然災害を見据え、災害廃棄物処理体制の強化や関係機関との連携を推進し、迅速な復旧・復興を支える対応力を高めます。

■清掃職員の作業着・保護具の安全性向上

・　猛暑における熱中症対策など、清掃職員の健康を守り、清掃事業を安定的に継続するため、引き続き安全性や機能性に優れた作業着、保護具の検討、導入に取り組みます。

基本方針５　区民一人ひとりの主体的なリサイクル行動を促進します

リサイクルを推進するため、適正な分別を徹底し、資源化を一層促進します。

方針５-① 一人ひとりの分別意識向上に向けた普及・啓発の強化

■ごみの減量・分別に係る情報発信【拡充】

- ごみ減量・資源化の取組に対する関心を高めるとともに、紙類やプラスチックの可燃ごみへの混入を減らすため、区ホームページやイベント等で分別方法の周知徹底や品目ごとの回収、処理フローなどの情報提供を通じて分別意識の向上を促進します。
- 画像を送信するとＡＩが品物を判別して正しい分別・捨て方を案内できる仕組みを導入し、区民が迷うことなく正しく捨てられるよう周知方法を充実させます。
- パネル展や地域での出前講座のほか、学校等での環境学習、学年別リーフレットの活用等により分別の必要性とごみ減量・資源化について啓発や教育を推進します。

■港資源化センターを活用した資源循環のＰＲ

- 港資源化センターのびん・缶ラインの設備やペットボトル選別機での中間処理の様子をカメラやモニターに投影する等、見学者向け設備の新規設置や啓発動画を作成や、区が回収した資源がどのような過程を経て、新たな製品に再生されるのか実物の展示を交えて発信しています。引き続き、小・中学校の環境学習や国内外からの視察受入れ等を行うなど、分別意識や中間処理の重要性の認知向上を図ります。

■適正な集積所利用のためのマナー啓発

- ルールが守られていないごみ排出者へ粘り強く説明指導するなど、ごみ出しマナーの啓発を行っていきます。

方針５-②　循環型社会の実現に向けた資源回収の拡充と資源の利用価値の向上

■資源の拠点回収の拡大

- 現在実施している拠点による資源回収について、周知拡大を図るとともに、新たな区有施設の開設等に併せて拠点回収場所の拡大を図ります。

■プラスチックや紙類等の適正排出の促進

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）を推進するため、引き続き、プラスチックや紙類等の適正排出を促進し、資源化を進めます。
- 「その他再生可能紙」の資源回収をより促進するため、区ホームページや古紙関係事業者等と連携した周知・啓発を推進します。

方針５-③ 民間事業者等の取組と連携した資源回収・リサイクル機会の拡充

■プラスチックリサイクルに取り組む事業者との連携によるリサイクル手法の見直し

- プラスチックリサイクルについて新たな取組を開始する事業者等と連携し、新たなリサイ

クル手法を検討します。

■集団回収実践団体への支援

・ 地域住民による集団回収を促進し、資源回収量の拡大を図るため、可燃ごみとして多くが焼却処分されている古紙・布類を中心に、集団回収実践団体に対する適切な報奨金を設定します。

■小規模事業者への集団回収の参加の支援

・ 小規模事業者が集団回収活動に参加できることを「集団回収の手引き」を用いて周知し、参加を促します。

■回収業者登録制度による集団回収の実施支援

・ 集団回収実践団体が優良な回収業者を選択し、安心して集団回収に取り組める環境を整備するため、適切な回収料金、処理方法を実践する回収業者のリストを区ホームページ等で公開します。

基本方針６　事業者から排出されるごみを抑制します

事業系ごみの排出抑制のため、事業系ごみに多く含まれる古紙をはじめ、事業者のリサイクル意識の向上を図ります。

方針６-① 事業用大規模建築物のごみ減量や資源の再利用の促進

■事業用大規模建築物の・ごみ減量や資源の再利用の促進

・　ごみの減量が条例により義務付けられている事業用大規模建築物（事業用途に供する床面積の合計が 1,000 ㎡以上の建築物）の所有者に対し、立入検査等を通じてごみの減量や資源の再利用の取組状況を把握するとともに、情報提供や助言等を行い、資源循環の取組を促進します。

■大規模開発におけるごみの減量や資源の再利用の促進

・　大規模開発に際しては、事業者等との協議の機会を通じて、ごみの減量や資源の再利用に関する取組を促進するとともに、再生利用指定制度の活用や再資源化事業者との連携に向けた情報提供等を行います。

方針６-② 事業者への指導や実践的な助言によるリサイクルの促進

■事業者によるごみ減量・資源化及び適正処理の推進

・　事業用大規模建築物の所有者及び占有者（テナント）によるごみの減量及び資源の再利用を推進するため、立入検査等の機会を通じて、事務所や飲食店等の業種に応じた助言や情報提供を行うとともに、優良事例の共有等により自主的な取組を促進します。

■少量排出事業者の民間収集への移行促進

・　事業系ごみの処理は、排出事業者の自己処理が原則です。事業者のごみの自己処理責任を徹底するため関係部署と連携し、区収集を利用している少量排出事業者に対し、収集の頻度や時間帯などを排出事業者側が個々の状況に合わせて選択できるなどの民間収集（一般廃棄物収集運搬業者に委託）のメリットを示しながら移行を促します。

方針６-③ 各種手続のオンライン化と事業者への情報発信の充実

■各種手続のオンライン化等の推進

・　「事業用大規模建築物における再利用計画書」等の各種手続のオンライン化を進め、事業者の利便性及び行政サービスの向上を図るとともに、ごみの減量や資源の再利用に関する情報発信の充実を図ります。

■容器包装リサイクル制度の見直しなど拡大生産者責任の強化

・　「全国都市清掃会議」など様々な機会を捉えて、国や業界団体に対し、取組の内容を改めて精査し、継続的に働きかけていきます。

・　容器包装リサイクル制度に関して、プラスチック製容器包装に係る事業者による発生抑制等のインセンティブをより働かせる観点から、分別収集・選別保管を含めた全てのリサイ

クルコストを事業者負担とし、拡大生産者責任を明確化することを求めていきます。

関連計画

・港区一般廃棄物処理基本計画　方針４-①　方針４-②　方針４-③　方針５-①　方針５-②
方針５-③　方針６-①　方針６-②　方針６-③

・港区地域防災計画　方針４-③

関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

施策 3 良好で快適に暮らせる生活環境をつくる

目 標

公害を未然に防止するとともに、開発に伴う環境への影響の抑制と生活環境の質の向上を両立させ、良好な都市環境を次世代へつなぎます。

現状と課題

●良好で安全な生活環境の確保

・事業者への継続的な指導等による公害発生の未然防止に努めていることにより、区内の公害苦情件数は減少傾向にあります。しかし、空気のきれいさや騒音の少なさに関する区民の満足度は依然として低く、今後も大気や水質の測定及び公害防止指導の徹底が必要です。

・さらに、羽田空港新飛行経路に関わる航空機騒音等への対応として、区民の不安を軽減するための対策や国への継続的な要請、区民への丁寧な情報提供を推進し、安全で安心な生活環境を維持していく必要があります。

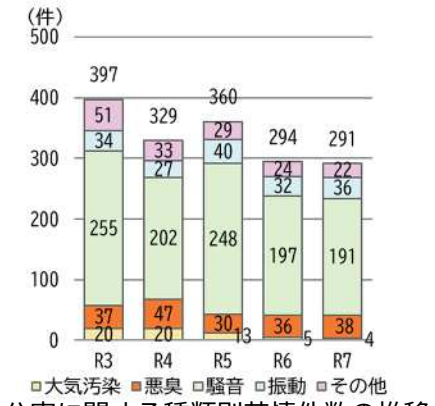
●区独自の環境影響調査制度（環境アセスメント制度）を活用した環境配慮のまちづくり

・快適で健康的な暮らしなど、生活の質の向上に対する区民のニーズがますます高まっています。今後予定されている大規模な開発事業に対して、これまでと同様に区独自の環境影響調査制度を最大限に活用し、計画の初期段階から適切な指導・誘導を徹底することで、環境への負荷を押さえ、誰もが快適に過ごせるようまちづくりを進めていくことが求められています。

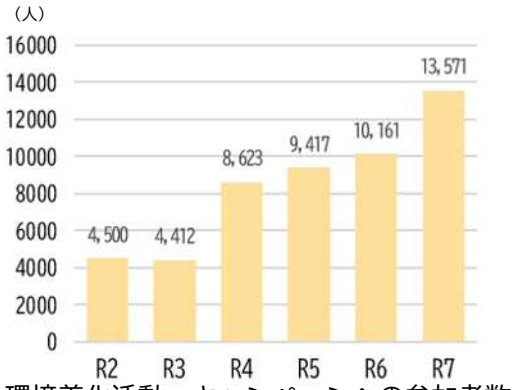
●環境美化の推進と多様な生活環境課題への対応

・継続的な環境美化活動や「みなとタバコルール」に基づく喫煙場所の整備により、ごみやたばこの吸い殻のポイ捨ての少なさに対する区民満足度は高くなっています。一方、訪日客をはじめとする来街者の増加に伴い、ポイ捨て等のマナーに関する新たな課題も顕在化しています。ごみの持ち帰り文化の啓発やごみ箱の適切な配置検討など、実効性の高い対策が必要です。

・また、住居での物品の溜め込み等による悪臭・害虫などの近隣トラブルに対しては、環境部門だけでなく、福祉等の関係部署との堅密な連携による適切な支援が必要となっています。



公害に関する種類別苦情件数の推移



環境美化活動・キャンペーンへの参加者数

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
静穏に関する満足度	27.6 %	35 %
環境影響調査における区から事業者への指導の達成状況	100 %	100 %
ポイ捨ての少なさに関する満足度	50.1 %	55 %

基本方針・方針と取組

基本方針７　良好で安全な生活環境を確保します

区民の良好で安全な生活環境を確保するため、公害に関する事業者への指導の徹底と、区民への分かりやすい啓発に取り組みます。

方針７-① 騒音、振動、悪臭などの公害に関する事業者への指導の徹底と啓発の推進

■低公害車等の普及と環境負荷の低減につながる運転等の啓発・促進

- 区民、事業者等に向け、ＺＥＶを含む低公害車、低燃費車の普及や環境負荷の低減につながる運転の啓発を進めます。
- 区は庁有車のＺＥＶを含む低公害車化、低燃費車化を進めます。

■大気環境の監視及び測定結果の情報提供

- 二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント*等の大気汚染物質の常時監視を行い、測定結果をホームページで公表します。

■騒音、振動、悪臭などへの対策

- 事業活動に伴う騒音、振動や悪臭などの発生者に対し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」などの関係法令等に基づく指導を徹底します。
- 区内の幹線道路において、自動車騒音、振動を定期的に測定し、環境基準の達成状況などを調査します。

■臭気対策

- 建築物の地下にある排水槽（ビルピット）の管理者等への指導を行うとともに、東京都と連携して臭気の発生抑制に取り組みます。

■土壌汚染対策

- 事業者が「土壌汚染対策法」や「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく手続等を適正に進めるよう、東京都と連携して指導します。

方針７-② アスベストや有害化学物質等の飛散・拡散防止等に係る対策の推進

■区有施設のアスベスト対策

・ 区有施設の解体及び改修工事におけるアスベストの飛散を防止するため、解体工事時の立入検査の際にアスベスト含有建材有無の確認を行うとともに、解体及び改修工事の事業者に対して適切な施工に向けた指導を実施します。

■民間建築物のアスベスト対策

・ 建物解体工事の際にアスベストの事前調査及び飛散防止対策が適切に行われるよう、工事着手前の立入検査及び事業者に対するアスベスト飛散防止対策の指導を徹底します。

■有害化学物質の適正管理

・ 人体や環境に有害な化学物質を取り扱う事業所に対し、化学物質の使用量報告を毎年求めるとともに、適正管理を徹底するよう指導します。

方針７-③ 羽田空港新飛行経路の固定化回避に向けた取組の推進

■羽田空港新飛行経路に係る生活環境保全

・ 羽田空港新飛行経路下における航空機騒音を測定して結果を公表し、区民からの御意見や御要望を国に伝えるとともに、騒音対策など生活環境の保全につながる取組を検討し、実施します。

基本方針８　開発事業における環境配慮を促進します

誰もが快適に過ごせるよう、環境に配慮したまちづくりを進めます。

方針８-① 港区環境影響調査制度の手続に関する区民への周知の促進

■開発事業等の環境アセスメントの推進

・　区の環境アセスメント制度の適切な運用を図るとともに、事業者に対して、地域の状況や周辺開発の動向を踏まえたきめ細かい環境影響調査を実施するように指導します。また、国や東京都が行う環境アセスメントへの意見表明を通じて、環境への十分な配慮を事業者に求めていきます。

方針８-② 大規模開発事業における環境配慮内容の区民周知と意見集約の推進

■開発事業等の適切な誘導

・　開発事業等が実施される際には、「港区建築物低炭素化促進制度」、「緑化計画書制度」、地域特性を生かしたまちづくりの手引となる「まちづくりガイドライン」等を通じて、エネルギーの効率的利用やみどりの保全、創出、ヒートアイランド対策等を誘導します。

・　大規模な開発事業などにおいて、地域におけるエネルギーの有効活用や再生可能エネルギーなどの利用、熱環境の改善、暑熱対策、二酸化炭素排出量の削減に有効な緑化、風の道への配慮等を促し、持続可能なまちづくりを誘導していきます。

■良好な景観形成

・　港区特有の緑、水辺空間、歴史的・文化的資源を生かし、魅力ある街並みを形成するため、「港区景観条例」、「港区景観計画」に基づき、一定規模以上の建築物や工作物の建設などを対象に、良好な街並みの形成を指導、誘導します。

方針８-③ 都アセスメント対象案件を含む区内高層建築物のビル風対策の推進

■ビル風対策の推進

・　「港区ビル風対策要綱」に基づき、事業者に対し、ビル風を軽減するための防風植栽の施工及び管理の計画についての届出並びに区への生育状況の報告を求めていきます。

・　建築技術等の進展を踏まえ、ビル風対策に係る様々な技術や工夫等について事業者に指導又は助言し、より効果的で質の高い防風対策を促進します。

基本方針９　快適な生活環境の実現に向けた取組を充実します

健康・快適性など生活の質向上のため、増加する来街者も含めたマナー啓発の強化や新たな取組を推進します。

方針９-① 路上等へのごみのポイ捨てやごみの放置対策の充実

■ごみのポイ捨て対策【新規】

・　訪日外国人客をはじめとする多くの来街者に対し、自分の出したごみの持ち帰り文化を啓発するとともに、路上等へのごみのポイ捨て・ごみの散乱対策を実施します。

■民有地における不法投棄対策

・　まちの美観を損ねる不法投棄を減らすため、区が民地管理者等からの連絡、依頼により、不法投棄されたものの回収及び再発防止策の支援を行います。

■近隣の生活環境に影響を及ぼす家庭への対応【新規】

・　住居に大量の物品を溜め込み、近隣の生活環境に影響を及ぼす家庭に対して、福祉分野等の関係部署と連携し、対応を行います。

方針９-② みなとタバコルールの周知啓発と遵守の指導強化

■みなとタバコルールの普及・啓発の強化

・　みなとタバコルールの周知・啓発、路上喫煙者等に対する巡回指導を強化します。

・　区内の事業者等と連携して、ＳＮＳや来街者向け旅行サイトなど、様々な媒体を活用するとともに、発信する情報内容を分かりやすく整理し、在勤者や来街者に対するルールの周知、徹底を図ります。

■密閉型指定喫煙場所の整備拡大

・　屋内喫煙場所設置費等助成制度の活用を促進し、周辺環境に配慮したより分煙効果が高い密閉型喫煙場所（屋外密閉型及び屋内型喫煙場所）の整備を推進します。

方針９-③ 環境美化活動への積極的な参加の促進

■地域の環境美化活動の普及・啓発

・　各地区の環境美化活動推進協議会等と区が連携し、環境美化活動及び各種イベント等の機会を捉えた啓発活動を継続的に実施します。また、ごみ拾いＳＮＳの活用や優良団体表彰制度を通じた自主的な取組事例の発信等により、個人及び事業者等による環境美化活動の見える化を推進し、取組意欲の向上と行動変容の促進を図ります。

関連計画

・港区景観計画　方針８-②

関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

施策 4 自然と生きものにやさしい都市環境をつくる

港区生物多様性地域戦略

目 標

まちの活気との調和を図りながら、緑や水辺、生きものを守り、生物多様性の恵みを将来に引き継ぐ都市環境の実現をめざします。

現状と課題

●身近なみどりの創出と実感の向上

・開発事業等によるみどりの創出や既存樹木・社寺林等の保全等により緑化が進む一方で、「緑が多い」と感じる区民の割合は伸び悩んでおり、みどりの充実と区民の実感とのギャップが課題となっています。今後は、公共施設や民間開発などにおいて、区民が身近に魅力を実感できる質の高いみどりを創出・継承するとともに、その価値や効果をわかりやすく伝えていくことが必要です。

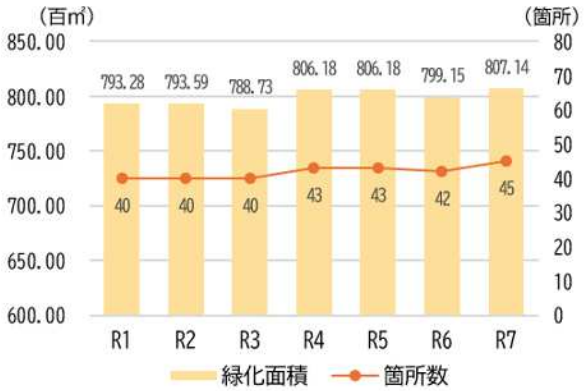
●生物多様性への理解促進と「30by30 目標」に向けた協働の推進

・区民の生物多様性への認知度は向上しつつありますが、日々の暮らしや事業活動における生物多様性への理解・浸透はまだ十分とは言えません。今後は、スマートフォンアプリを活用した区民参加型の生きもの調査など、誰もが主体的に参加できるプログラムを拡充するなど、学習機会の充実が求められています。

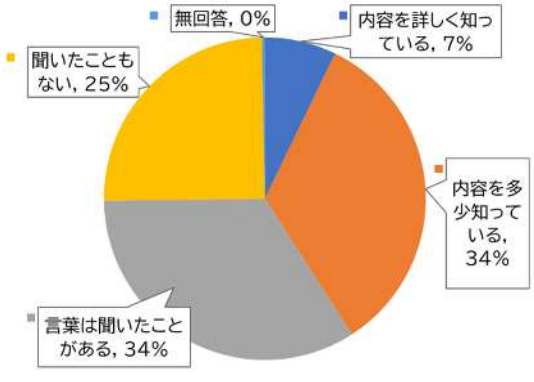
・また、「30by30 目標」の達成に向け、「自然共生サイト」認定申請の支援や、「生物多様性みなとネットワーク」等を軸とした官民連携を強化し、分野横断的な協働の取組を展開していくことが必要です。

●水辺の保全と区民利用の両立に向けた官民協働と魅力向上

・区内の多様な水環境は都市の魅力を高める貴重な資源です。水質・水循環の保全と、区民が利用したくなる水辺環境を両立していくことが重要であり、明確な方針のもと官民協働で管理できるような運営体制を構築し、魅力的な水辺の利活用と親水空間の充実を推進していく必要があります。



区内の緑地数及び緑地面積の推移



生物多様性の認知度

出典：港区民世論調査（令和８年３月）

現行コラム『「みどり」と「緑」』

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
保護樹木の指定数	720 本	760 本
生物多様性の認知度	76 %	82 %
運河沿緑地の利用か所数	3 か所	6 か所

基本方針・方針と取組

基本方針 10　みどりあふれる快適なまちをつくります

区民が身近にみどりを感じられる環境を充実させるため、豊かで質の高いみどりの保全・創出を進めます。

港区生物多様性地域戦略

方針 10-①　公園、道路等の公共空間や民有地における緑陰の確保

■緑化計画書制度によるみどりの量の確保と質の向上

- 開発事業や建築物の新築、増改築に際して自然と共生できる質の高いみどりを保全、創出するため、「緑化計画書制度」に基づき、樹木・樹林の保全や、屋上緑化、壁面緑化など多様な手法を用いた効果的な緑化を指導し、以下に貢献するみどりの保全、創出を誘導します。
 - ▹エコロジカルネットワークの形成と生物多様性の向上
 - ▹二酸化炭素の吸収
 - ▹ヒートアイランド現象の緩和　など
- みどりの質を一層向上させていくため、緑化指導において在来種の植栽を推奨します。
- 民有地の優れた緑化施設を表彰する「港区みどりの街づくり賞」制度により、緑化に対する区民、事業者等の意識を高め、みどりの質の向上につなげます。

■屋上緑化・壁面緑化等の推進

- 土地の高度利用が進む都心部において、建物の屋上や壁面を積極的に活用した緑化を指導・誘導するとともに、「屋上等緑化助成制度」の普及を図り、区民の生活空間にうるおいのある緑を創出します。
- 区ホームページやＳＮＳを活用して戸建て住宅や集合住宅の庭先やベランダ、屋上などの身近な場所で手軽にできる緑化を紹介し、区民への周知・啓発を図ります。

■区有施設の緑化の推進

・ 区有施設の新築、増改築及び改修時には、地上部のほか屋上、壁面など様々な空間を活用した緑化に努めるとともに、計画段階から質の高い緑地の保全、創出を検討し、緑の量の確保と質の向上をめざします。

■公園等の整備

・ 大規模な民間開発における公園や広場の適切な配置や整備、都市計画公園三田台公園の整備促進を図ることで、緑の量と質の向上をめざします。また、計画段階から区民意見を取り入れ、地域特性や区民のライフスタイルに合わせて公園の整備を進めます。

■道路緑化の推進

・ 街並みの景観を高め、うるおいとやすらぎのある道路環境をつくるため、幹線道路を生かした緑の軸を形成しながら道路緑化を推進します。
・ 既存の植栽を良好な状態で維持、育成するため、適切な維持管理を実施します。
・ 夏季の日中の気温が高く緑が少ない地域を中心に、街路樹及び沿道敷地の高木の育成による緑陰形成を進めます。
・ 台風による倒木を防ぐとともに、地域住民などの意見を反映させるなど、地域特性に配慮した樹種を選定し植栽します。

新コラム『樹木が支える、快適で持続可能なまち』

方針 10-② 生物多様性を支え、景観を彩る豊かで質の高いみどりの保全・創出

■みどりの普及・啓発

・ 公園におけるイベントや講座を通じて苗木配布等を行い、みどりの普及・啓発に努めます。

■区民協働によるみどりの保全・創出活動の支援

・ 「みどりの活動員制度」、「アドプト制度」を通じて、区民協働によるみどりの保全、創出活動を支援します。

■歴史あるみどりの保全【拡充】

・ 「港区みどりを守る条例」に基づき、一定規模以上の樹木・樹林・生け垣を保護樹木・保護樹林・保護生け垣として指定し、管理作業（落ち葉清掃、水やり等）に加え、新たに剪定等作業（剪定、土壌改良等）に対する支援を行うことにより、緑の保全に努めます。
・ 保護樹木・保護樹林のうち、特に保護し、育成すべき樹木等を特別保護樹木・特別保護樹林として指定し、管理作業及び剪定等作業に対する支援を行います。
・ 国、都、区指定の天然記念物、環境省の定める特定植物群落に関する情報を国や東京都と共有して、保全を図ります。
・ みどりの骨格を形成する斜面緑地について、保護樹木・樹林の指定、緑化計画書の運用、景観協議等を通じて保全を図ります。

■エコロジカルネットワークの評価【拡充】

- 区内の生きものの生息地及び周辺地域につながるエコロジカルネットワーク形成の効果を検証し、エコロジカルネットワークの将来像の実現に向けた取組の推進を図ります。
- 令和８（2026）年度に実施した港区みどりの実態調査（第 11 次）におけるエコロジカルネットワークの評価及び令和 10（2028）年度から実施する港区生物現況調査（第３次）の結果を基に、エコロジカルネットワークの将来像見直しを行います。

現行コラム『エコロジカルネットワーク』（将来像を含む）

方針 10-③ 区民等が身近に親しむことができるビオトープの保全・再生・活用

■公園等におけるビオトープ整備と生きものがすめる環境づくり

- 公園や児童遊園などの新設、改修の機会を捉え、虫や鳥などの身近な生きものがすめるビオトープを整備します。
- 公園等で、区がめざす自然環境の保全、再生のシンボル「カワセミ」が採餌、営巣できる環境に配慮した管理を行います。

現行コラム『カワセミ』

■生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所の管理・運営とモニタリング【拡充】

- 重点箇所に選定した樹林地、草地、水辺（池）において、「生物多様性を高める自然環境の保全、再生の重点箇所における管理・運営方針」や「生物多様性増進活動実施計画」に基づき、区、指定管理者、区民等の主体が連携して、保全、再生の取組を進めます。
- 重点箇所において、定期的に生きもののモニタリングを行い、保全、再生の取組に反映します。

■学校、幼稚園、保育園等におけるビオトープの創出と適切な維持管理の推進

- 学校等の新設、改修の機会を捉え、ビオトープを整備します。
- 学校、幼稚園、保育園に対し、生きものを身近に観察できるビオトープの整備方法や適切な管理方法を紹介する「ビオトープ管理手引き」を配付するとともに、専門家を派遣し整備・維持管理を支援するほか、ビートープを活用した環境学習を推進します。
- 区民や事業者が行うビオトープの維持管理について、みどりの活動員制度により支援します。

基本方針 11　生物多様性への理解を深め、保全を進めます

生物多様性の認知度を高め保全を図るため、普及・啓発や区民・事業者との協働による取組を推進します。

港区生物多様性地域戦略

方針 11-① 生物多様性の理解と浸透のための効果的な普及・啓発

■生物多様性に関する普及・啓発の推進

- 区内の自然環境などに関する情報を継続的に収集・蓄積し、区ホームページや冊子、パンフレット、パネル展などを通じて積極的に発信します。
- 区がめざす自然環境の保全・再生のシンボルである「カワセミ」を活用し、生物多様性への関心を高める普及・啓発を展開します。

■生物多様性に配慮した暮らしと働き方の促進

- 区民が日々の暮らしの中で実践できる生物多様性に配慮した行動メニューや、生物多様性に配慮した商品・サービスの認証制度について、区ホームページやイベント等を通じて普及・啓発します。
- 生物多様性みなとネットワーク会員と協働で策定した「事業者向け生物多様性行動メニュー」の普及を推進します。

現行コラム「エコラベル～」

■学びの機会の提供

- 自然を身近に感じ、生物多様性の大切さへの理解を深めるため、生きもの観察会や、あきる野市の「みなと区民の森」等における環境学習を通じて、暮らしと生物多様性との関わりを学ぶ機会を創出します。
- 教育委員会等と連携し、学校プールに生息するヤゴの救出観察会などの、生物多様性に関する環境学習を推進します。
- 多様な主体と連携し、区内外で生物多様性を学ぶ機会を継続的に提供します。
 - ▹各総合支所、児童館及び子ども中高生プラザにおける、野菜や花の栽培を学ぶ学習会
 - ▹保育施設や幼稚園等における、野菜の栽培、収穫及び調理を通じた食育活動
 - ▹芝浦公園の田んぼにおける田植え・稲刈り講習
 - ▹連携自治体における農業体験
 - ▹民間施設の緑地を活用した、生物多様性の保全に関する環境学習

■区民参加型生きもの調査【拡充】

- 小学生による「みんなと生きもの調査隊」などの区民参加型調査を継続するとともに、生きもの調査を効果的に行うための事前学習を目的とした区内小学校への出前授業を継続します。
- 公園等におけるイベントを通じた区民参加型調査を継続するとともに、誰もが気軽に参加できる、スマートフォンアプリを活用した調査を実施します。

■生物多様性スポットの創出と情報発信

・ 区民が生物多様性について身近に学び、体験できる生物多様性スポットとなる場所や活動事例のつながりを意識し、生物多様性の保全に貢献するまちづくりを誘導するとともに、区民、事業者等への情報発信を進めます。

【生物多様性スポットの例】

▹自然とのふれあいや学びのある場所

▹生物多様性と関連の深い文化を学べる場所

▹地域の生物多様性の特徴的な場所

▹まちの自慢となる生物多様性の保全につながる取組の活動拠点

方針 11-② 区民・事業者との協働による生物多様性の保全・再生

■生物多様性及び自然環境に関する調査の実施と情報発信

・ 次の調査を定期的に実施し、区内の生物多様性及び自然環境の現況を継続的に把握します。それらの結果を各取組や計画の見直しに反映するとともに、区ホームページ等で情報を発信します。令和 10（2028）年度から港区生物現況調査（第３次）を実施し、区内の生物相の変化を把握・分析するとともに、今後の推移を予測します。

【調査及び今後の実施予定】

▹港区生物現況調査（令和 10～11 年度）

▹港区みどりの実態調査（令和 13 年度）

▹湧水に関する調査（令和 13 年度）

■生物多様性の向上に貢献する建築計画やまちづくりの誘導【拡充】

・ 「緑化計画書制度」に基づく緑化指導において、「生物多様性緑化ガイド」を活用し、生物多様性に配慮した緑化を誘導します。

・ 港区生物現況調査（第３次）の結果を踏まえ、生きものと共存するまちづくりへの誘導を強化します。

現行コラム『生物多様性緑化ガイド』

■外来種の侵入・拡散の防止【拡充】

・ 在来種の生息を脅かす外来種や、区民の健康、住宅に被害を及ぼすおそれのあるヒアリ、ハクビシン、特定の樹木に寄生し枯らしてしまうクビアカツヤカミキリについて、国や東京都等と連携し、区民への注意喚起を行うとともに、侵入・拡散の防止に向けた対策を進めます。

・ 自然共生サイトに認定された有栖川宮記念公園（水辺周辺）及び檜町公園において、定期的に生物モニタリングを実施するとともに、公園でのイベントや講座を通じて、外来種等を観察しながら、その生態や適切な接し方を学ぶ機会を提供します。

現行コラム『外来種被害予防三原則』

■「自然共生サイト」の登録拡大に向けた取組【拡充】

- 自然共生サイトの登録拡大に向け、区内認定サイトの管理者と連携して、自然共生サイトに関する情報発信やイベントを通じた普及・啓発を行います。
- 民間の大規模再開発事業において、生物多様性保全の取組を積極的に誘導し、自然共生サイトの登録を促進します。
- 公共施設における候補地の検討や民間施設による認定申請を支援します。

【港区内の自然共生サイト】

▹有栖川宮記念公園（水域周辺）
▹檜町公園
▹東京ポートシティ竹芝オフィスタワー（竹芝新八景・スキップテラス）
▹東京ミッドタウン ミッドタウン・ガーデン
▹住友不動産東京三田ガーデンタワー・住友不動産東京三田サウスタワー

■「生物多様性みなとネットワーク」の活動推進

- 「生物多様性みなとネットワーク」における会員相互の情報交換や、生物多様性パネル展をはじめとする「生物多様性みなとフォーラム」の開催を通じて、区民、事業者、研究機関等と区が連携・協働する取組の充実を図ります。

■地域内・外の交流・連携

- 自然教育園と、自然環境に関する情報の共有や「生物多様性みなとフォーラム」を通じて連携を深めるとともに、区民、事業者、区内の学校などの利用につながる自然教育園の情報を発信します。
- 「東京湾自治体環境保全会議」、「生物多様性自治体ネットワーク」、「緑の情報連絡会」及び「オール東京 62 市区町村共同事業」への参加を継続し、他自治体との連携及び情報共有を図ります。
- 隣接区と連携して、エコロジカルネットワークの形成を推進します。
- 生物多様性条約に関連する活動やネットワークに参加し、国際的な活動との連携を図るとともに、世界の動向に関する情報収集に努めます。

基本方針 12　水環境の保全・向上・親水化とにぎわいづくりを進めます

水環境の保全・向上のため、水辺を生かした空間活用を一層進めます。

港区生物多様性地域戦略

方針 12-① 水辺空間を生かしたにぎわいと安全・環境共生の創出

■水質の監視測定及び測定結果の情報提供

- 定期的に水質測定を実施し、測定結果を区ホームページ等で公表します。

■古川の浄化対策

- 古川の清流復活、再生に向け、河川清掃や流路整正等の管理を効果的に実施するとともに、落合水再生センターからの下水高度処理水や地下鉄からにじみ出る水を放流するなど、東京都と連携し水量を確保することで、古川における水質を浄化します。

■お台場の海及び運河の水質改善の促進

- 運河及びお台場において、区独自の定期的な水質調査を実施します。
- 古川の清流復活、再生に向け、河川清掃や流路整正等の管理を効果的に実施するとともに、落合水再生センターからの下水高度処理水や地下鉄からにじみ出る水を放流するなど、東京都と連携し水量を確保することで、古川における水質を浄化します。

■泳げるお台場の海創生事業

- 「泳げる海、お台場」を東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして次世代へ引継ぐため、令和６（2024）年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市であるパリ市と連携した「お台場プラージュ（海水浴）」を実施します。実施に当たっては、東京都と調整を図るほか、地域住民、事業者及び周辺商業施設との協働・連携を強化します。
- 中央大学（令和４（2022）年３月まで東京大学）との共同研究により構築した「お台場海水浴予報システム」を運用するとともに、採水ポイントの見直しを含む水質調査、研究を通じて予報精度の向上に取り組みます。

■お台場ふるさとの海づくり

- 地引網、海苔の育成など、海に関わる様々なイベント等を開催し、環境保全への関心を高めます。

方針 12-② 健全な水循環機能の保全・向上

■水辺空間の親水化

- 水辺に親しめる空間を増やしていくために、古川では護岸整備に併せて、隣接する公園や緑地等を活用した親水空間を整備します。
- 運河沿いで開発事業が行われる際には、事業者に対して親水空間の整備促進を指導するとともに、周辺の親水環境づくりを関係機関に要請します。
- 水辺のにぎわい創出のため、親水テラス等のライトアップ、運河沿いでのプロジェクションマッピングや光の演出等を検討します。

■水辺の散歩道の整備

- 東京都は、水門の内部にある埋立地を浸水から守るため、臨海部の運河に沿って内部護岸の整備を進めています。区は区民が気軽に水辺空間に親しめるよう、内部護岸の上部に舗装や照明のほか、植栽やベンチなどの休養施設を順次整備し、運河沿緑地として開放しています。運河沿緑地が橋りょうにより分断されている箇所においては、連続化を図ることで、水辺の散歩道としてのネットワーク形成を更に推進します。

■雨水の地下浸透の促進と湧水地の保全

- 道路舗装を透水性舗装にすることや、公共施設及び大規模建築物等の新築や増改築時に雨水浸透施設の設置指導を行うことで、雨水の地下浸透を促進し、健全な水循環機能の保全、向上を図ります。
- 地下水涵養域においては、雨水を積極的に浸透させ、湧水地を保全します。

■まちを支える水循環学習 【新規】

- 水循環及び水辺空間に関する学習機会を提供し、水辺とまちとの関わりへの理解促進を通じて、水辺環境の保全を図るとともに水辺を向いたまちづくりの推進を図ることを検討します。

関連計画

・港区緑と水の総合計画 方針 10-① 方針 10-② 方針 12-① 方針 12-②

関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。

施策 5 環境に対する意識を高め行動を広げる

港区環境教育等行動計画

目 標

環境教育等を通じて環境保全意識を高め、区民・事業者の行動変容を促すことで、主体的な環境配慮行動の実践が広がる社会を実現します。

現状と課題

●環境学習・啓発行動の深化

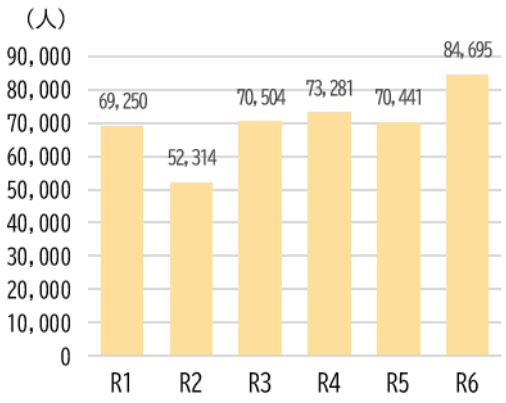
・みなと区民の森やエコプラザでの環境学習の推進等により、区民の環境学習やイベント参加の機会は着実に広がっています。しかし、こうした取組が一人ひとりの環境意識の向上や日常生活における実践的な行動に十分に結び付いていないという課題もあります。学びを確実な行動変容につなげるため、区民の主体的な参加を促す、より質の高い魅力ある学習機会の提供が求められています。

●区民のライフスタイルにあわせた行動変容を促す施策の強化

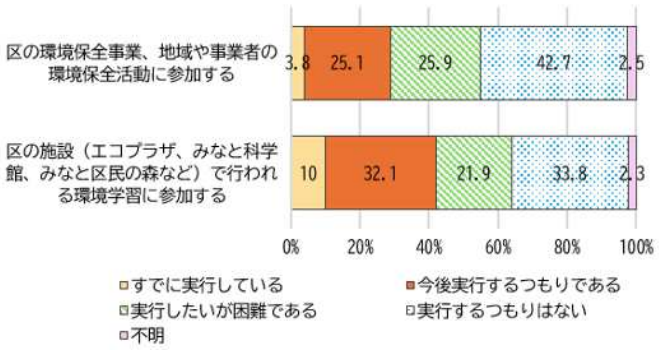
・区民の環境配慮行動を後押しするためには、港区の地域特性を踏まえた啓発と支援の強化が必要です。特に、集合住宅が多い地域特性や、区民の多様なライフスタイルに配慮した効果的な支援策を展開することで、誰もが主体的かつ気軽に脱炭素行動に取り組める環境を充実していくことが必要です。

●多様な主体の協働による取組の拡大

・個人の取組を地域全体の大きな力に発展させていくためには、多様な主体が集積し環境配慮行動が広がりやすいという区の強みを活かすことが重要です。区民・事業者・区が連携し、民間主体のネットワークや地域との共創による相乗効果を生み出すことで、環境配慮行動の輪を広げていく仕組みの強化が求められます。



エコプラザの利用人数の推移



環境保全活動に関する取組の状況

出典：出典：港区の環境に関するアンケート調査報告書（令和８年２月）

成果指標

指標	現状値 令和８（2026）年度	計画目標値 令和 12（2030）年度
環境学習をきっかけに行動が変化した人の割合	70 %	75 %
エコチャレンジ実践人数	210 人	450 人
区と連携し活動する事業者数	132 者	148 者

基本方針・方針と取組

基本方針 13　環境意識の向上と理解促進を図ります

区民・事業者の環境施策への理解を深め、環境保全意識の向上につなげるため、効果的な情報発信と環境学習の機会を充実します。

方針 13-① 多様な媒体による気候変動対策の必要性の分かりやすい情報発信

■双方向型の環境情報の受発信

・ ＳＮＳの活用、映像コンテンツの配信など、双方向性のある情報媒体の活用を進め、幅広い区民、事業者に向け情報を発信するとともに、区民、事業者からの情報や意見などを収集し、取組に生かしていきます。

■区内で暮らす外国人や海外から訪れる人々への情報提供

・ 区内で暮らす外国人や海外からの来街者に向け、区内の環境や区の取組、環境に配慮した行動の指針をやさしい日本語を含む多言語で分かりやすく発信します。

方針 13-② エコプラザやみなと区民の森を活用した学習機会の充実

■エコプラザにおける環境学習の推進

・ 脱炭素社会、気候変動、生物多様性、ごみ・資源循環、水と緑のうるおいのテーマを柱とし、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の区民等を対象とした環境学習、普及啓発、情報発信等に関する魅力あるプログラムを展開します。

■みなと区民の森を活用した環境学習の推進【拡充】

・ みなと区民の森及びその周辺の里山や渓流などを活用し、木材・森林の役割をはじめ、生物多様性や脱炭素等の多様なテーマを取り入れた環境学習を充実します。

方針 13-③ 身近な行動と地球温暖化防止のつながりへの理解促進

■エコプラザにおける環境情報の発信と環境保全意識の向上

- 環境に関わる講座や展示、イベント、蔵書での学び等を通じて、区民の環境保全意識の向上につなげます。
- 環境保全活動に取り組む多様な主体間の活動を支援するとともに、主体間のマッチング支援やコミュニケーション機会等を創出し、協働・連携による取組を充実します。

■子どもたちへの環境教育の推進

- みなと子どもエコアクション（通称『みなエコ』）を通じて、幼稚園・学校における環境学習を充実し、子どもたちの環境意識の向上と主体的な環境配慮行動を促進します。
- 小・中学生の環境に関する自主研究や、木材との触れ合いを通じて森林及び環境への理解を深める木育事業を実施し、環境問題への理解と主体的な環境配慮行動を促進するとともに、環境意識の向上を図ります。

基本方針 14　環境配慮行動の実践を促進します

環境に配慮した暮らしや事業活動を定着させるため、区民・事業者の環境に配慮した行動変容を促進します。

方針 14-① みなとエコチャレンジへの参加を通じた実践行動の後押し

■みなとエコチャレンジによる環境配慮行動の実践・定着【拡充】

- みなとエコチャレンジを通じて、家庭における環境配慮行動を促進します。
- みなとエコチャレンジのデジタル化などを通じて、区民が取り組みやすい環境を整備し、参加機会の充実を図るとともに、環境配慮行動の実践と定着を促進します。

■多様な主体との連携による環境配慮行動の促進

- みなとエコチャレンジの参加者にエコライフ・フェアＭＩＮＡＴＯを周知し、来場を働きかけるとともに、区民や事業者による環境に関する取組の発信及び交流を通じて、環境意識の向上と環境配慮行動の実践を促進します。
- みなトク PAY を活用し、「みなとエコショップ」及び「港区食べきり協力店」の認定店における買物や食事を通じて、区民の身近な環境配慮行動の実践を促進します。

方針 14-② 事業者による環境配慮型の事業活動と実践行動の促進

■職場における脱炭素型ビジネススタイル行動の促進

- みなとエコ宣言登録事業やセミナー等を通じて、設備や運用方法の改善や節電など、事業活動における省エネルギー行動の普及を図ります。

■みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）による環境保全活動の促進

- 会員事業者による環境保全の取組事例の紹介や、打ち水、スポＧＯＭＩ大会 in みなと等への参加を促すため、情報発信の強化を支援し、環境保全意識の向上と実践行動を促進します。

基本方針 15　協働による環境配慮行動の輪を広げます

環境負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、区民・事業者・区が連携し、環境配慮行動の輪を広げます。

方針 15-① 区民・事業者・区の連携による環境配慮行動の推進体制の強化

■区民や事業者等の自主的な活動の支援

- 区民、事業者、団体等による自主的な環境保全活動を支援するとともに、多様な主体の強みやニーズをつなぐマッチング、交流、共創の機会を充実し、協働による取組の継続と拡大を支援します。
- 区ホームページ、広報みなと、ＳＮＳ、イベント等を効果的に活用し、取組事例や参加機会を分かりやすく発信することで、新たな担い手の参加と環境配慮行動の実践を促進します。

方針 15-② 情報発信と実践の連動による参加の輪が広がる地域循環の形成

■情報共有と交流を通じた実践の促進

- 区民や事業者、団体等の自主的な活動や優良な取組事例の紹介機会を通じて、互いの活動を知り、つながりあう機会を創出します。
- 優良事例の表彰や情報発信を通じて、広く取組内容を周知し、環境保全意識の向上を図ります。

第４章　統合的課題解決に向けた施策の展開

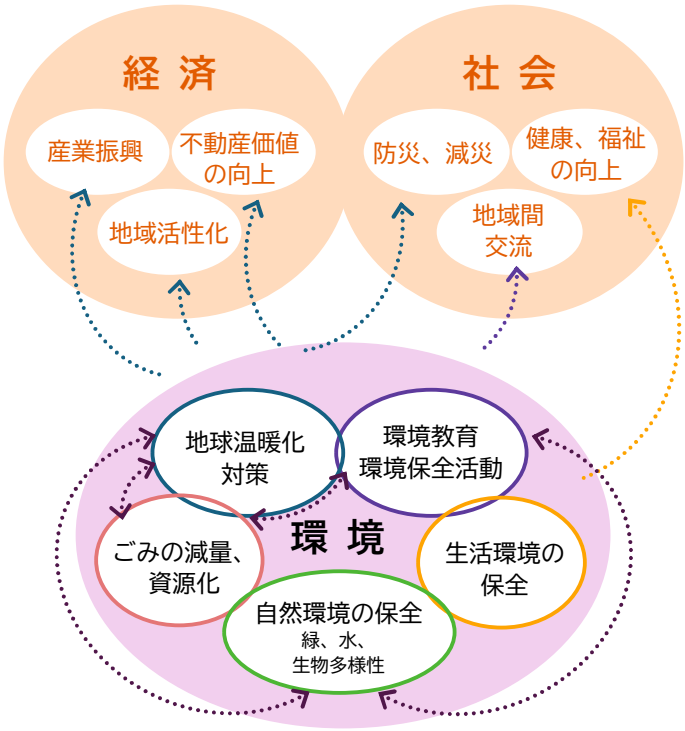
4.1　統合的課題解決の必要性

（１）統合的課題解決に向けた施策展開の必要性

近年、環境施策には、環境に関する課題の解決にとどまらず、経済や社会（福祉、防災、教育、地域活性化など）における副次的効果を創出し、環境・経済・社会の統合的向上を図っていくことが求められています。

令和６（2024）年５月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、「現在の世代も将来の世代も全人類が一人一人のウェルビーイング（心身の健康と幸福・豊かな生活）向上を享受できる持続可能な社会」をめざすべき社会像として掲げています。

この実現に向け、「脱炭素」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の統合的な推進を柱とし、各地域の特性に応じた「地域循環共生圏」の構築を通じた、地域課題の同時解決やイノベーションの創出を提唱しています。



環境施策による副次的な効果のイメージ

企業においては、ＥＳＧ投資の普及や脱炭素社会に向けたＧＸへの関心の高まりを背景に、単なる社会貢献活動にとどまらず、ＳＤＧｓの達成や事業活動を通じた環境課題の解決など、経営の核心として環境への取組がより積極的に行われています。

港区では、これまでにも全国各地域の自治体と連携し、環境保全と地域の活性化を図る取組を推進してきました。また、「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」、「港区３Ｒ推進行動会議」をはじめ、環境保全に取り組む様々な主体が、それぞれの強みを生かしながら協働、連携する活動が根付いています。

これらの取組、活動の実績を生かしつつ、次の３点に着目して統合的課題解決に向けた施策を展開します。

（１）全国各地域の自治体との連携
（２）分野を越えた連携
（３）民間との協創

4.2　統合的課題解決に向けた取組

（１）全国各地域の自治体との連携

都市生活者である区民が森や自然を学ぶ場や機会を得ると同時に、双方の地域の環境保全や活性化につなげていく、全国各地域の自治体との連携を更に推進します。

取組例①　港区あきる野市環境交流事業

みなと区民の森があるあきる野市と連携し、児童を対象にそれぞれの地域の環境を生かした自然体験、環境学習を実施し、子どもたちが環境について学ぶ場を設けるとともに、交流を深めます。

関連する方針・取組

基本方針 11　生物多様性への理解を深め、保全を進めます
- 方針 11-① 生物多様性の理解と浸透のための効果的な普及・啓発

基本方針 13　環境意識の向上と理解促進を図ります
- 方針 13-② エコプラザやみなと区民の森を活用した学習機会の充実

取組例②　みなと森と水ネットワーク会議

「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体と区で構成する「みなと森と水ネットワーク会議」を通じて、森林環境譲与税も活用しながら、各種展示会への出展による協定木材のＰＲや各自治体の特産品の紹介に取り組みます。

関連する方針・取組

基本方針１　「2050 年ゼロカーボンシティ」を早期実現します
- 方針１-③ 緑化や国産木材の活用による二酸化炭素の吸収・固定

基本方針２　区が率先して脱炭素化を推進します
- 方針２-① 区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化や運用面における省エネルギー化の促進

取組例③　各地域の自然資本の活用

林産地の都市と連携した森林整備による二酸化炭素の吸収の促進、全国各地域で産出される再生可能エネルギー由来の電力の区有施設での活用など、経済・社会システムを活用して各地域の自然資本の保全、活用を進め、区内の環境負荷低減を図ると同時に、各地域の自然や生物多様性の保全と活性化、事業者による環境経営の促進に貢献します。

関連する方針・取組

基本方針１　「2050 年ゼロカーボンシティ」を早期実現します
- 方針１-③ 緑化や国産木材の活用による二酸化炭素の吸収・固定

基本方針２　区が率先して脱炭素化を推進します
- 方針２-① 区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化や運用面における省エネルギー化の促進
- 方針２-② 再生可能エネルギー等環境にやさしいエネルギーの積極的導入

（２）分野を越えた連携

環境施策が持つ他分野への副次的効果を捉え、分野を越えて連携することで、誰もが安心して暮らせる住みやすいまちづくりに貢献していきます。

取組例①　子ども・子育てとの連携

「みなと子どもエコアクション」や「小・中学生の環境に関する自主研究」を通じた子どもたちの主体的な実践力の向上、食品ロス削減と学校等における食育との連携、ヤゴの救出観察会やビオトープを活用した生物多様性の学習、小･中学校の港資源化センター見学など、子どもたちが環境問題を自分ごととして学び、体験を通じて行動につなげることで、持続可能な社会について考えるきっかけを創出します。

関連する方針・取組

基本方針４　社会課題に対応した清掃事業を推進します
- 方針４-② 家庭から出る未利用食品の回収機会の充実と提供先の確保

基本方針５　区民一人ひとりの主体的なリサイクル行動を促進します
- 方針５-① 一人ひとりの分別意識向上に向けた普及・啓発の強化

基本方針 10　みどりあふれる快適なまちをつくります
- 方針 10-③ 区民等が身近に親しむことができるビオトープの保全・再生・活用

基本方針 11　生物多様性への理解を深め、保全を進めます
- 方針 11-① 生物多様性の理解と浸透のための効果的な普及・啓発

基本方針 13　環境意識の向上と理解促進を図ります
- 方針 13-③ 身近な行動と地球温暖化防止のつながりへの理解促進

取組例②　福祉・保健分野との連携

民間事業者等と連携した指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の拡充による熱中症予防と気候変動適応策の連携、高齢者や障害者等へのごみの戸別訪問収集の推進、住居への物品溜め込みによる近隣トラブルへの連携対応など、福祉分野の施策と連携し、子どもから高齢者まで誰もが安全で住みやすいまちの実現に貢献します。

関連する方針・取組

基本方針３　気候変動に適応した安全・安心な暮らしを確保します
- 方針３-② 熱中症予防に関する普及・啓発の促進と指定暑熱避難施設の拡充

基本方針４　社会課題に対応した清掃事業を推進します
- 方針４-③ 区民ニーズや地域課題に対応した収集体制の確立

基本方針９　快適な生活環境の実現に向けた取組を充実します
- 方針９-① 路上等へのごみのポイ捨てやごみの放置対策の充実

取組例③　街づくり分野との連携

脱炭素、快適性、生物多様性の視点をまちづくりに組み込み、環境負荷の低減と魅力ある都市空間の形成を進めます。

関連する方針・取組

基本方針１　「2050 年ゼロカーボンシティ」を早期実現します
- 方針１-① 省エネルギー化とエネルギー利用の最適化
- 方針１-③ 緑化や国産木材の活用による二酸化炭素の吸収・固定

基本方針 10　みどりあふれる快適なまちをつくります
- 方針 10-① 公園、道路等の公共空間や民有地における緑陰の確保

取組例④　防災・危機管理分野との連携

気候変動による影響として懸念される水害、土砂災害等の激甚化に対し、都市型水害対策や擁壁等への技術的助言など防災分野と連携したレジリエンス強化を図ります。また、非常用電源の確保にもつながる創エネルギー機器やＺＥＶの導入促進、エネルギーの面的利用、災害廃棄物処理体制の強化等の取組を進めます。

関連する方針・取組

基本方針１　「2050 年ゼロカーボンシティ」を早期実現します
- 方針１-① 省エネルギー化とエネルギー利用の最適化

基本方針３　気候変動に適応した安全・安心な暮らしを確保します
- 方針３-① 自然災害のリスク軽減やレジリエンスの強化

基本方針４　社会課題に対応した清掃事業を推進します
- 方針４-③ 区民ニーズや地域課題に対応した収集体制の確立

取組例⑤　産業・地域振興分野との連携

環境配慮型の商品やサービスを提供する事業者（食品ロス削減協力店等）のＰＲによるエシカル消費の促進や、「お台場プラージュ」等の水辺空間を生かした親水イベントを通じて、環境保全と地域経済の活性化を図ります。

また、訪日客をはじめとする来街者の増加を見据え、多言語でのごみ持ち帰り啓発やスマートごみ箱等の適切な配置検討など、観光・産業部門と連携したポイ捨て対策を推進し、快適で魅力ある観光環境を維持します。

関連する方針・取組

基本方針４　社会課題に対応した清掃事業を推進します
- 方針４-② 家庭から出る未利用食品の回収機会の充実と提供先の確保

基本方針９　快適な生活環境の実現に向けた取組を充実します
- 方針９-① 路上等へのごみのポイ捨てやごみの放置対策の充実

基本方針 12　水環境の保全・向上・親水化とにぎわいづくりを進めます
- 方針 12-① 水辺空間を生かしたにぎわいと安全・環境共生の創出

取組例⑥　教育分野との連携

子どもをはじめ、あらゆる人の環境に関する学びを日常生活や地域活動に結び付けることで、一人ひとりの行動変容を促し、持続可能な社会づくりの担い手を育てます。

関連する方針・取組

基本方針５　区民一人ひとりの主体的なリサイクル行動を促進します
- 方針５-① 一人ひとりの分別意識向上に向けた普及・啓発の強化

基本方針 11　生物多様性への理解を深め、保全を進めます
- 方針 11-① 生物多様性の理解と浸透のための効果的な普及・啓発

基本方針 13　環境意識の向上と理解促進を図ります
- 方針 13-① 多様な媒体による気候変動対策の必要性の分かりやすい情報発信
- 方針 13-② エコプラザやみなと区民の森を活用した学習機会の充実

基本方針 14　環境配慮高度の実践を促進します
- 方針 14-① みなとエコチャレンジへの参加を通じた実践行動の後押し

（３）民間との協創

先端技術を有する企業や大学、ＮＰＯ法人等の民間団体が多く立地する区の特性を最大限に生かし、様々な民間の団体と協働、連携して環境・経済・社会の統合的向上につながる取組を展開します。

取組例①　環境・経済・社会の統合的向上につながる取組の提案募集及び実現支援

区の環境に関する様々な課題の解決に向け、ＡＩやＩｏＴ等の先進的な情報技術、ペロブスカイト太陽電池などの新技術、または専門的な知見を活用して環境・経済・社会の統合的向上を図る取組の提案を民間から募集し、共創による提案内容の導入を検討します。

関連する方針・取組

基本方針２　区が率先して脱炭素化を推進します
- 方針２-③ 先進技術等を活用した新たな脱炭素施策の推進

基本方針 15　協働による環境配慮行動の輪を広げます
- 方針 15-① 区民・事業者・区の連携による環境配慮行動の推進体制の強化

取組例②　プラットフォーム*型の活動展開

「みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）」、「生物多様性みなとネットワーク」、「港区３Ｒ推進行動会議」等の既存の活動組織をプラットフォームとして生かし、ＳＤＧｓへの貢献やＥＳＧ投資を背景に環境への取組を進める企業、知見を有する大学やＮＰＯ、環境保全活動に取り組む区民等が相互に協力できる環境を整備します。マッチングや情報共有の支援等を通じて、民間の知見やノウハウを具体的な課題解決につなげる協創を推進します。

環境部門にとどまらず、多様な分野の事業者等と連携したごみ拾いＳＮＳの活用やスポＧＯＭＩ大会などの環境美化イベントを積極的に展開し、新たな層の関心を喚起することで、環境美化活動の担い手拡大と一層の活性化を図ります。

関連する方針・取組

基本方針９　快適な生活環境の実現に向けた取組を充実します
- 方針９-③ 環境美化活動への積極的な参加の促進

基本方針 11　生物多様性への理解を深め、保全を進めます
- 方針 11-② 区民・事業者との協働による生物多様性の保全・再生

基本方針 14　環境配慮行動の実践を促進します
- 方針 14-② 事業者による環境配慮型の事業活動と実践行動の促進

基本方針 15　協働による環境配慮行動の輪を広げます
- 方針 15-① 区民・事業者・区の連携による環境配慮行動の推進体制の強化

取組例③　「自然共生サイト」の登録拡大と民間開発における誘導

国が推進する「自然共生サイト」の登録拡大に向け、区内認定サイトの管理者と連携した普及・啓発を行うとともに、公共空間における候補地の検討や民間施設による認定申請の支援を行います。

また、民間の大規模再開発事業等においても、生物多様性保全の取組を積極的に誘導し、都市部における自然共生サイトの創出とエコロジカルネットワークの形成を推進します。

関連する方針・取組

基本方針 11　生物多様性への理解を深め、保全を進めます
- 方針 11-②　区民・事業者との協働による生物多様性の保全・再生

取組例④ 循環経済（サーキュラーエコノミー）を牽引する民間事業者との連携

シェアリングサービスや食品ロス削減アプリの展開、プラスチックの新たな再生技術など、独自のノウハウや先進的な技術を持つ民間事業者やスタートアップ企業と積極的に連携し、区民が日常的に利用しやすいリユースの仕組みづくりや、資源循環の新たなモデル構築（サーキュラーエコノミー）を協創します。

関連する方針・取組

基本方針４　社会課題に対応した清掃事業を推進します
- 方針４-①　マイバッグなどの使い捨てない暮らしによるリデュース・リユースを促進
- 方針４-②　家庭から出る未利用食品の回収機会の充実と提供先の確保

基本方針５　区民一人ひとりの主体的なリサイクル行動を促進します
- 方針５-③　民間事業者等の取組と連携した資源回収・リサイクル機会の拡充

第５章　港区地球温暖化対策地域推進計画、港区環境率先実行計画、港区気候変動適応計画

5.1　港区地球温暖化対策地域推進計画

（１）計画の目的と対象範囲

①目的

地球温暖化防止を目的に、区内で排出される温室効果ガスのうち、最も多くを占める二酸化炭素を削減する施策を講じるために策定するものです。

②対象範囲

対象範囲は、「区内全域」です。

（２）地球温暖化の現状と将来予測

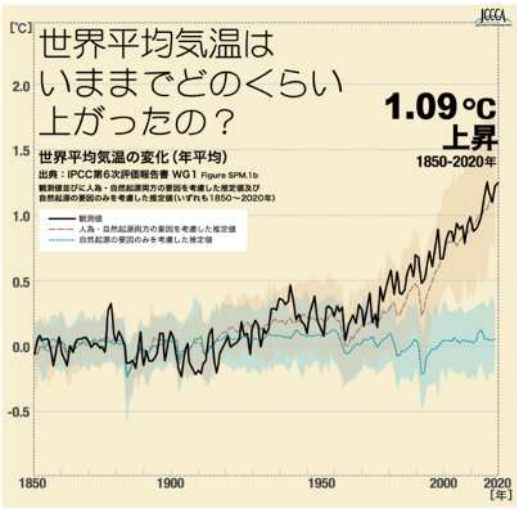
①地球温暖化の仕組みと現状

地球温暖化とは、経済活動などによって発生する、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの大気中濃度が高くなり、大気が持っている温室効果が強まることをいいます。

温室効果ガスは、太陽光の放射エネルギーのほとんどを通過させる一方で、地表面から生じる赤外線の放射熱を吸収して再び地表に戻し、地表温度を保持する機能をもっています。この温室効果ガスの濃度が一定に保たれることで、地球の平均気温は生物の生存に適し 15℃程度に保たれています。18 世紀半ばから始まった産業革命以降、石油などの化石燃料の消費により、大量の温室効果ガスが大気中に放出されるようになりました。特に、20 世紀半ば以降は、化石燃料の消費量が大幅に増大したことに伴い、大気中の温室効果ガス濃度が急激に上昇し、地表からの放射熱を吸収する量が増えてきました。これにより、地球全体が温暖化しています。

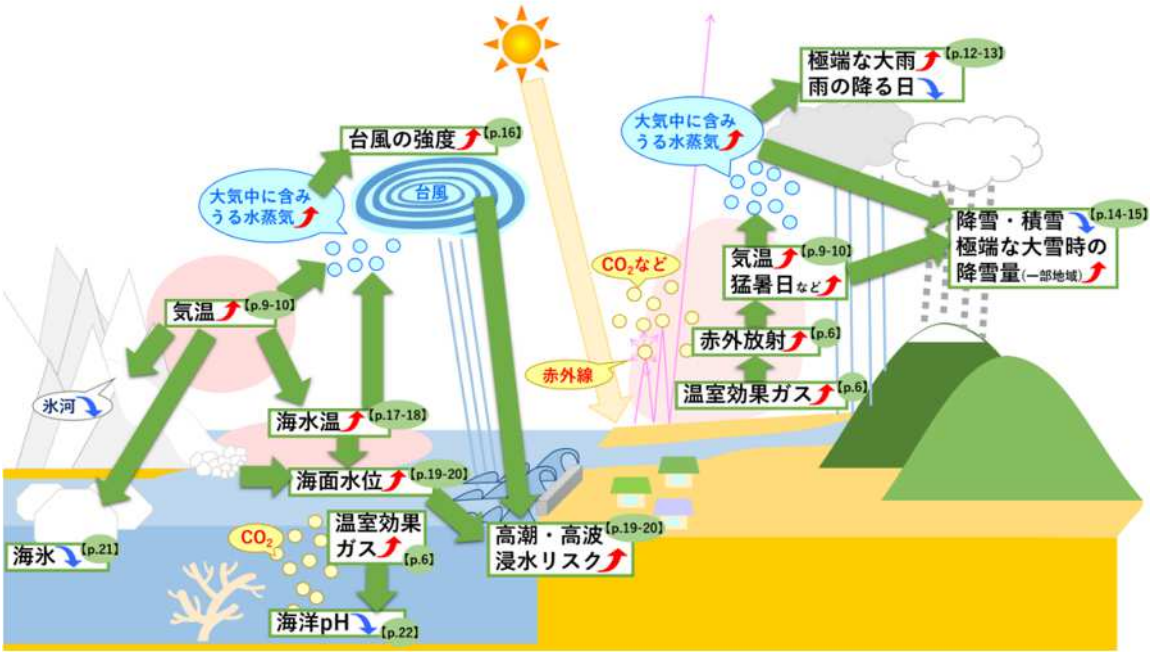
国連気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）の第６次評価報告書によると、世界平均気温は、嘉永３（1850）年から令和２（2020）年の期間に 1.09℃上昇し、かつ、最近 30 年の各 10 年間は、嘉永３（1850）年以降のどの 10 年間よりも高温を記録しており、『人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない』と示しています。

世界の二酸化炭素平均濃度は、工業化（寛延３（1750）年）以前は 278ppm 程度であったとされますが、平成 27（2015）年に初めて 400ppm を超え、令和６（2024）年には 423.9ppm に達しています。



世界平均気温の変化

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

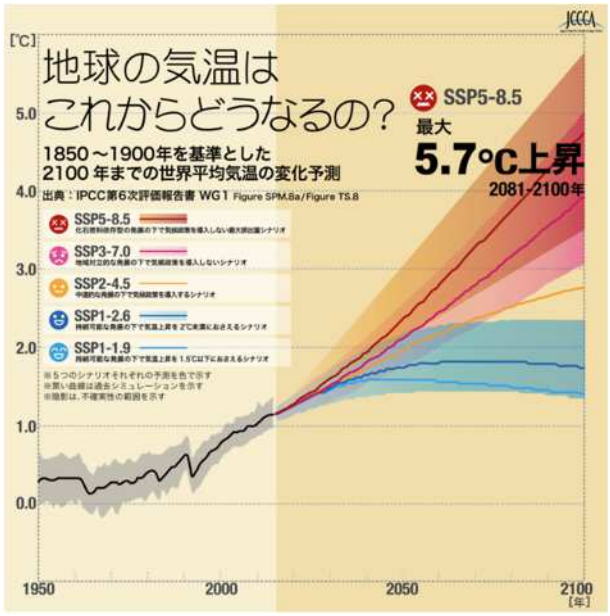


気候変動と大気・海洋の諸要素の変化

出典：日本の気候変動 2025（文武科学省気象庁）

②地球温暖化の将来予測

ＩＰＣＣ第６次評価報告書では、世界平均気温は少なくとも今世紀半ばまでは上昇を続けることが示され、21 世紀半ばに二酸化炭素排出実質ゼロが実現する最善の場合においても、令和３（2021）～令和 22（2040）年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があると発表しています。化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない場合においては、今世紀末までに 3.3～5.7℃の気温上昇を予測しており、「温暖化を 1.5℃又は２℃に抑えるには、この 10 年間に全ての部門において急速かつ大幅で、ほとんどの場合即時の温室効果ガスの排出削減が必要である」こと、「この 10 年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」ことが示されています。



2100 年までの世界平均気温の変化予測（1950～2100 年・観測と予測）

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト

（３）区内の温室効果ガスの排出状況

①対象とする温室効果ガス及び部門

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）において対象とする次の７種の温室効果ガスのうち、区内の温室効果ガス排出量の約 90%が二酸化炭素であることから、ここでは二酸化炭素を対象に排出状況を分析します。

「温対法」において対象とする温室効果ガス

・ 二酸化炭素（CO_2）【今回の対象】	・ パーフルオロカーボン類（PFC_s）
・ メタン（CH_4）	・ 六ふっ化硫黄（SF_6）
・ 一酸化二窒素（N_2O）	・ 三ふっ化窒素（NF_3）
・ ハイドロフルオロカーボン類（HFC_s）	

排出量を把握する部門は、次の５部門とします。

部　門	内　容
産業部門	農業、建設業、製造業からの排出
民生家庭部門	家庭内での電気、ガス、灯油等のエネルギー消費からの排出
民生業務部門	産業部門、運輸部門に属さない企業、法人の事業活動からの排出
運輸部門	個人や事業者の自動車利用、鉄道による輸送、運搬からの排出
廃棄物部門	石油から生成されたビニール、プラスチック、合成繊維等の焼却からの排出

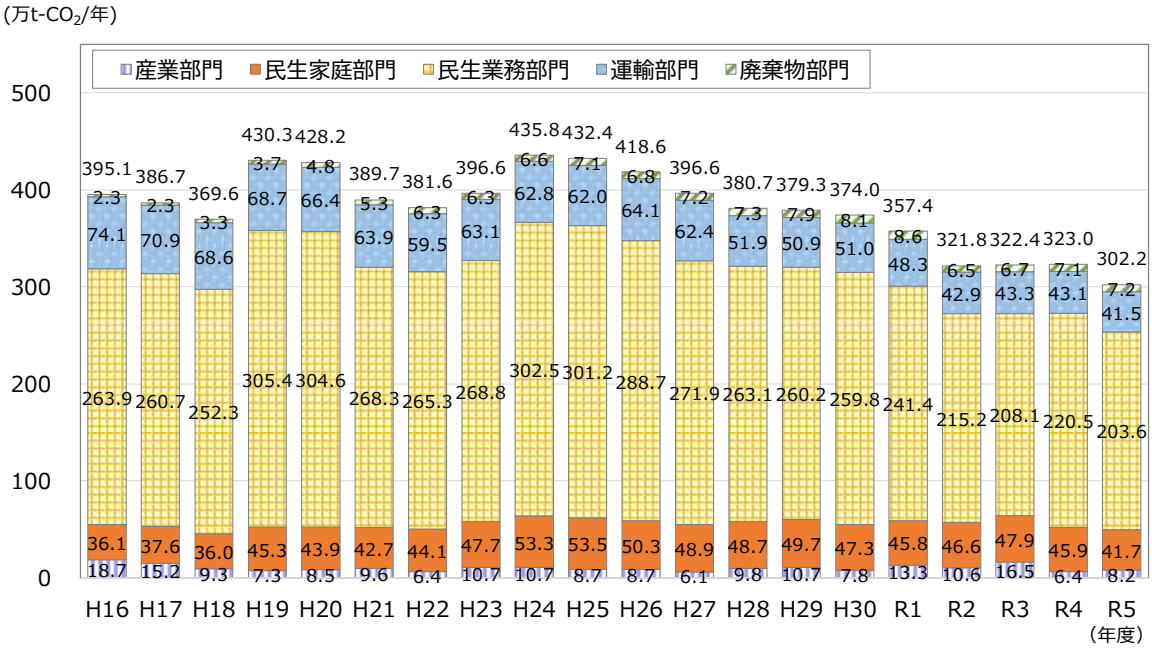
②温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の動向

ア 二酸化炭素排出量

令和５（2023）年度の区内の二酸化炭素排出量は、302.2 万 t-CO_2/年です。部門別内訳をみると、民生業務部門（302.6 万 t-CO_2/年）の排出量が最も多く、全体の 67.4%を占めており、民生家庭部門（41.7 万 t-CO_2/年）、運輸部門（41.5 万 t-CO_2/年）がこれに続いています。

削減目標の基準である平成 25（2013）年度の二酸化炭素排出量に対し、令和５（2023）年度は 30.1%減少しています。部門別では民生業務部門が 32.4%、民生家庭部門が 22.1%それぞれ減少しています。

二酸化炭素排出量は、特に平成 19（2007）年度、平成 24（2012）年度に大きく増加しています。これは、原子力発電所の稼働状況の影響により、この時期に電力の二酸化炭素排出係数が大きくなったことが原因です。



※R5 年度値は、電気事業者が調達した非化石証書などの環境価値が反映された「基礎排出係数（非化石電源調整済）」を使用。2022 年度までは未調整排出係数を使用。

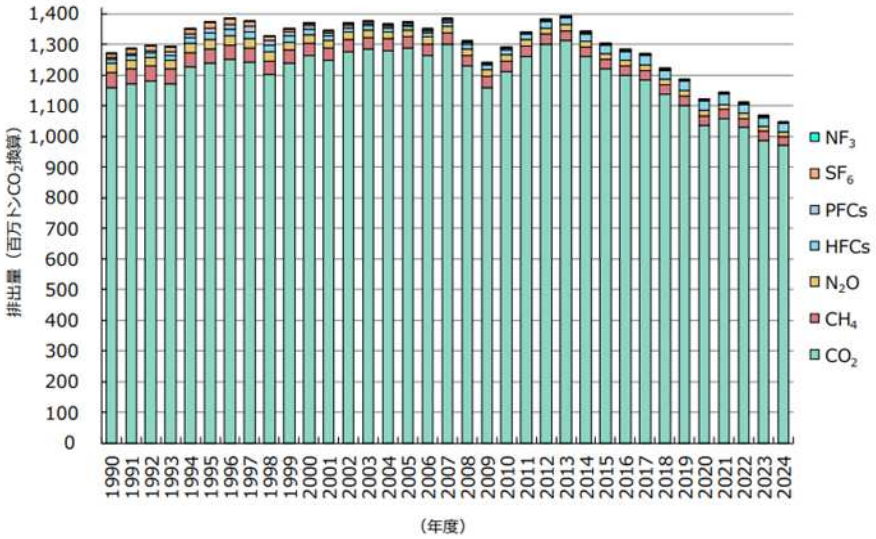
図　区内の部門別温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」公表資料を基に作成

日本の温室効果ガスの排出状況

令和６（2024）年度における日本の温室効果ガスの総排出量は、９億 9,400 万 t-CO_2 です。このうち 92.8%を二酸化炭素が占めています。

令和６（2024）年度の総排出量は、国の「地球温暖化対策計画」における削減目標の基準年である平成 25（2013）年度比で 26.0%減少しています。新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた経済の回復等によるエネルギー消費量の増加等により、令和３（2021）年度は増加に転じた以外は、全体として減少傾向を継続しています。



日本の温室効果ガス排出量の推移

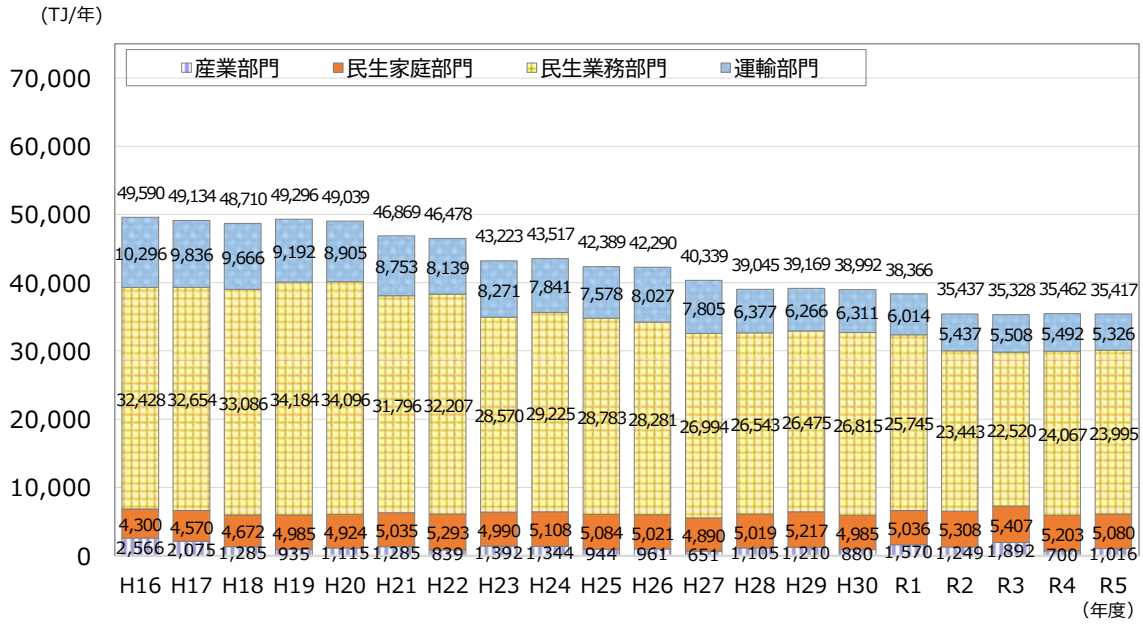
出典：温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2024 年度）」

イ エネルギー消費量

港区全体のエネルギー消費量は、平成 16（2004）年度をピークとして数年間横ばいの状態が続いた後、リーマンショックが起きた平成 20（2008）年度から減少に転じ、東日本大震災が発生した平成 23（2011）年度以降も減少傾向にあります。

令和５（2023）年度のエネルギー消費量は 35,417TJ/年です。二酸化炭素排出量の削減目標の基準年である平成 25（2013）年度に対し 16.4%減少しています。

主要部門では、民生業務部門、民生家庭部門ともに横ばい傾向にあります。



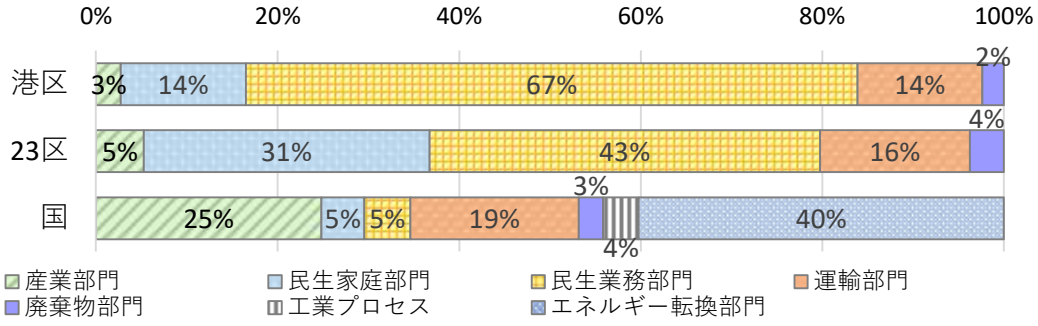
区内の部門別エネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」公表資料を基に作成

ウ 港区、23 区、国の比較

令和５（2023）年度の港区、23 区、国における二酸化炭素排出量の部門別割合を比較すると、国全体ではエネルギー転換部門の割合が約 40%と最も高いのに対し、港区及び 23 区では民生業務部門の占める割合が最も高くなっています。

特に港区については、民生業務部門の占める割合が約 67%と、23 区と比較しても非常に高くなっています。



令和５（2023）年度の港区、23 区、国における二酸化炭素排出量の部門別割合

出典：【港区、23 区】オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」公表資料、【国】「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（詳細）」を基に作成

③部門別の動向

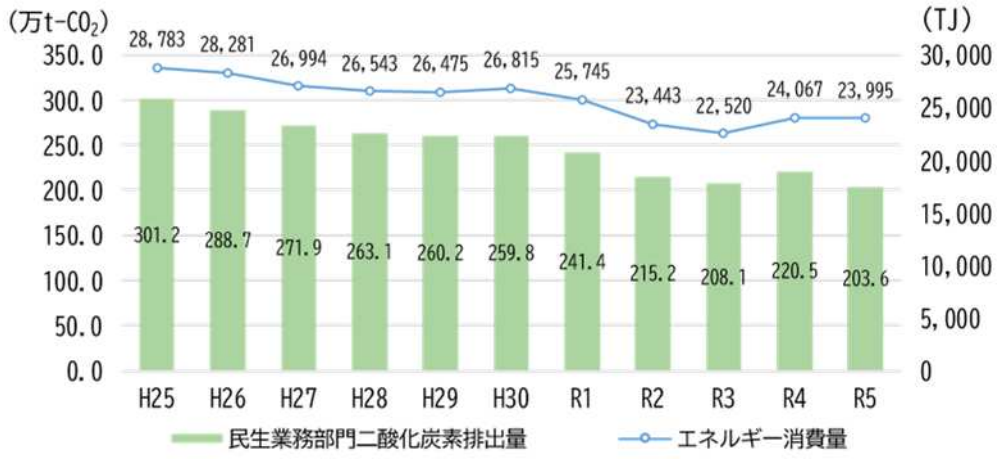
ア 民生業務部門

令和５（2023）年度における民生業務部門の二酸化炭素排出量が、区全体の排出量に占める割合は約 67%です。

平成 25（2013）年度以降、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量ともに減少傾向にありましたが、令和４（2022）年度に増加し、その後減少しています。延床面積当たりのエネルギー消費量も同様の傾向にあります。

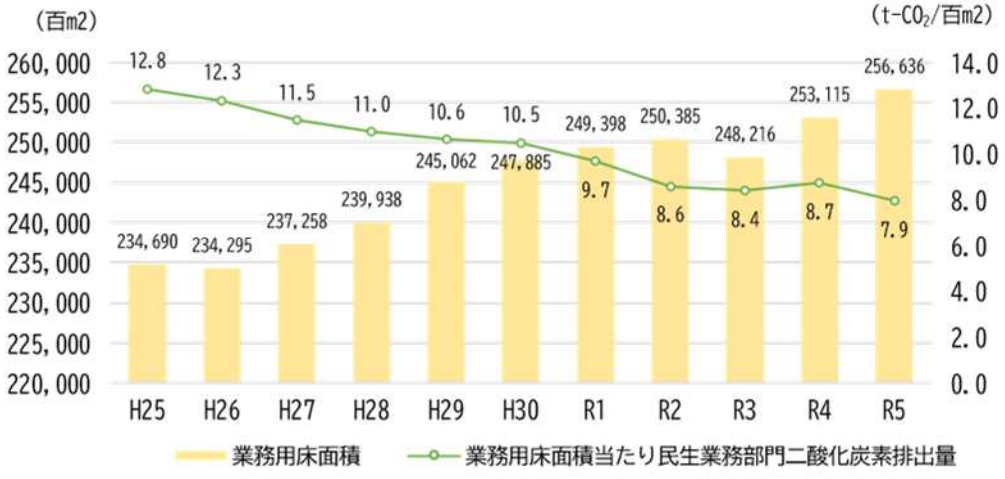
全体的な減少傾向は、電力の二酸化炭素排出係数の低下に加え、東日本大震災以降の各事業所における省エネルギー化の取組や新築建築物の環境性能の向上が図られたことが背景にあると推測されます。また、令和４（2022）年度の増加傾向については、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいた経済の回復等によるエネルギー消費量の増加が要因と考えられます。

区内では、1 棟当たりの延床面積の大きい建築物の増加と建築物の高層化が進んでおり、今後もこの傾向は続くと考えられます。また、今後も再開発事業等による大規模建築物の竣工が見込まれるものの、業務系建築物の延床面積の増加率は微増にとどまると推測されます。



区内の民生業務部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成



区内の業務系建築物の延床面積及び民生業務部門の延床面積当たり二酸化炭素排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

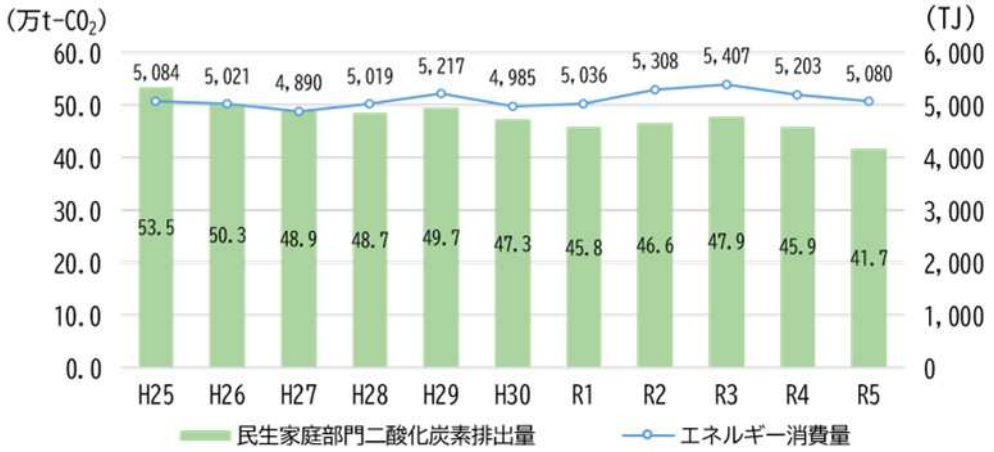
イ 民生家庭部門

令和５（2023）年度の区内の二酸化炭素排出量に占める民生家庭部門の割合は約 14%です。

二酸化炭素排出量は全体として微減傾向、エネルギー消費量は全体として横ばい傾向にありますが、区内の世帯数は増加していることから、世帯当たりの二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量は増減を繰り返しながらも緩やかな減少傾向がみられます。

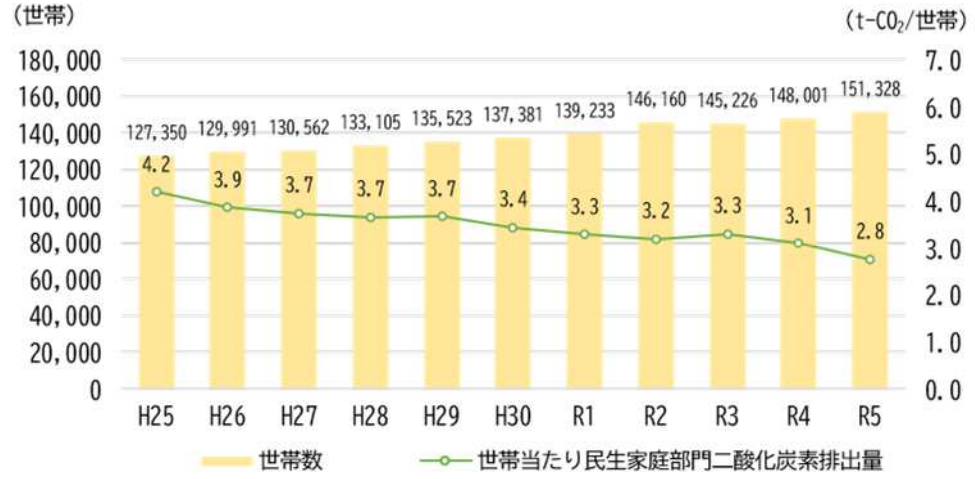
港区の人口及び世帯数は、今後も増加する見込みであり、また、一人当たりのエネルギー消費量が多い傾向にある単身世帯の割合が、国、23 区に比べて高いという特徴がみられ、区内の二酸化炭素排出量にも大きな影響を与えています。

また、港区の民生家庭部門の特徴として、集合住宅居住者が多いことが挙げられます。集合住宅において、区民自身が実行可能な対策は日常的な省エネルギー行動や家電の買替えが中心となり、大きな二酸化炭素排出量削減効果を見込める建物に付随した設備関連の対策は、建物所有者へのアプローチが必要です。



区内の民生家庭部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成



区内の世帯数及び民生家庭部門の世帯当たり二酸化炭素排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成

ウ 産業部門

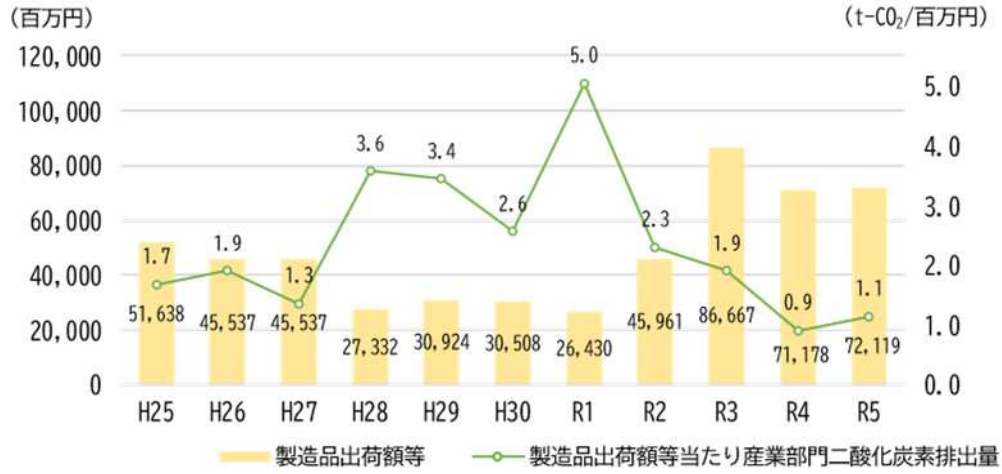
区内の事業所数に第一次産業（農業、水産業）及び第二次産業（建設業、製造業）の事業所が占める割合は 23 区と比べて低く、全体の５％となっています。そのため、令和５（2023）年度の区内の二酸化炭素排出量に占める産業部門の割合は約３％と少ない状況です。

二酸化炭素排出量、エネルギー消費量は年度により変動がありますが、全体に占める割合が小さいことから区内全体への影響は大きくないと考えられます



区内の産業部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成



区内の製造品出荷額等及び製造品出荷額等あたり二酸化炭素排出量の推移

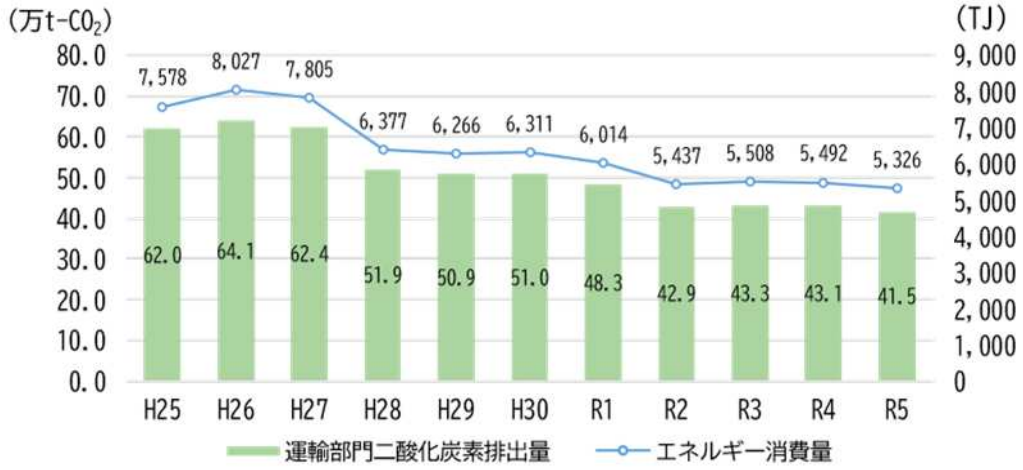
出典：【事業所数】「経済センサス基礎調査」、「経済センサス活動調査」
【製造品出荷額等】東京都「東京の工業」、「経済構造実態調査」を基に作成

エ 運輸部門

令和５（2023）年度の区内の二酸化炭素排出量に占める運輸部門の割合は約 14%で、二酸化炭素排出量、エネルギー消費量はいずれも減少傾向にあります。

区内の自動車保有台数はほぼ横ばい傾向にありますが、主要道路の交通量は減少しています。区内の公共交通は、ＪＲ山手線、京浜東北線などの広域鉄道網、都営地下鉄大江戸線、三田線、浅草線や東京メトロ日比谷線、半蔵門線、南北線などの地下鉄、東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ）、東京モノレールのほか、バス路線として、都営バス 21 路線、東急バス１路線、コミュニティバス「ちぃばす」８路線、台場シャトルバス「お台場レインボーバス」が運行しています。また、自転車シェアリングを積極的に導入し、令和６（2024）年度末時点で、189 か所のポートに 1,710 台の自転車が配置され、利用回数は延べ 276 万回に上っています。

低燃費車の普及や、公共交通、自転車など温室効果ガスの排出量の少ない交通手段の利用が進んだ影響により、二酸化炭素排出量等は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと考えられます。



区内の運輸部門の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成



区内の自動車保有台数と走行量の推移

出典：東京都「東京都統計年鑑」各年を基に作成



区内の自転車シェアリングの利用状況の推移

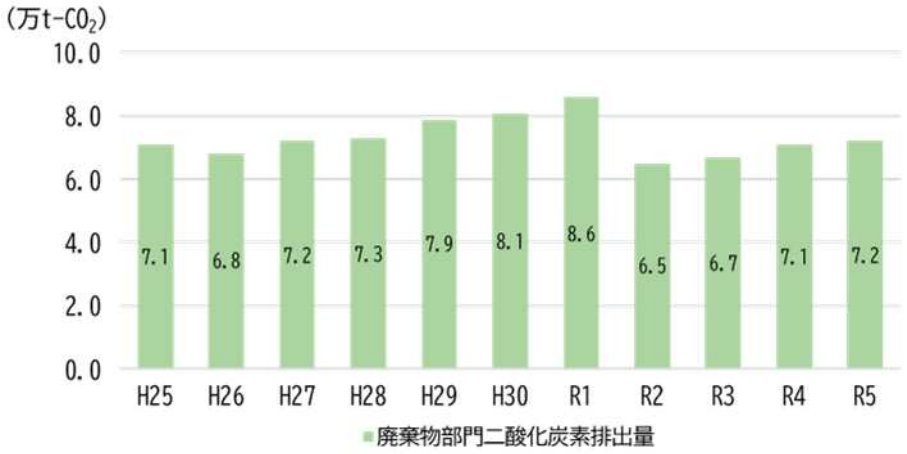
出典：港区行政資料集

オ 廃棄物部門

オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料に基づく廃棄物部門の二酸化炭素排出量は、平成 17（2005）年度以降、増加が続き、令和２（2020）年度に減少に転じて以降、横ばい傾向にあります。

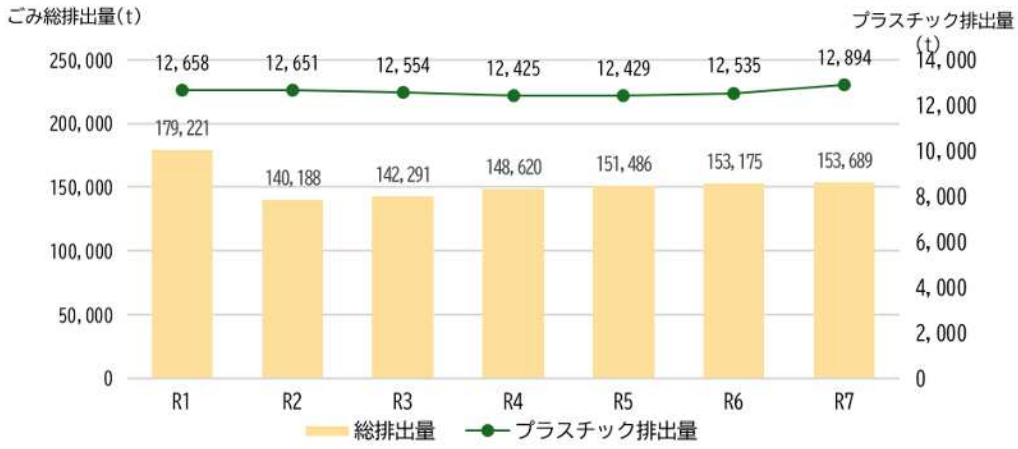
ごみの総排出量（区収集ごみ、持込ごみ及び資源回収量の合計）は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元（2019）年度に大きく減少しましたが、その後微増しています。

区は、平成 20（2008）年度から全国に先駆けて、容器包装のみならずプラスチック製品を含めた全てのプラスチックを資源として分別回収しています。家庭から排出される可燃ごみの中に、温室効果ガス発生の要因となる「プラスチック類」の混入が散見されることから、可燃ごみの削減と分別排出の徹底が課題となっています。



廃棄物部門の二酸化炭素排出量の推移

出典：オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料を基に作成



ごみ総排出量及びプラスチック排出量の推移

④取組を強化する上での課題解決の考え方

●建築物の脱炭素化の・ライフサイクル対策

オフィスや業務ビル、集合住宅が高密度に集積する港区の特性上、区域全体の二酸化炭素排出量において、建築物関連が占める割合は極めて大きい状況にあります。

今後も、区内の開発の機会を国や東京都の施策、技術革新の動向を捉えた建物運用時の高度な省エネ化やＺＥＢ・ＺＥＨ化の普及を進めていくことが必要です。さらに、資材調達から建設、改修、解体に至るライフサイクル全体での環境配慮を区域全体の標準としていくため、民間建築物への誘導策や計画的な省エネ改修への投資を促進する仕組みの強化が不可欠となっています。

●気候変動対策と生物多様性（ネイチャーポジティブ）の統合

気候変動対策と生物多様性の保全・回復（ネイチャーポジティブ）は、不可分かつ統合的に解決すべき最重要課題となっています。港区独自の都市アプローチとして、区内全域に広がる民間の緑地や広場などをグリーンインフラ*として捉えたり、臨海部・運河などの豊かな水辺環境をブルーカーボン等として位置付けるなど、海と陸における「自然回復」と「脱炭素」を一体的に捉えながら達成に向けてアプローチしていく取組の強化が望まれます。

●先進技術の社会実装と官民連携イノベーション

国内外の先進企業や研究拠点、グローバルな資本が高度に集積する港区のポテンシャルを最大限に活かし、行政主導の規制や誘導にとどまらない、官民連携によるイノベーションをさらに誘発していくことが重要です。ペロブスカイト太陽電池などの最先端技術の早期実装や、カーボンクレジット等の市場メカニズムの社会実装を後押しすることで、区民・事業者・行政がともに次世代の脱炭素モデルを創出し、港区の新たな都市価値の創出につなげていくことが期待されます。

（４）計画目標

①二酸化炭素排出量の削減目標

計画期間の削減目標

令和 12（2030）年度の区内の二酸化炭素排出量を

平成 25（2013）年度比　▲53%　とする

中期の削減目標

令和 17（2035）年度の区内の二酸化炭素排出量を

平成 25（2013）年度比　▲71%　とする

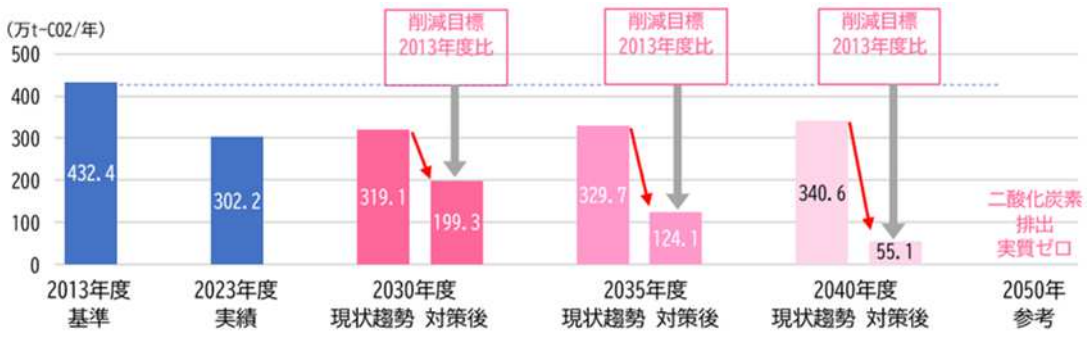
令和 22（2040）年度の区内の二酸化炭素排出量を

平成 25（2013）年度比　▲87%　とする

これまで、区内の二酸化炭素排出量（平成 25（2013）年度比）を、計画最終年度である令和８（2026）年度に▲40%、中期目標として令和 12（2030）年度に▲51%とする目標を設定し、令和 32（2050）年までに区内の二酸化炭素排出実質ゼロとする「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

本計画の策定に当たっては、「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成に向けた中長期的な視点のもと、国の政策の進展や技術の進歩を踏まえた施策の強化、吸収源対策の強化など統合的な課題解決のための取組拡大等、各施策の強化や見直しを行いました。

これにより、区内の二酸化炭素排出削減目標（平成 25（2013）年度比）を、**令和 12（2030）年度に▲53%（199.3 万-CO_2/年）**とするとともに、中期目標として**令和 17（2035）年度に▲71%（124.1 万 t-CO_2/年）**、**令和 22（2040）年度に▲87%（55.1 万 t-CO_2/年）**を掲げます。



区内の二酸化炭素排出量の削減目標

※区民・事業者アンケートによる回答　もしくは「ＭＩＮＡＴＯ再エネ１００」の登録事業者への聞き取りによる把握が可能か検討

②再生可能エネルギー導入目標

検討中

区内の二酸化炭素排出量のうち、エネルギー種別では、電力の使用に伴う排出が最も多くを占めています。「2050 年ゼロカーボンシティ」の達成のためには、区内で使用される電力を、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー由来の電力に転換していくことが必要です。

本区では、区内で使用される電力の再生可能エネルギー割合 100%をめざす再エネ普及促進プロジェクト「ＭＩＮＡＴＯ再エネ 100」を掲げ、区民や事業者の再生可能エネルギー由来の電力への切替えを促進してきました。

この取組を加速させ、地域一体となった脱炭素化を確実なものとするため、今後４年間の新たな再エネ導入目標として、令和 12（2030）年度において、再生可能エネルギー電力を利用している区民及び事業者の割合を 50%とすることをめざします。

「ＭＩＮＡＴＯ再エネ 100」のロゴマーク

区内の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

区の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、区内の建築物（住宅、事業所等）に設置する太陽光発電が大部分を占めています。太陽光、地熱、太陽熱、地中熱の導入ポテンシャルの合計は、8,179,573GJ/年となっており、これは 243,439 世帯分※に相当します。

※　港区の１世帯あたりエネルギー消費量 33.6GJ（令和５年度）より推計
（令和５年度の家庭部門エネルギー消費量 5,079.6TJ、世帯数 151,328 世帯、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」関係資料より）

区内の再生可能エネルギーの賦存量及び導入ポテンシャル

再生可能エネルギーの種類		賦存量	導入ポテンシャル			CO_2削減ポテンシャル
		MW	MW	MWh	GJ	t-CO_2
太陽光発電（建物系）	電力	－	363,048	482,268	296,165	220,397
太陽光発電（土地系）	電力	－	－		－	－
風力発電（陸上）	電力	206,700	－		－	－
中小水力発電	電力	0	0		0	0
地熱発電	電力	1,595	0.062	378	1,362	173
太陽熱利用	熱利用	－	－		1,439,945	76,605
地中熱利用	熱利用	－	－		6,442,101	342,720
合計		－	－		8,179,573	639,894

※　太陽光、風力、中小水力、地熱、太陽熱、地中熱はＲＥＰＯＳ（再生可能エネルギー情報提供システム）「自治体再エネ情報カルテ」を基に作成
※　賦存量は理論的に算出することができるエネルギー資源量
※　太陽光、風力、中小水力、地熱、太陽熱、地中熱の導入ポテンシャルは、賦存量のうちエネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因による設置の可否を考慮したエネルギー資源量
※　各項目の数値を端数処理しているため、表の数値を用いて計算した値と合計の値は必ずしも一致しない

（５）削減効果の見込み一覧

基本方針・方針			削減見込み 令和 12 年度まで	削減見込み 令和 17 年度まで	削減見込み 令和 22 年度まで	削減効果を計上する部門
方針	①建築物の省エネルギー化とエネルギー利用の最適化		260,737	455,469	643,501	民生業務 民生家庭 運輸
方針	②再生可能エネルギーの利用拡大に向けた支		981	1,892	2,710	民生業務 民生家庭
方						源
						務
						務
						務
						務 産
						産
						務 産
東京都						務 家庭
国等の施策による削減効果の見込み※3			628,645	942,907	1,295,312	－
区・都・国（係数改善）の削減効果合計			**1,121,483**	**1,787,104**	**2,483,822**	

作成中

※１ 削減効果の見込みを数値として計上できない施策は除く。
※２ 東京都の施策による削減効果の見込みは、温室効果ガス総排出量削減義務と排出量取引制度、東京都地球温暖化対策報告書制度、再生可能エネルギーによる電力利用割合の拡大、家庭用燃料電池の普及、ＺＥＶの普及による削減効果を計上
※３ 国等の施策による削減効果の見込みは、電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減効果を計上。ただし、2030 年以降は国が示す 2040 年の再エネ拡大シナリオを前提に 2030 年までと同等の傾向が継続することを前提とする

各施策の内容は、第３章 施策１及び施策５を参照。
各施策の削減効果の見込みの詳細は、二次元コードを参照 ●●

5.2　港区環境率先実行計画

（１）計画の目的と対象範囲

①目的

地球温暖化防止を目的に、区が事業者として温室効果ガス（二酸化炭素）を削減するため、区の事務事業に係る環境配慮への取組を率先して実行するために策定するものです。

②対象範囲

対象範囲は、「区の事務事業」です。

（２）これまでの取組と実績

①前計画改定時（令和５（2023）年度）の目標

前計画の後期改定時（令和３（2023）年度）には、令和８（2026）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を平成 25（2013）年度比▲45%とすることを目標として掲げました。

また、中期の削減目標として、区域全体の削減目標とあわせて、令和 12（2030）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を平成 25（2013）年度比▲51%とすることをめざしました。

②前計画期間における主な取組

前計画後期期間（令和６（2024）年度～令和８（2026）年度）においては、二酸化炭素排出量の削減に向け、主に以下の取組を実施しました。

〇区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化と省エネ運用の推進

- **設備機器の運用改善**

 区有施設ごとに作成するエネルギー管理標準に基づき、継続的な設備機器の運用改善を実施しました。

- **設備機器の更新**

 区有施設の設備更新、改修に当たって、既存の設備機器を「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づいた省エネルギー性能が高い設備機器へ更新しました。

- **区有施設の省エネルギー設計**

 「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づき、新築、増改築では、非住宅でＺＥＢＲｅａｄｙ、住宅でＺＥＨ-Ｍ Ｏｒｉｅｎｔｅｄを基準として整備を行うとともに、既存施設の大規模改修では、ＺＥＢ化を目指した基礎調査を実施し、一次エネルギー消費量削減率を可能な限り高めるなど、区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化を推進しました。

- **区有施設における先端技術の活用**

 先端技術を活用した省エネルギー施策の導入に向けて、事例整理や導入により見込まれる効果の試算等に係る調査を実施しました。また、区有施設における次世代型太陽電池等の新たな再生可能エネルギー技術の導入に向けた調査検討を行いました。

〇再生可能エネルギー100%電力の積極的導入

令和３（2021）年度に改定した「港区電力調達方針」に基づき、調達可能な全ての区有施設に対して、再生可能エネルギー100%電力を導入しました。令和８（2026）年９月現在、216施設に再生可能エネルギー100%電力を導入しています。

このうち、13 の区有施設では、再生可能エネルギー資源を豊富に有する自治体と連携し、再生可能エネルギー由来の電力を導入しています。

〇環境負荷低減に向けた職員の行動推進（職員による日常の取組）

職員による環境配慮行動の着実な実行に向けて、職員等への研修及び啓発、各課、施設への内部環境監査等を実施しました。

（３）区有施設の温室効果ガスの排出状況

①対象とする温室効果ガス

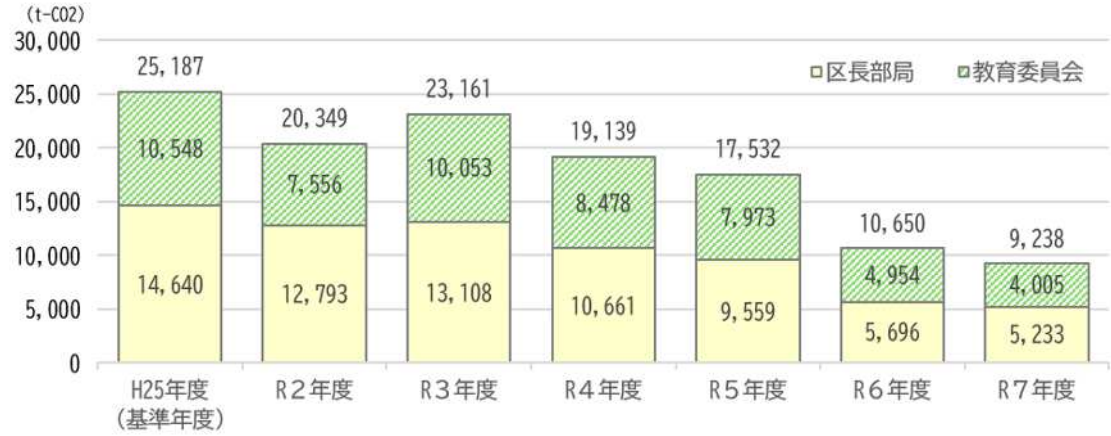
温対法が対象とする７種の温室効果ガスのうち、区内の温室効果ガス排出量の約 90%を占める二酸化炭素を対象とします。

②二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の動向

区は、区内人口の増加等により多様化する行政需要に対応し、区民のニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するために、区有施設の計画的な整備を進めてきました。

近年、区有施設の新築・増改築が進んだことや、人口増加に伴う区有施設の利用者数の増加、さらに気候変動による猛暑への対応としての空調使用の増加などにより、エネルギー消費量の総量は増加傾向にあります。

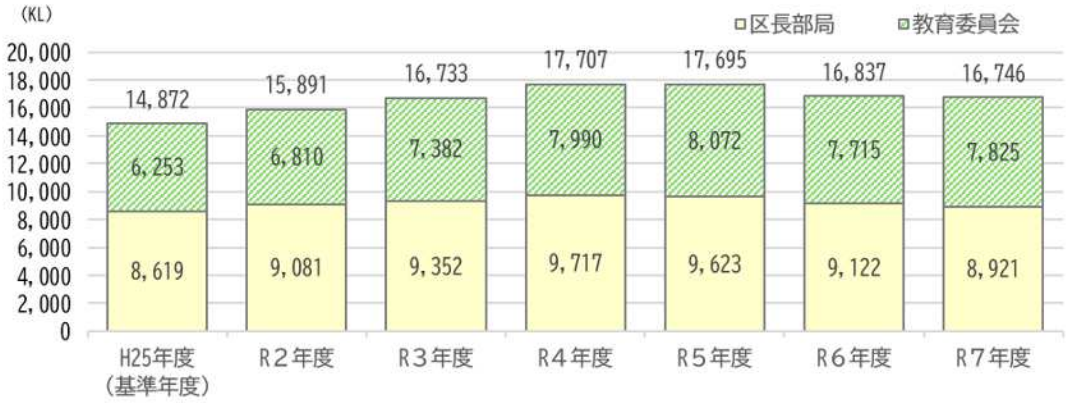
一方で、二酸化炭素排出量については、再生可能エネルギー由来の電力の積極的な導入をはじめとした脱炭素化の取組により、大幅な減少傾向となっています。



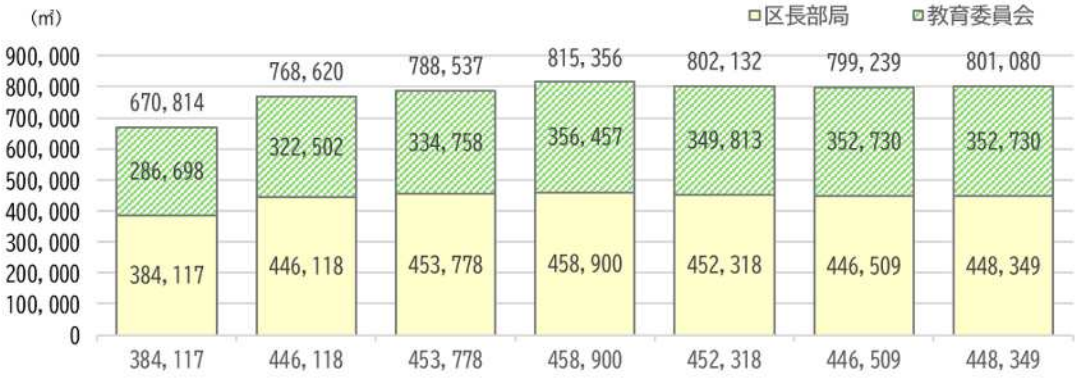
区有施設における二酸化炭素排出量（総量）の推移

（電気の排出係数に基礎排出係数※1 を使用した場合）

※1　小売電気事業者がそれぞれ供給した電気の発電に伴い、省令に定める燃料の燃焼に伴って排出された二酸化炭素の量（t-CO_2）を、当該小売電気事業者が供給した電力量（kWh）で除したもの



区有施設におけるエネルギー消費量（総量）の推移



区有施設の延床面積の推移

③取組を強化する上での課題解決の考え方

今後も、継続的な人口増加に伴う区有施設の整備、猛暑など気候変動の激甚化によるエネルギー需要のさらなる増加などにより、区有施設の二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量は増加することが見込まれます。

計画的に二酸化炭素排出量を削減し、その先の 2050 年カーボンニュートラルへとつなげていくためには、これまで区が進めてきた各対策を強化、見直していくとともに、最新の知見を取り入れた次なるアプローチへと踏み出す必要があります。

●ハード面での対策

新築や増改築、大規模改修が予定されている区有施設については、「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づき、今後も環境に配慮した設計を行うとともに、社会情勢等を踏まえた環境配慮の基準の見直しを行うことで、建物規模での省エネルギー対策を着実に進めていく必要があります。

特に、人口増加に伴う施設の新増築や老朽化に伴う改修の継続が見込まれる中、今後は運用時の省エネ対策にとどまらず、建築資材の調達から建設、長寿命化、解体に至るライフサイクル全体での環境配慮（ライフサイクルカーボン削減）を見据えた、新たな区有施設環境基準への更新が不可欠となっています。

また、区有施設への再生可能エネルギー設備の導入にあたっては、ペロブスカイト太陽電池をはじめとした次世代技術を率先して採用し、その実証成果を地域や民間企業へと波及させることで、官民連携によるイノベーションを誘発していく必要があります。

●ソフト面での対策

これまでの取組実績に基づいた設備機器の効率的な運用改善や、職員向け研修を通じた省エネルギー啓発を継続・強化するとともに、区有施設利用者に対しても省エネルギーへの理解と協力を促すための新たなアプローチを検討していく必要があります。

あわせて、ＩｏＴやセンシング技術などの先端テクノロジーを積極的に活用し、エネルギー利用の適正化を図ることで、さらなる省エネルギー対策を推進していくことが求められます。

●エネルギーの脱炭素化による対策

区有施設の脱炭素化に向けては、ハード・ソフト両面での対策に加え、使用するエネルギーそのものを脱炭素化していくことが有効です。

本区ではこれまで、「港区電力調達方針」に基づき、調達可能なほぼ全ての区有施設において再エネ 100%電力の導入を達成してきました。今後は、新規に整備した区有施設への確実な導入や、既存区有施設への継続的な調達体制を維持・推進するとともに、電気に続くエネルギー対策として、ガスの脱炭素化を本格化させていく必要があります。

（４）区有施設の温室効果ガス排出の算定方法

区有施設の二酸化炭素排出量は、各施設で使用したエネルギーの種類ごとに公表されている二酸化炭素排出係数を用いており、電気の排出係数については基礎排出係数を使用して算出しています。

把握するエネルギーの種別は、以下のとおりです。

エネルギー種別	・電気	・都市ガス
	・灯油	・地域冷暖房
	・液化石油ガス（ＬＰＧ）　等	

（５）計画目標

二酸化炭素排出量の削減目標

令和 12（2030）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量を

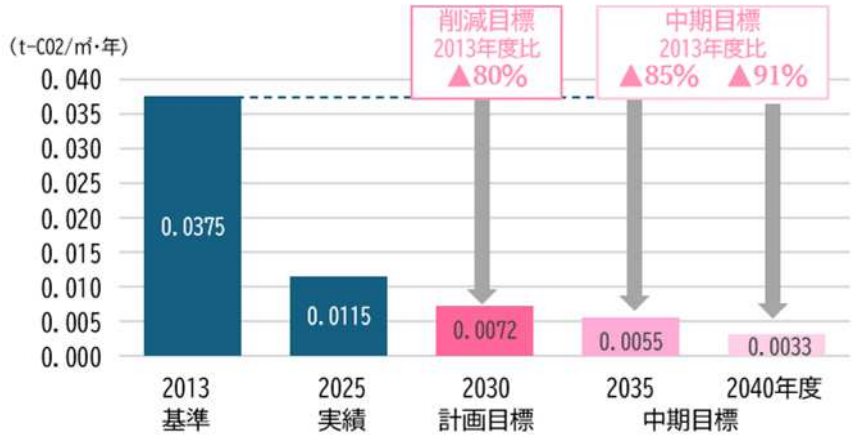
平成 25（2013）年度比　▲80%　とする

中期目標

区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量　平成 25（2013）年度比で

令和 17（2035）年度　**▲85%**　とする

令和 22（2040）年度　**▲91%**　とする



区有施設における面積当たりの二酸化炭素排出量の削減目標

（６）削減見込み

①削減効果の見込み一覧

以下の取組により、区有施設の二酸化炭素排出量を令和 12（2030）年度に 3,809t-CO_2/年、令和 17（2035）年度に 5,212t-CO_2/年削減します。

	二酸化炭素排出量の			エネルギー消費量の		
						和 22 年度
区有						
区 Z E 工 推						,011
						,343
						–
再 ネ 10 極由						–
						–
合計	3,456	3,921	4,341	1,273	2,428	3,355

作成中

○区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化と省エネ運用の推進

・設備機器の運用改善

適切なエネルギー管理方法を規定する「エネルギー管理標準」を、各区有施設で継続的に管理、運用するための体制を整備するなど、設備機器の運用改善を継続的に実施することで省エネルギーを推進します。

・設備機器の更新

本計画期間中における区有施設の改修や設備更新の機会を捉え、既存の設備機器を「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づいた省エネルギー性能の高い設備機器へ更新します。

・区有施設の省エネルギー設計

「港区区有施設環境配慮ガイドライン」に基づき、新築、増改築では、非住宅でＺＥＢＲｅａｄｙ、住宅でＺＥＨ-Ｍ　Ｏｒｉｅｎｔｅｄを基準として、また、既存施設の大規模改修では、一次エネルギー消費量削減率を可能な限り高めるものとして、区有施設のＺＥＢ・ＺＥＨ化を推進します。

あわせて、建物の設計・建設から運用、修繕による長寿命化、そして解体にいたる建物の一生を見据え、資材調達等の各フェーズにおけるライフサイクルカーボンの排出低減を図る新たな環境基準の導入・適用を進めます。

〇再生可能エネルギー100%電力の積極的導入

「港区電力調達方針」に基づき、調達可能な全ての区有施設に対して、再生可能エネルギー100%電力を導入します。また、導入後は、電力の需給状況や市場価格などを注視しながら、継続的に環境にやさしい電力を調達します。

〇区有施設のガス脱炭素推進事業

調達可能な区有施設に対して、採掘から燃焼までの工程で出る二酸化炭素をクレジットで相殺するなどにより排出量実質ゼロとなる「カーボン・オフセット都市ガス」の調達を計画的に行い、電気に続くガスの脱炭素化を推進します。

〇環境負荷低減に向けた職員の行動推進（職員による日常の取組）

職員が、区の行動指針に示す取組を積極的に行うことで省エネルギーを推進します。

②各取組によって見込まれる区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量

本計画期間中における区内人口の増加等を背景とした、区有施設の新築等により増加する面積及び二酸化炭素排出量を考慮した上で、前項「①削減効果の見込み一覧」の各取組の効果の見込みを反映した令和 12（2030）年度及び令和 17（2035）年度の区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量は、下の表のとおりです。

	実績		取組後の見込み		
	平成 25 年度 基準	令和 7 年度 実績	令和 12 年度 計画目標	令和 17 年度 中期目標	令和 22 年度 中期目標
二酸化炭素排出量（$t\text{-}CO_2$/年）	25,187	9,238	6,168	5,991	5,859
区有施設の面積（㎡）	670,814	801,080	831,138	856,138	881,138
区有施設の面積当たりの二酸化炭素排出量（$t\text{-}CO_2$/㎡）	37.5	11.5	7.4	7.0	6.6
二酸化炭素排出量の基準年度比削減率	-	**▲69%**	**▲80%**	**▲81%**	**▲82%**

5.3　港区気候変動適応計画

（１）計画の目的と対象範囲

①目的

地球温暖化に伴う気候変動との関連性が指摘されている水害、土砂災害等をはじめとする自然災害の激甚化などの危機に対し、必要な対策を推進するために策定するものです。

②対象範囲

対象範囲は、「区内全域」です。

（２）気候変動による影響とヒートアイランド現象

①気候変動による影響

世界的な気候変動の影響により、これまで経験したことのない猛暑や豪雨、台風の強大化、それに伴う自然災害の発生、熱中症リスクの増加や農作物の品質低下など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。

近年は、特に台風や豪雨による自然災害が頻発しており、東京の 50㎜ 以上の非常に激しい雨の発生回数が増加傾向で 1980 年代に比べて 2020 年代は約 1.7 倍です。近年の事例では、令和７（2025）年９月に世田谷区で観測史上最大の１時間に 100㎜ 近い降雨があり、品川区を流れる立会川が氾濫しました。この他、都心部の地下街や主要ターミナル駅周辺にも浸水被害があり、鉄道や道路などのインフラ障害の復旧に時間を要する事例も発生しています。

また、令和７（2025）年夏の猛暑日は 29 日間、熱帯夜は 55 日間ありました。猛暑日の日数はここ数年で大きく増加しています。東京の最高気温 35℃を超える猛暑日は 1980 年代に比べて 2020 年代は約 16.8 日間となっており、その差は 18 倍以上です。熱中症による救急搬送数も大きく増加しており、国は令和５（2023）年４月 28 日に成立した改正気候変動適応法に基づき、熱中症対策実行計画の一部を変更し、熱中症対策を強化しています。

今後、気候変動による影響が長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

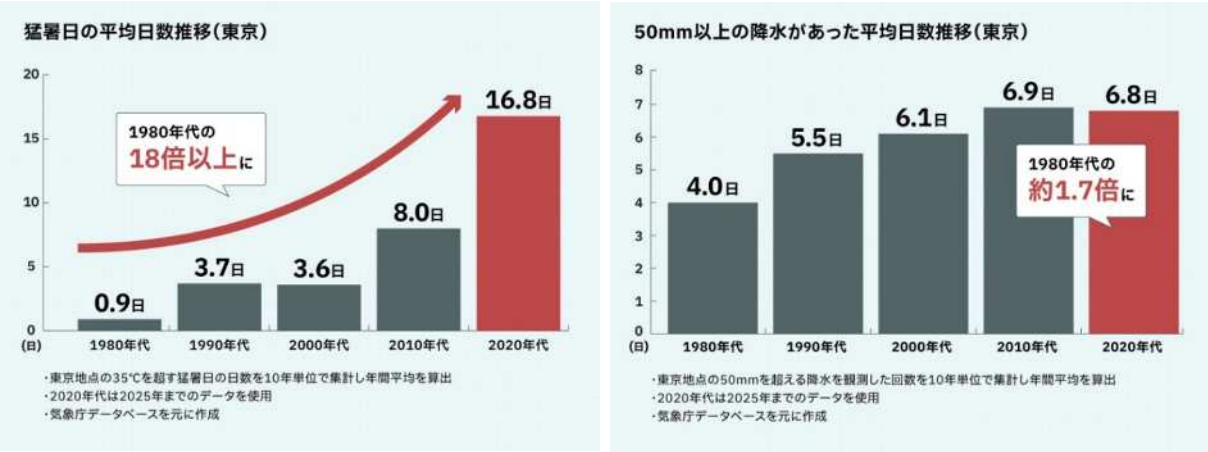


図　東京の猛暑日の平均日数推移及び 50 ㎜以上の降水があった平均日数推移
（出典：東京都気候変動適応センターホームページ）

気候変動による影響とは、主に極端な気候、気象現象及び気候変動が自然及び社会システムに及ぼす影響を指します。影響は一般的に、特定の期間内に起こる気候変動又は危険な気候現象と、それにさらされた社会やシステムの脆弱性との相互作用によって、生命、生活、健康、生態系、経済、社会、文化、サービス、インフラが受ける影響を指します。

具体的には、下表に示す影響が懸念されています。

気候変動による影響が懸念される分野

分野		大項目（小項目）
	農業・林業・水産業	農業（水稲、野菜、果樹、麦・大豆・飼料作物等、畜産、病害虫・雑草、農業生産基盤）、林業（木材生産（人工林等））、特用林産物（きのこ類等））、水産業（回遊性魚介類（魚類等の生態）、増養殖等）
	水環境・水資源	水環境（湖沼・ダム湖、河川、沿岸域および閉鎖性海域）、水資源（水供給（地表水）、水供給（地下水）、水需要）
	自然生態系	陸域生態系（高山帯・亜高山帯、自然林・二次林、里地・里山生態系、人工林、野生鳥獣の影響、物質収支）、淡水生態系（湖沼、河川、湿原）、沿岸生態系（亜熱帯、温帯・亜寒帯）、海洋生態系、生物季節、分布・個体群の変動
	自然災害・沿岸域	河川（洪水、内水）、沿岸（海面上昇、高潮・高波、海岸浸食）、山地（土石流・地すべり等）、その他（強風等）
	健康	冬季の温暖化（冬季死亡率）、暑熱（死亡リスク、熱中症）、感染症（水系・食品媒介性感染症）、節足動物媒介感染症、その他感染症）、その他
	産業・経済活動	製造業、エネルギー（エネルギー需給）、商業、金融・保険、観光業（レジャー）、建設業、医療、その他（その他（海外影響等））
	国民生活・都市生活	都市インフラ・ライフライン等（水道、交通等）、文化・歴史などを感じる暮らし（生物季節、伝統行事、地場産業等）、その他（暑熱による生活への影響等）

出典：国立環境研究所ホームページを基に作成

②港区への影響

全国、関東地方のレベルで予測され、港区にも関連すると考えられる影響として、次の事項が挙げられます。

- 大雨、短時間強雨の発生回数は増加しており、東京管区気象台の推計でも、今後滝のように降る雨の増加が予測されています。一方で、無降水日の増加も予測されています。
- 強雨の増加、気候変動との関連性が指摘されている水位の上昇の影響と相まって、高潮、土砂災害の被害が甚大化する可能性があります。
- 全国、東京管区気象台の猛暑日、真夏日の年間日数は増加傾向であり、都内では毎年、数千人が熱中症により救急搬送されています。今後も、猛暑日は増加すると予測されています。
- 蚊が媒介する感染症（デング熱）の発生や、港湾部において日本には本来生息していない毒性の強い外来生物が確認されており、気温上昇が進むことで、これらの生物が定着し、健康被害を生じる可能性があります。

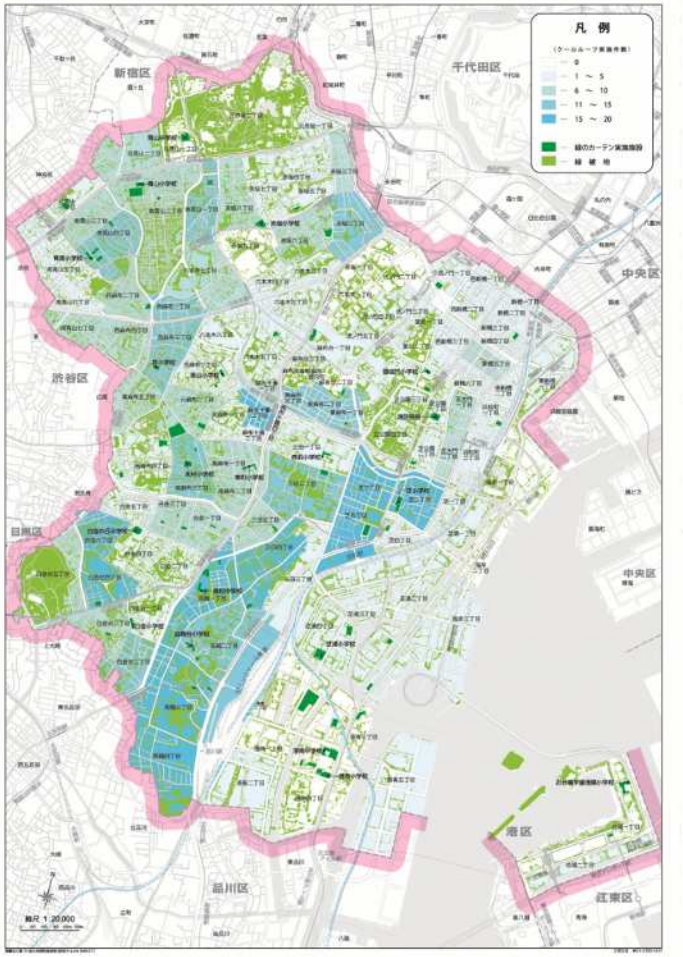
このため、暑熱環境の悪化への対策、適応策の更なる推進が必要であり、防災、健康、福祉、産業活動といった分野と連携した総合的な施策の展開が必要です。

③ヒートアイランド現象

都市部では、地球温暖化に加え、周辺地域より気温が更に上昇する都市特有の熱環境問題であるヒートアイランド現象による気温上昇が、暑熱環境の更なる悪化をもたらしています。

特に、本区のようなオフィスビル等が集積した地域においては、空調機等から排出される人工排熱や日射による熱の蓄積が多いアスファルト等の人工被覆物の影響で気温が高くなりやすい状況にあると考えられています。

区内では、ヒートアイランド対策に取り組んでいる区内の建築物を「ヒートアイランド対策貢献建築物」として認定、支援するとともに、取組を行う地区等の一部を「ヒートアイランド対策を実施しているエリア」として公表・ＰＲしています。



※区の助成金を利用して高反射率塗料を塗布した建物がある地区や、緑のカーテンを実施した施設の結果の一部等を示したもの

ヒートアイランド対策マップ

（３）計画目標

気候変動の影響による様々な危機に対し、
誰もが安全・安心で快適に暮らし働くことができる
強靭なまちを実現する

地球温暖化に伴う気候変動の影響が深刻化する中、温室効果ガスを削減する緩和策を着実に進めると同時に、既に発生している気候変動の影響を回避、軽減する適応策を進めていくことが必要です。

区内において懸念される水害、土砂災害等をはじめとする自然災害の激甚化や食糧危機、熱中症、感染症等の疾病リスクの増大などの対策について、それらへの危機意識を区民、事業者、区が共有し、それぞれが備えを進めることで、誰もが安全・安心で快適に暮らし働くことができる強靭なまちを実現していきます。

第６章　港区生物多様性地域戦略

6.1　計画の目的と対象範囲

（１）目的

「生物多様性基本法」、「生物多様性国家戦略」、「東京都生物多様性地域戦略」及び「港区みどりを守る条例」に基づき、豊かな自然環境の象徴である動植物の生息、生育環境の充実を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を総合的に推進することを目的とします。

（２）対象範囲

対象範囲は、「区内全域」です。

6.2　戦略の長期目標

令和４（2022）年にＣＯＰ15（生物多様性条約第 15 回締約国会議）で採択された、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の 2050 年ビジョン「自然と共生する世界」及び 2030 年ミッション「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」を踏まえ、引き続き長期目標を次のとおり設定し、実現に向けて各施策に取り組みます。

港区生物多様性地域戦略がめざす 2050 年の港区の姿

まちの活気と生きものが共存して、

生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと

港区の豊かな暮らしと都市としての発展は、区内にとどまらず、周辺地域、日本全国、さらには世界中からの多くの資源・エネルギーに依存しており、その多くが生物多様性から生み出される自然の恵みによるものです。

したがって、世界中で進行している生物多様性の危機は、私たちの暮らし、都市としての発展に負の影響を与えているといえます。

このような状況を港区に住み、学び、働く人全てが理解した上で、一人ひとりの行動につなげ、生物多様性を健全な状態で将来の世代に引き継ぐことが、私たちの豊かな暮らし、豊かな環境を守ることにつながります。

以上のことから、港区生物多様性地域戦略は、これまでの戦略が掲げてきた長期目標を継承し、「まちの活気と生きものが共存して、生物多様性の恵みに感謝し、笑顔があふれているまち・みなと」の実現に向けて、生物多様性の保全と、その恵みの持続可能な利用に取り組みます。

現行コラム『生物多様性の恵みとは』

生物多様性に配慮・貢献する企業が評価される時代に変化

近年、企業経営の持続可能性を考慮することで投資リスクを軽減する ESG 投資が広がっています。持続可能な調達など環境に配慮する企業に投資が流れる傾向にあります。また、生物多様性に与える影響を評価して投資する動きも始まっています。

東京都でも、東京グリーンボンドの発行や ESG 投資の普及に積極的に取り組む金融事業者等を「東京金融賞」としての表彰など、生物多様性の保全にも繋がるグリーンファイナンスを促進する取組が進んでいます。

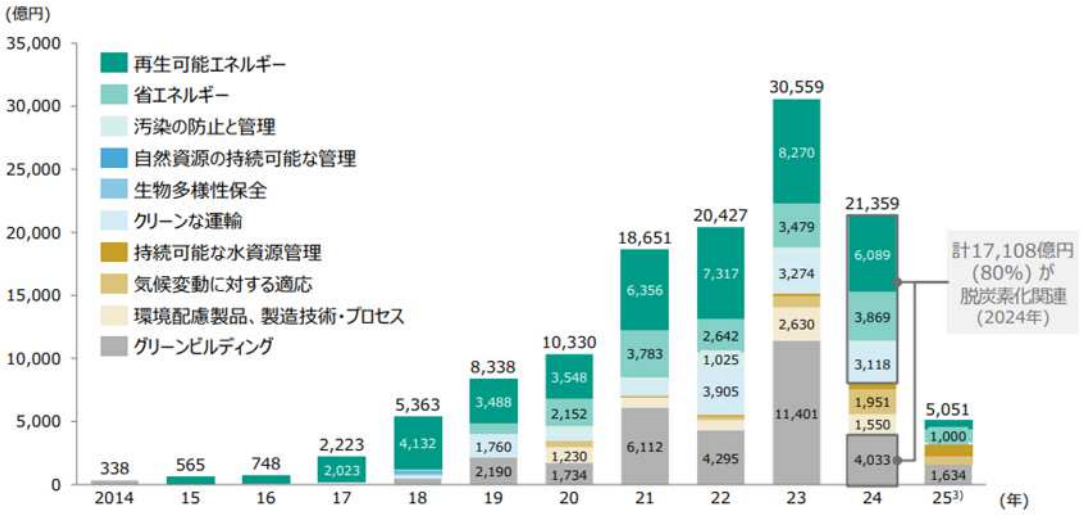


図　日本のグリーンボンド資金使途別発行額の推移

出典：グリーンファイナンス市場の動向等について（環境省）

6.3　港区の生物多様性の概要

（１）港区の暮らしと文化、自然の変遷

①旧石器時代から平安時代の港区（海の恵みに支えられた生活）

港区域における人類の活動の最古の痕跡は、今からおよそ３万年前の旧石器時代の地層から発見されています。その後、約 6,000～7,000 年前の縄文海進とよばれる海面が上昇した温暖期を迎えると、生きものの豊かな海が広がりました。当時を伝える貝塚では、マガキやハマグリ、アサリをはじめとする多くの貝類のほか、スズキやマダイ、コチなどの魚の骨も出土しています。港区域に住んでいた縄文時代の人々が、多くの海の生きものを食べていたことが分かります。

弥生時代には、三田や麻布、青山、六本木などの台地上に集落が形成されました。さらに三田や六本木の台地上では、古墳時代の集落も見つかっています。芝公園には、都内の前方後円墳としては最大規模の芝丸山古墳があります。この古墳は、５世紀前半頃に、周辺地域一帯を支配した豪族の墓とされています。

平安時代の末頃には、芝の漁村では製塩が行われていました。北条氏の統治下に入る 16 世紀頃には、農村が点在し、芝の金曽木（金杉）周辺では、船を持つ漁民が住んでいたようです。人々の生活は、海の恵みに支えられていたことがうかがえます。



伊皿子貝塚（約 4,000 年前）



昭和 29（1954）年の芝丸山古墳
（港区立郷土歴史館所蔵）

②江戸時代の港区（周辺の近郊農業に支えられた循環型社会）

今の港区域を含む江戸のまちは、天正 18（1590）年の徳川氏の入府によって急速に都市化し、著しい発展を遂げました。

江戸のまちは、18 世紀前半には人口が 100 万人に達し、当時、世界最大の都市であったといわれています。この江戸のまちは大都市でありながら、近郊農業に支えられた循環型社会を実現していました。

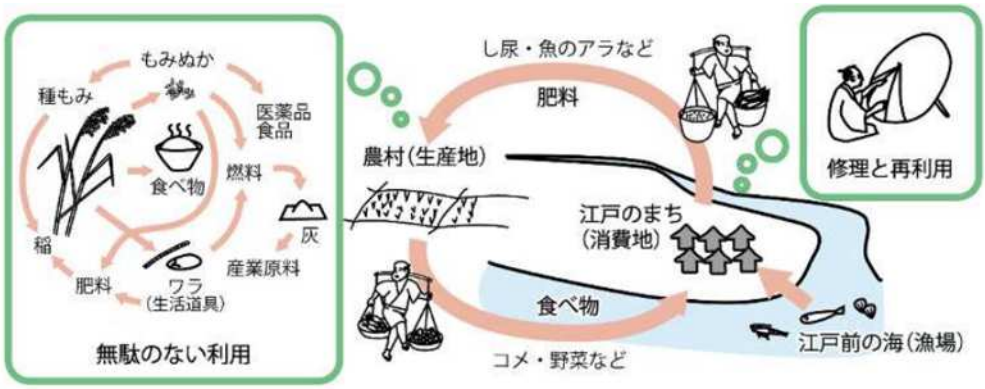
人々の生活に欠かすことができない「水」は、当初は赤坂溜池が水道源として使われていましたが、神田上水、玉川上水がつくられると、港区域の水は玉川上水によって、まかなわれるようになりました。やがて、江戸時代の後半になると、廉価で良質な地下水を得ることができる掘り抜き井戸も、各所につくられました。

幕府は、人口増加の食料対策として、漁業を特に重視しました。当時は豊かな江戸前の漁場が広がり、芝の「雑魚場（ざこば）」と呼ばれた魚市場では、水揚げされた魚介類は「芝肴（しばざ

かな)」という愛称で、人々に親しまれていました。また、干潟では潮干狩りも行われていたようです。にぎり寿司や天ぷら、蒲焼き、佃煮といった江戸前の食文化は、この時代に庶民に広まりました。

江戸のまちでは、「排泄物」も貴重な資源でした。し尿は経済価値を持つ「金肥」といわれ、果物や野菜と交換、あるいは現金で買い取られて、農村に運ばれました。し尿は農家にとっては作物の収穫量が増える肥料に、町人にとっては現金収入となり、農村と都市の間に循環の輪ができあがっていました。こうして、し尿はみだりに垂れ流されず、有効に利用されていたため、まちの衛生状態も良かったといわれています。

また、多くの食べ物や資材は無駄なく利用され、ごみはあまり出なかったようです。



江戸時代の循環型社会のイメージ

③江戸時代の港区（世界に誇る生物多様性都市）

江戸のまちは、景観の美しさも世界有数であったことが、様々な資料からうかがえます。樹林で囲まれた武家屋敷や寺社が多数存在したことから、人口が多いにもかかわらず、緑地が多く見られました。また、周辺には田園や湿地帯が広がっていました。タンチョウが飛来し、トキやコウノトリが営巣していたほか、現在では絶滅してしまったニホンカワウソも見られたようです。将軍家が鷹狩りを行った鷹場も随所にありました。

港区域では、有名な浮世絵師・歌川広重が、緑の野を青く蛇行する古川、愛宕山から見下ろす品川の海など、当時の美しい眺望を浮世絵に残しています。また、幕末の安政６（1859）年に、日本最初の外国公使館が高輪の東禅寺に置かれました。その初代イギリス公使ラザフォード・オールコックは、著書「大君の都―幕末日本滞在記」の中で、江戸の緑の多さに繰り返し触れ、このような都市は世界のどこにもないと賞賛しています。さらに、幕末期に日本を訪れたスコットランド出身のプラントハンター（有用な植物を求め、世界中を探検、冒険する職業）であるロバート・フォーチュンも、著書の中で、江戸について、「木木で縁取られた静かな道や常緑樹の生け垣などの美しさは、世界のどの都市も及ばないであろう」としています。



広尾ふる川（国立国会図書館蔵）



芝（国立国会図書館蔵）

しかし、世界に誇れる生物多様性先進都市の江戸のまちも、幕末の開国から明治の時代を経ていく中、次第に変貌を遂げることになります。



江戸時代の港区

（嘉永改正御江戸大絵図（港区立郷土歴史館所蔵）に加筆）

④明治時代から戦前の港区（近代化と埋立ての時代）

慶応４（1868）年、江戸は東京と名を改め、明治政府の成立とともに、近代国家に向けて歩み始めることになります。

明治５（1872）年に日本最初の鉄道が新橋、横浜間に開通すると、西欧社会からもたらされた新しい文明と近代的な工業化の波が急激に押し寄せました。特に明治中期から戦前にかけては、芝浦海岸の埋立てと工場の建設が進み、東京湾に面した港区域は、一大工業地帯へと変貌しました。その一方で、長い伝統を持つ江戸前の沿岸漁業は急速に衰退していきました。また、ホタルをはじめとする多くの身近な生きものが都心から消えていき、自然の景観は徐々に失われていきました。

鉄道が開通したことで、人や物資は、江戸時代に比べて広い範囲で移動するようになりました。その結果、東京にはもともといなかった野生の生きものが、他の地域から持ち込まれやすくなりました。秋になると街路樹で盛んに鳴いている中国原産のアオマツムシが日本で最初に見つかったのは、明治後期（1900 年頃）の赤坂の榎坂といわれています。

大正 12（1923）年９月１日に発生した関東大震災、昭和初期の大不況を経て、世情はますます不安定となり、やがて第二次世界大戦の戦渦に巻き込まれていくことになります。

昭和 20（1945）年の戦争末期には、連日の空襲のため、港区域の大半が焼失してしまいました。



品川駅停車場（明治 44（1911）年）
（港区立郷土歴史館所蔵）



芝浦製作所（明治 40（1907）年）
（港区立郷土歴史館所蔵）



中国原産のアオマツムシ

⑤戦後から高度経済成長期の港区（豊かさの追求と自然の減少の時代）

昭和 20（1945）年、終戦を迎え、日本の政治、行政、経済諸制度の民主化の機運が高まっていく中、昭和 22（1947）年に芝、麻布、赤坂の３区が統合し、港区が誕生しました。

戦後の復興はめざましく、中でも昭和 30 年代の高度経済成長は、人々の生活を物質的に豊かなものにしました。しかし、それと引き換えに、自然は更に失われていきました。

人口が増えたことで、それまで近郊でまかなわれていた水や食べ物は不足しがちになり、多くの物資が遠隔地から運ばれてくるようになりました。従来の重力を利用した水の供給システム、街と農村との共生関係だけでは、街の生活が維持できなくなりました。大量消費により、ごみも増えました。

化学肥料が普及したために、し尿の農地還元が行われなくなり、生活排水が十分処理されないまま川から海へ流されるようになりました。また、工場からの産業排水も増加し、東京湾の汚濁が進行しました。昭和 37（1962）年に東京都では漁業権が放棄され、沿岸域の埋立てが加速します。その結果、水質浄化機能を担っていた干潟が失われ、東京湾の汚濁に拍車がかかるようになりました。さらに、埋立てにより、潮干狩りができなくなったばかりでなく、人工護岸で固められた海浜は、人々を海から遠ざけることになり、縄文時代以降、恩恵を受け続けていた江戸前の海とのつながりは薄れてしまいました。

高度経済成長は、まちの様子も一変させました。オフィスビルの建設が進み、首都高速道路が建設されるなど、都市開発が進みました。生活の利便性は高まりましたが、その一方でみどりが減り舗装面が増えたため、ヒートアイランド現象や都市型水害の発生といった、新たな問題の原因にもなりました。また、古川は、河川上空がほとんど高速道路で覆われるなど、景観上の問題も発生しました。



将監橋（古川改修工事）
（昭和 38（1963）年）
（港区立郷土歴史館所蔵）



東京タワーより飯倉四辻六本木方面を望む（昭和 34（1959）年）
（港区立郷土歴史館所蔵）



港区役所
（昭和 32（1957）年）
（港区立郷土歴史館所蔵）

⑥現在の港区（今後の再生に向けて）

高度経済成長期を過ぎて、バブル崩壊による停滞はあったものの、経済の安定成長のもと、港区は国際都市東京の中枢部としての役割を果たしていきます。それとともに、高度経済成長期に失った環境を回復するために、様々な取組が進み、人と自然とのつながりを取り戻すための努力もなされてきました。

公園や屋上緑地、都市開発でできた公開空地などで緑地の創出が進められ、緑地の面積が増えていきます。また、ビオトープづくりが進むなど、緑の量に加え、質への配慮も進んでいます。

お台場海浜公園では、自然海岸を模した砂浜と磯浜が創出され、生きものの生育、生息環境となっているばかりでなく、人が気軽に水辺に接することができる場所ともなっています。

環境への配慮は、緑地の創出だけではありません。様々な技術が発達し、自動車の排出ガス規制や下水道整備が進みました。その結果、大気質や川、海の水質は改善されつつあり、生きものの生育、生息場所も保全、再生されています。また、省エネルギーやリサイクルの取組が進むなど、人々の意識も変わりつつあります。

しかし、集中豪雨時に簡易処理水が川や海に流出することで起きる運河やお台場の海の水質汚濁や、ヒートアイランド現象は依然として課題です。また、近年では、外来種の増加が問題となっています。さらに、海に流出したプラスチックごみにより、魚やウミガメなどの海洋生物が傷ついたり、命を落とすことが新たな問題となっています。

前述のとおり、150 年以上前の江戸のまちは、世界最大の都市でありながら、近郊農業に支えられた循環型社会を実現し、生物多様性を誇る都市でした。これからの港区の在り方を考える上で、そこには学ぶべきヒントが多く隠されています。

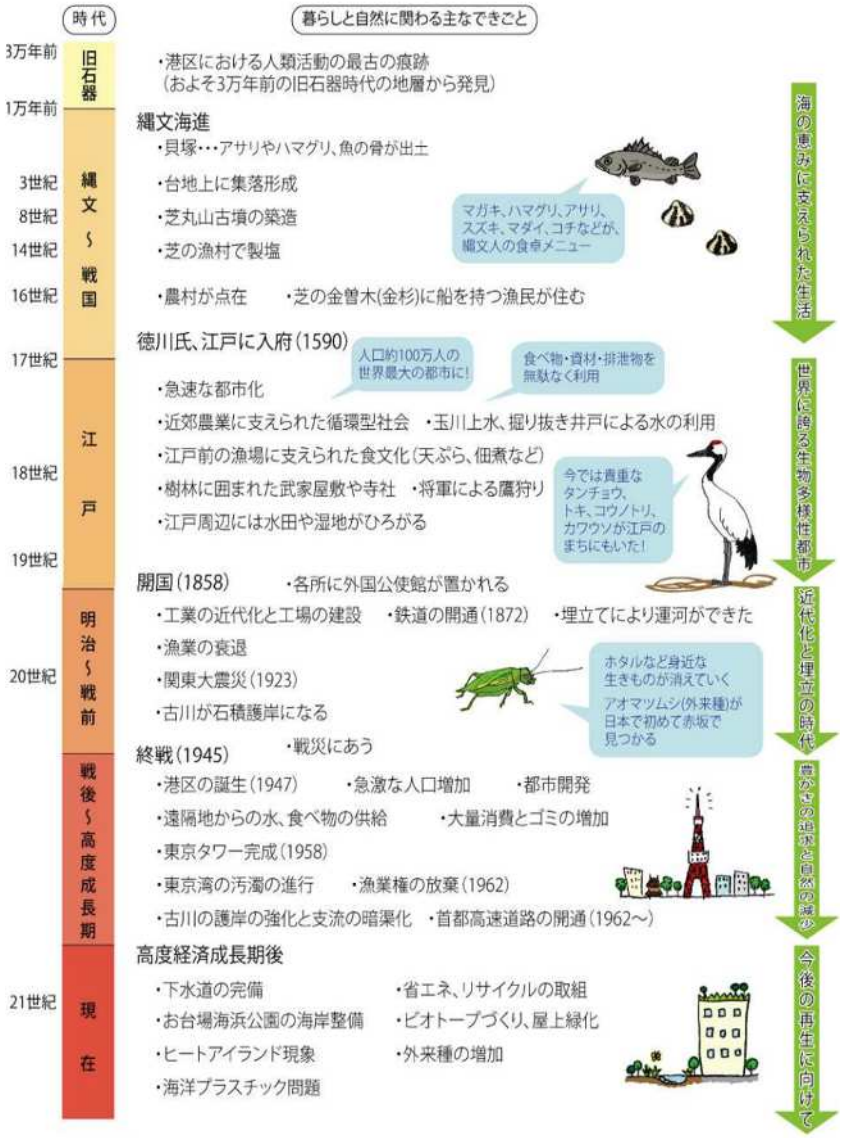


六本木からの眺望



お台場海浜公園の人工磯浜

港区とその周辺の暮らしと文化、自然、生きもの年表



主な参考文献：
1．アズビー・ブラウン(著)、幾島幸子(翻訳)「江戸に学ぶエコ生活術」平成 23（2011）年
石川 英輔「江戸時代はエコ時代」平成 20（2008）年
2．貝塚 爽平「東京の自然史」平成 23（2011）年
3．品田 穣「都市の自然史」昭和 49（1974）年
4．港区「みなと区政要覧　平成 12～13 年度版」（第３章みなとア・ラ・カ・ル・ト　港区のおいたち）
5．ロバート・フォーチュン(著)、三宅馨(訳)「幕末日本探訪記　江戸と北京」平成９（1997）年
6．安田 就視 ・平成広重ラボラトリー「江戸・東京百景 広重と歩く」平成 21（2009）年
7．鷲谷 いづみ「自然再生―持続可能な生態系のために」平成 16（2004）年

（２）港区の自然

①地形と水系

港区の地形は起伏に富んでいます。おおむね西側の台地から東に向かって複雑に傾斜し、東京湾に面して埋立地が広がっています。区内の最高地点は北青山三丁目の海抜（T.P.）34m、最低地点はＪＲ浜松町駅前ガード付近の海抜 0.08m です。

地形の起伏に富んだ港区には、名前のつけられた坂が 80 余りあり、名前の由来から歴史や文化を知ることもできます。

港区には、区域を横断している古川のほかにも、かつては谷底に多くの河川がありました。また、斜面の下部には、今でも各所に湧水が見られます。



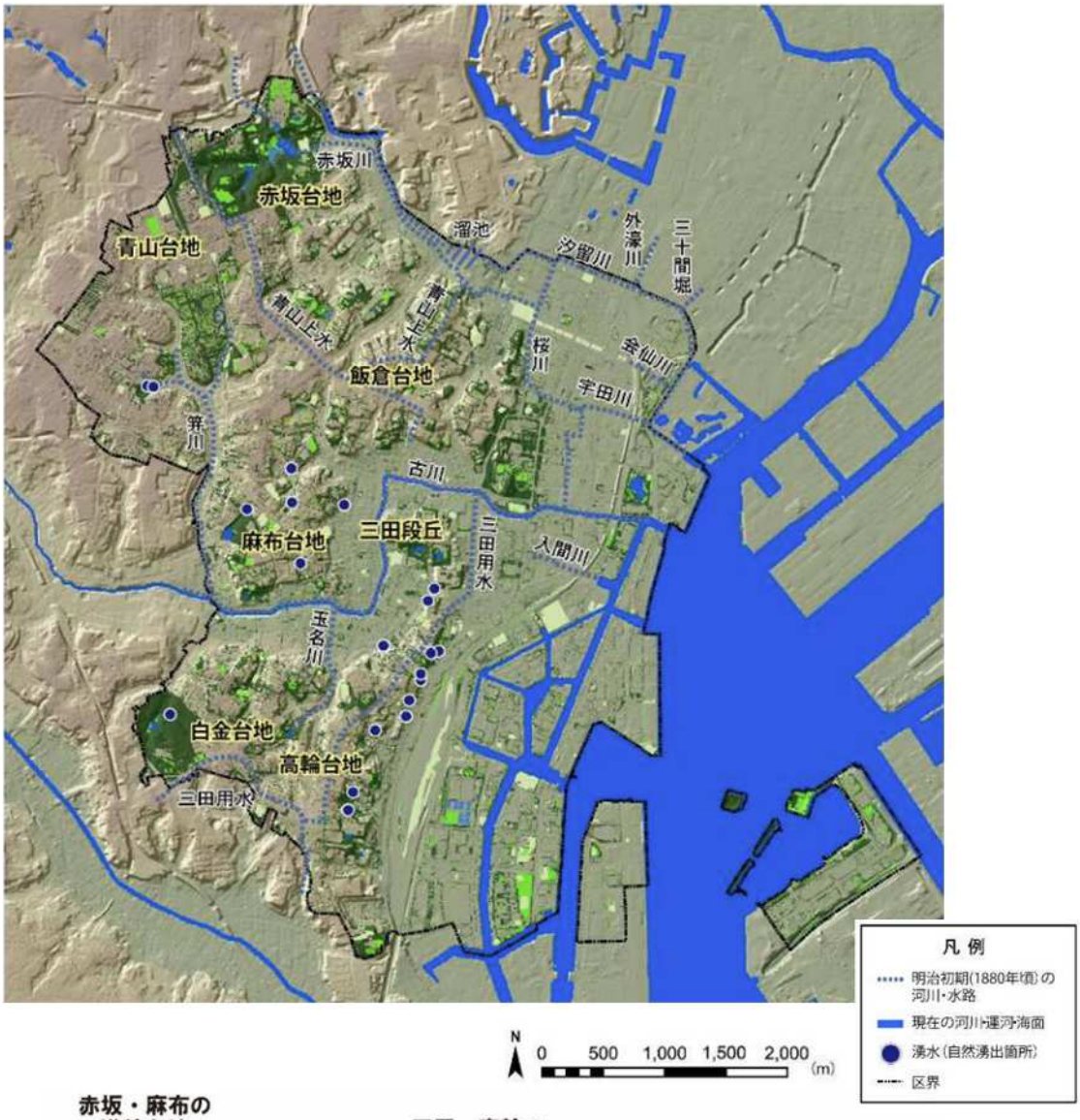
埋立地に整備された港湾施設
（海岸二、三丁目）

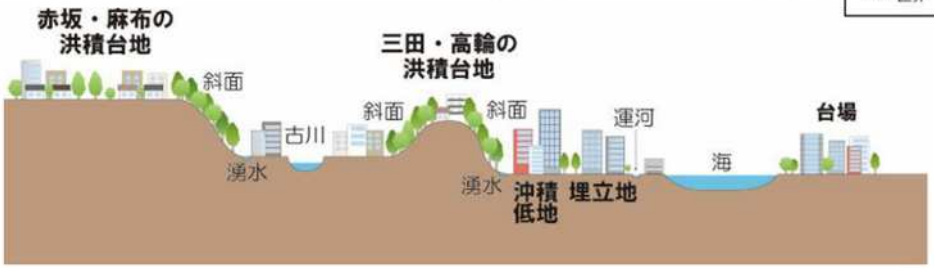


蛇坂
（三田四丁目）



湧水（柳の井戸）
（元麻布一丁目善福寺前）





港区の地形、水系と湧水の自然湧出箇所

港区「港区みどりの実態調査（第９次）」平成 29（2017）年３月（平成 28（2016）年度に現地調査を実施）を基に、河川に関する参考文献として、菅原健二「川の地図辞典　補訂版　江戸・東京／ 23 区編　三訂版」平成 20（2008）年を参照し作成

②緑被分布と特徴的な緑地

ア 緑被率

区内には、赤坂御用地や有栖川宮記念公園といった地域ゆかりの緑地、国立科学博物館附属自然教育園などの大規模でまとまりのある緑をはじめ、斜面地や寺社などに残る樹林、公共施設、民間施設の緑など、多種多様な緑が分布しており、都心にありながら緑豊かな環境を形成しています。

令和３（2021）年度に実施した「港区みどりの実態調査（第 10 次）」によると、区全体の緑被率は 22.6%です。平成 28（2016）年度に実施した調査から緑被地面積は 17ha 増加していますが、緑被率は微増にとどまっています。緑被地の内訳を見ると、樹木被覆地が 10.99ha、草地が 1.85ha、屋上緑地が 4.49ha 増加しました。

樹木被覆地は、公園整備や公共施設、集合住宅、商業、業務施設などの建築行為に伴う緑地整備により増加しているものの、市街地再開発事業による宅地等の整備や、各種施設の建設、建替え、公園内の樹木の伐採などにより、まとまった樹木被覆地の消失も生じています。

港区は市街地が広い面積を占めているため、緑地はまばらに分布して孤立している傾向があり、生きものにとって暮らしやすい場所ではありません。生きものの暮らしやすいまちにするためには、緑地をつないでエコロジカルネットワークの形成を進めることが大切です。

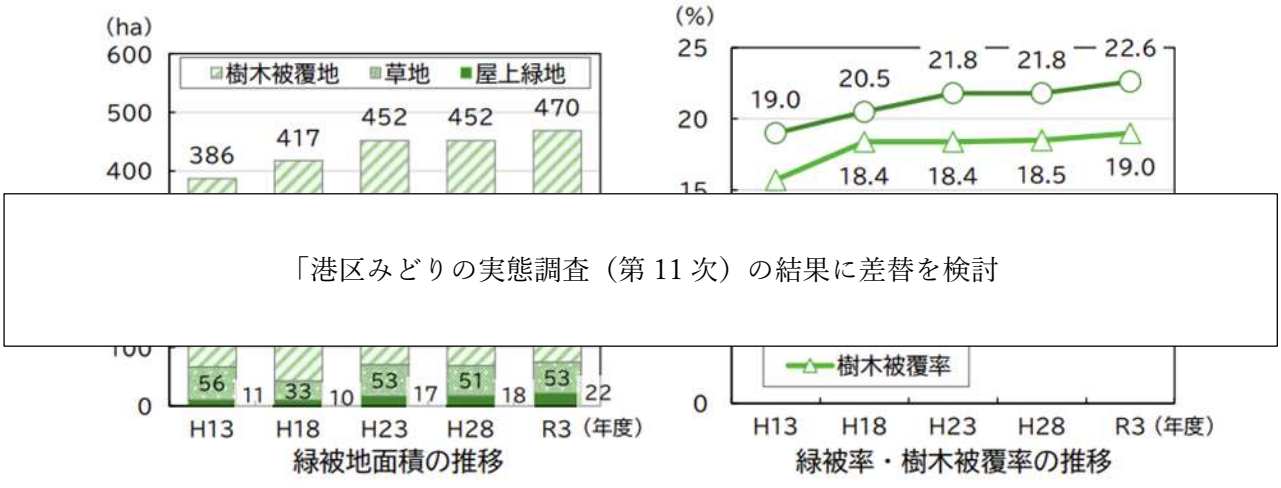
イ 街路樹

「港区みどりの実態調査（第 10 次）」によると、令和３（2021）年度における区全体の街路樹本数は 12,315 本、街路樹が植栽された路線の延長は 110,649m です。

管轄別の樹木植栽本数・街路樹路線延長は、区道が 5,389 本・47,498m、都道が 5,359 本・48,142m、国道が 1,567 本・15,009m であり、街路樹の本数では区道が最多、街路樹路線延長では都道が最長となっています。

ウ 公園

令和３（2021）年４月１日現在、区内には国や東京都の公園、区の公園等を合わせ、計 166 か所、総面積 106.2ha（区域面積の約５％）の公園等があります。



「港区みどりの実態調査（第 11 次）の結果に差替を検討

※　四捨五入のため内訳の計と合計が一致しない場合がある。

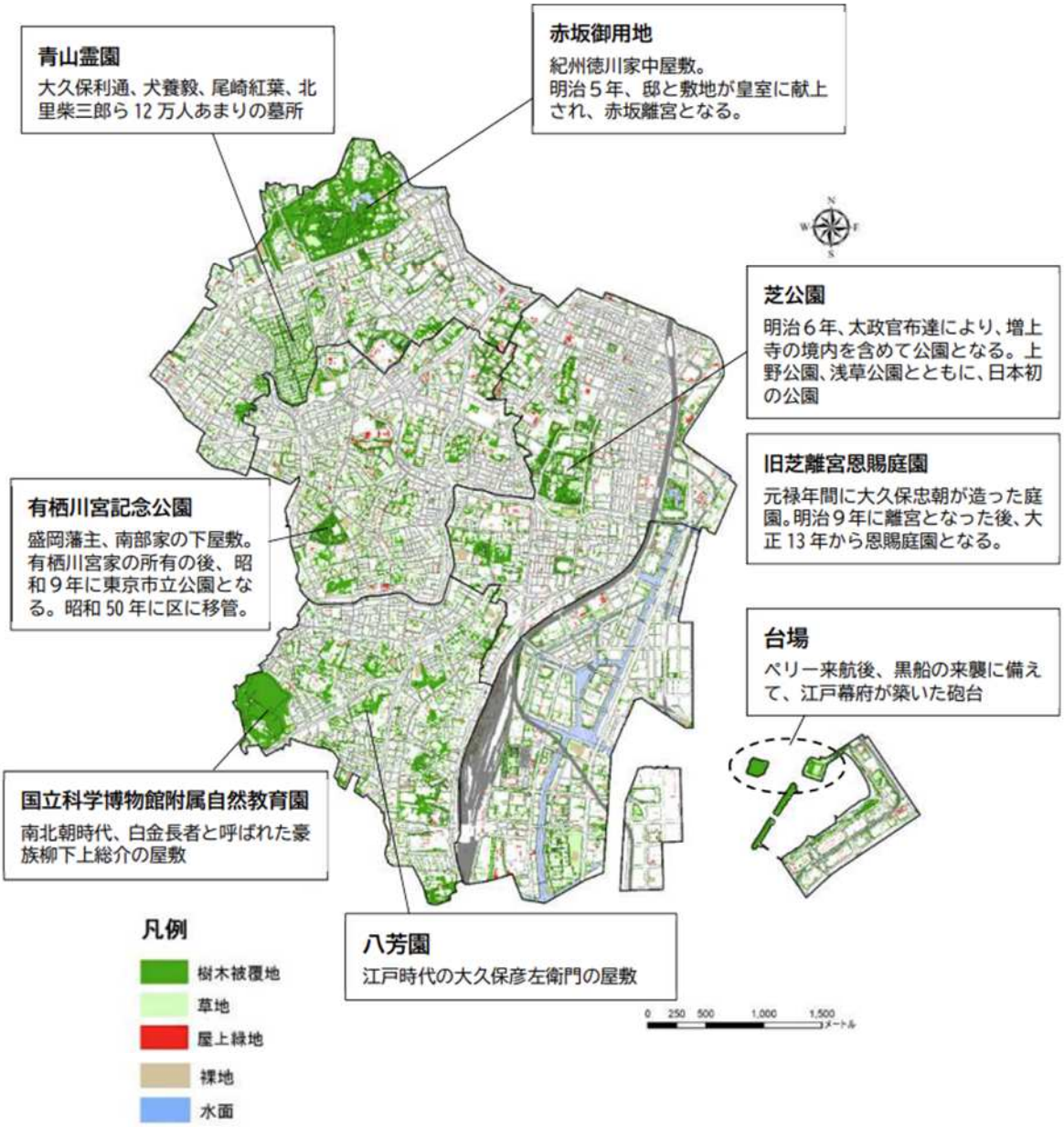
出典：港区「港区みどりの実態調査（第６次）～（第 10 次）」平成 14（2002）～29（2017）年、令和４（2022）年を基に作成



地域ゆかりの緑地（有栖川宮記念公園）



斜面林（高輪森の公園）



「港区みどりの実態調査（第 11 次）の結果に差替を検討

（承認番号）３都市基交著第 60 号

③水資源

ア 湧水

港区は起伏に富む地形のため、都心区の中では最も湧水に恵まれており、「柳の井戸（善福寺）」、「根津美術館」等、古くから人々に親しまれている湧水や井戸が、数多く見られます。

現在も湧水を利用した庭園等が残っている一方、斜面緑地の減少等に伴い、湧水箇所は減少傾向にあります。なお、令和３（2021）年度の調査では、17 か所で自然湧出が確認されています。

イ 水質

古川の水質は、水質汚濁を示す代表的な指標であるＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）をはじめ、年平均値では全項目が全地点で環境基準を達成しています。

運河の水質を示すＣＯＤ（化学的酸素要求量）については、年度による変動が大きく、一定していませんが、年平均値では全地点で環境基準を達成しています。

お台場海浜公園の海域は、慢性的な赤潮の発生など、安心して水遊びなどの活動をすることができない状態にあることが、長年課題として指摘されていますが、近年はいくつかの調査地点では、参考指標の水浴場水質判定基準に照らして、水質Ｃ「遊泳可」とされる水準となっています。

ウ 水収支

水収支とは、ある地域において雨が降ったり、水が蒸発したり、地中へ染み込んだり、流れ出すことなどによってある時間内にその範囲内で出入りした水の量で、東京都が平成 27（2015）年度に行った推計によると、港区を含む区部低地部の水収支は、66 万㎥/年の流出となっています。

エ 実質浸透域

実質浸透域とは、樹林地や草地のように雨水が浸透する土地と、透水性舗装や浸透ます等によって人工的に雨水が浸透する面を加えた、実質的に浸透する地表面をいいます。

港区全域の実質浸透域は、令和３（2021）年 5,392,188 ㎡で、平成 28（2016）年度の 5,377,326 ㎡から５年の間に 14,862 ㎡増加しています。

実質浸透域率は、令和３（2021）年度 26.0%であり、平成 28（2016）年度の 25.9%から 0.1 ポイント増加しています。

浸透域率が低下したにも関わらず、実質浸透域率が上昇したことは、浸透域面積の減少を雨水浸透施設が補っていることを表しています。

④自然環境

ア 樹林

樹林は、公園や庭園、神社、斜面地などで見られ、港区全体に占める割合は 19.0%です。

樹林の多くは清掃が行き届いている公園や庭園にあるため、高木、亜高木、低木及び草本といった階層構造があまり発達していません。このような樹林は、多くの生きものにとって、暮らしやすい環境ではありません。

一方、社寺林や斜面林の中には、あまり手を入れられていないことで、落ち葉や枯れ枝が地面に積もり、タネから芽生えた木がそのまま残っているところがあります。また、自然教育園などには、自然のままの樹林が残っています。このような樹林では、キビタキやヒグラシといった、都心では少なくなってしまった生きものを見ることができます。港区だけでなく、都心の生きものの生息拠点となる場所です。

また、第六台場は人が立ち入らないためうっそうとした森になっており、カワウ、コサギ、ダイサギといった水鳥が繁殖のために集団生活を送る貴重な場所となっています。



キビタキ



ヒグラシ



第六台場の水鳥の繁殖地



下草が茂り落ち葉などが積もる
樹林（高輪森の公園）

イ 草地

草地は、公園や大学の平地やグラウンド脇、墓地などで見られますが、その面積は減っており、港区全体に占める割合は 2.6%です。また、その多くは、草丈が低く生きものが暮らしにくい芝地です。

平成 20（2008）年から平成 21（2009）年に実施した「港区生物現況調査（第２次）」で、昭和 63（1988）年には港区に生息していたヒバリ、セッカといった草地性の鳥類が見つからなかったことからも、生きものが暮らしやすい草地が減っていることが分かります。

様々な高さや種類の草が生えている草地には、オオカマキリやショウリョウバッタなど、多くの昆虫類を見ることができます。

カントウタンポポは、絶滅危惧種ではありませんが、23 区では少なくなってしまった植物です。港区では、青山霊園と亀塚公園などに群生していることが分かっています。特に亀塚公園のビオトープでは 200 株以上が生育しており、保全活動が行われています。





草地に生育する昆虫類
左：オオカマキリ、右: ショウリョウバッタ



亀塚公園のビオトープに
群生するカントウタンポポ





港区から姿を消した草地性の鳥類
左：ヒバリ、右：セッカ

ウ 池と川

港区には、公園や寺社に池があります。これらの池は、いずれも周囲の川や池とのつながりがなく、閉鎖的な水域です。

池では、魚類やトンボ類、アメンボ類といった水生昆虫類などが暮らしているほか、ヒキガエルが産卵にやってきます。水面の広い池では、カモ類やサギ類といった鳥類を見ることもできます。有栖川宮記念公園の池に注ぐ流水路では、23 区ではほとんど見られないオニヤンマのヤゴとサワガニが見つかっています。

その一方で、港区にある多くの池には、アカミミガメやウシガエル、アメリカザリガニなどの生態系に悪影響を及ぼす外来種が移入され、ギンブナやクロダハゼ（トウヨシノボリ）といった地域に昔からいた在来種が追いやられています。在来種が生息できるような環境づくりが必要です。

港区の代表的な河川は古川です。延長は 4.35㎞ で、新宿御苑、明治神宮の池を主な水源とし、港区を横断し、東京湾に注ぎます。河口近くには小規模ながら干潟が見られます。また、満潮時には古川橋のあたりまで海水が入ってくるため、ニホンウナギやスズキ、ボラ、モクズガニなどが海から遡上してきます。狸橋周辺など、海水の影響を受けない上流部では、日当たりが良く水草が生育しているところがあり、ミナミメダカやドジョウといった淡水にすむ在来種が暮らしています。

近代の治水対策により両岸が垂直護岸となり、高度経済成長期には川の上に高速道路が建設されました。そのため、日当たりが悪くなり、概して生きものが暮らしにくい環境になっています。さらに、明治以降の古川流域の都市化によって流量が減少するとともに、水質が悪化しました。平成７（1995）年からはじまった落合水再生センターの高度処理水の送水により、改善されつつありますが、更なる流量の増加と水質の改善が望まれます。



旧芝離宮恩賜庭園の池



有栖川宮記念公園で見つかった
オニヤンマのヤゴ



クロダハゼ
（トウヨシノボリ）
※　名前は赤坂にあった黒田侯爵庭園池で採集されたことに由来する。



古川に生息する
ニホンウナギ



モクズガニ

エ 東京湾と運河

東京湾に面する港区は、かつては目の前に干潟が広がっていました。その後、近代になってから干潟は埋め立てられ、波打ち際は垂直護岸になり、干潟や自然の海岸線はなくなりました。

平成 20（2008）年～平成 21（2009）年に実施した「港区生物現況調査（第２次）」で、昭和 63（1988）年には港区に生息していたハマシギという干潟で暮らす鳥類が、姿を消したことが分かっています。現在の人工護岸には、ムラサキイガイやコウロエンカワヒバリガイなどの外来種が多く付着しています。

しかし、自然海岸を模した砂浜と磯浜が、1970 年代に台場地区に創出されて、多くの生きものが見られるようになりました。ハゼ類やイシガレイ、アサリといった干潟にすむ生きもの、ハマヒルガオやチャイロチビゲンゴロウなどの海浜性の生きものが見つかっています。また、台場地区では、アマモ場の再生や海苔の養殖も行われています。

港区には 13 の運河があります。その幅は 15～160m と様々で、全て垂直護岸になっています。運河は、1910 年代に始まった埋立てとともにつくられ、荷物運搬用の船舶や釣り舟の通り道として、今も機能しています。しかし、流入する生活排水などの影響で、夏は水質が悪化します。

浅場が少ないこと、水質が悪くなる時期があることから、運河で見られる生きものは限られます。その中でも、環境省が準絶滅危惧種に指定しているホソアヤギヌという藻類が生育しています。

また、冬にはユリカモメの大群が見られるほか、キンクロハジロやホシハジロなどのカモ類が、運河で冬を過ごします。

芝浦周辺の運河では、カニの生息に配慮した環境の創出が行われています。

かつての江戸前の海には魚介類が豊富で、私たちの祖先にとって、これらは重要なタンパク源でした。その後、明治時代以降の埋立てや汚染水の流入、護岸の整備などにより漁業資源は減り、私たちと海のつながりも薄れてしまいました。現在では、東京湾で釣り船や屋形船などの遊漁のほかに、アナゴ漁などの漁業が営まれています。



お台場海浜公園の人工磯浜



港区から姿を消したハマシギ



芝浦西運河のカニ護岸



海浜性のハマヒルガオ



運河で冬を越すキンクロハジロ



今も続く江戸前のアナゴ漁

（東京海洋大学提供）

④確認されている生きもの

平成 20（2008）年から平成 21（2009）年に、区内の主要な 44 か所の緑地や水域で現地調査を行った「港区生物現況調査（第２次）」では、2,171 種の生きものが確認されました。

その結果、動植物をあわせて 2,171 種類の生きものが確認され、生息数が減少傾向にある重要種と呼ばれる珍しい生きものが 89 種類、外国や他の地域から人間の活動によって入ってきた生きもの（外来種）が 212 種類確認されました。

港区で確認された生きもの

分類群	種数	重要種	外来種
植物（維管束植物）	637	10	146
コケ（蘚苔類・地衣類）	90	1	1
きのこ（担子菌類）	54	–	–
鳥類	77	18	3
ほ乳類	3	–	1
は虫類	9	7	1
両生類	3	2	1
昆虫類・クモ類	724	24	16
土壌動物	199	–	5
淡水魚類	31	7	9
淡水の底生動物	146	5	13
淡水植物	3	1	1
海水魚類	47	12	1
海の底生動物	135	1	14
海水植物	13	1	–
計	2,171	89	212

出典：港区「港区生物現況調査（第２次）報告書」平成 22（2010）年を基に作成

【重要種】



ニホンウナギ（環境省レッドリスト）



キンラン（環境省レッドリスト）



ハヤブサ（環境省レッドリスト）

【外来種】



ウシガエル
（特定外来生物、防除推進外来種）



アメリカザリガニ
（条件付特定外来生物、
防除推進外来種）



アカミミガメ
（条件付特定外来生物、
防除推進外来種）

（３）生物多様性保全・再生の拠点

①ビオトープ

ア 学校等のビオトープ

港区では、生物多様性の質の向上に加え、児童、生徒、園児の生物多様性に対する理解度の向上に、大きな役割を果たすことが期待できるビオトープを学校、幼稚園、保育園等に設置し、生物多様性を学ぶ場として活用しています。

学校等ビオトープは、「港区みどりの実態調査（第 10 次）」の学校ビオトープ実態調査において、21 校・園（保育園・保育室５園、幼稚園 12 園、小学校２校、中学校・高等学校２校）にあることが把握されています。

各校のビオトープでは、メダカ、カエル、トンボ（ヤゴ）など、池や水辺に生息する生物種が多数確認されています。

令和７（2025）年度に教員を対象に実施した「港区の環境に関するアンケート調査」の結果では、ビオトープを利用している学校は約 80%で、ビオトープがあっても管理が十分でないと、有効に利活用ができない状況です。

イ 公園等のビオトープ

公園等に小鳥や昆虫など身近な生きものが棲める空間をビオトープとして確保し、地域の生物多様性の保全、再生の拠点づくりを進めています。 これらのビオトープは、身近な公園等で自然を感じ、自然体験をとおして生物多様性 への理解を深めることにも貢献しています。

公園等のビオトープ

地区	公園・施設など
芝	区立芝公園
	エコプラザ
麻布	元麻布三丁目緑地
高輪	亀塚公園
	高松くすのき公園
	高輪森の公園
	白金台どんぐり児童遊園
芝浦港南	芝浦公園
	芝浦中央公園（２か所）
	港南緑水公園
	杜の公園

ウ 民間施設のビオトープ

近年、開発事業等において民間事業者が生物多様性に配慮した緑地整備を行い、生物多様性に関する認証（ＡＢＩＮＣ認証８)、ＪＨＥＰ認証シリーズ９))を受ける例が増えています。
区内では、これまでに次の施設が認証を受けています。

生物多様性に関する認証を受けている民間の緑地

ＡＢＩＮＣ 認証事業所	・六本木ヒルズクロスポイント〔平成 25（2013）年度認証〕 ・アークヒルズサウスタワー〔平成 25（2013）年度認証〕 ・東京ポートシティ竹芝オフィスタワー 〔初回認証：令和２（2020）年度、第１回更新：令和５（2023）年度、第２回更新：令和８（2026）年度〕 ・芝浦プロジェクト〔令和５（2023）年度認証〕 ・リビオタワー品川〔令和５（2023）年度認証〕 ・泉岳寺駅地区第二種市街地再開発事業〔令和７（2025）年度認証〕 ・赤坂七丁目２番地区第一種市街地再開発事業施設建築物等新築工事〔令和７（2025）年度認証〕 ・白金一丁目西部中地区第一種市街地再開発事業〔令和８（2026）年度認証〕
ＪＨＥＰ 認証施設	・アークヒルズ 仙石山森タワー 〔初回認証：平成 21（2009）年、第１回更新：平成 29（2017）年、第２回更新：令和４（2022）年〕 ・虎ノ門ヒルズ森タワー 〔初回認証：平成 26（2014）年、第１回更新：令和２（2020）年、第２回更新：令和７（2025）年〕 ・（仮称）御成門計画〔令和７（2025）年認証〕

6.4　生物多様性保全、再生の重点箇所の概要

「港区生物多様性地域戦略－生物多様性みなとプラン－平成 30 年度～平成 32 年度（2018 年度～2020 年度）」において、区の代表的な自然環境のうち樹林、草地、池の環境が見られる４か所を、生物多様性を高める自然環境の保全、再生の重点箇所に選定しました。本計画において新たに２か所を選定し、合計６か所とします。令和元（2019）年度に策定した「生物多様性を高める自然環境の保全・再生の重点箇所における管理・運営方針」や「生物多様性増進活動実施計画」のもと、生きものにとって最適な生息環境の創出をめざした管理、運営を行います。

生物多様性保全、再生の重点箇所

地区	重点箇所	
麻布	㊐有栖川宮記念公園（水辺周辺）	池
赤坂	㊐檜町公園	樹林、草地、池
高輪	高輪森の公園　（全域）	樹林
	亀塚公園　（ビオトープ）	草地
芝浦港南	芝浦中央公園　（湿生花園）	池
	港南緑水公園　（自然観察池）	池

マップ

◆㊕有栖川宮記念公園（水域周辺）

江戸時代に南部藩の下屋敷があり、明治 29（1896）年に有栖川宮家の御用地となり、1934（昭和 9）年に一般解放された区立公園です。都心では貴重な、豊かな自然を感じられる都会のオアシスとして、区内外の方々に愛されています。

公園内に位置する池周辺の水辺環境は、麻布台地の変化に富んだ地形を生かした環境となっており、周囲を樹林で覆われている流水域と、趣ある日本庭園の景観を有する止水域とで構成されています。

魚類や底生動物など水生生物の生息環境だけでなく、トンボ類の繁殖、アオサギやコサギなど水鳥の採餌環境にもなっているほか、冬季にはオナガガモの越冬地としても利用されます。また、環境教育を目的とした「ザリガニ釣り大会」や、区民ボランティアの協力により実施する「生物現況調査」など、生物多様性の保全に向けた普及啓発事業を実施しています。




水辺周辺の環境（左）とカワセミ（右）

◆㊕檜町公園（全域）

江戸時代に毛利家の麻布下屋敷があった庭園跡で、東京ミッドタウンの東側に隣接する区立公園です。1.4 ヘクタールの敷地の約半分を占める大きな池を囲む日本庭園と、遊具のある芝生が特徴的な公園です。

在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存在しており、水域や湿地、草地、樹林を利用する多様な動植物が生育・生息し、高層ビルに囲まれた都市空間の中で自然を感じられる憩いの場となっています。樹林は、スズメやムクドリなどの野鳥の採餌場所として利用されており、在来種を中心とした多様な動植物の生息・生育の場となっています。また水辺では湿生植物が生育し、トンボやヤゴの生息も確認されています。

また、隣接地の「東京ミッドタウン ミッドタウン・ガーデン」と一体で生物多様性の維持が図られた環境となっています。




園内の様子（左）とヒヨドリ（右）

◆高輪森の公園（全域）

江戸時代、薩摩藩島津家下屋敷の敷地であり、その後宮家邸宅として使われ、その屋敷林が現在の樹林の姿となっています。

園内は小高い丘になっており、入口付近には平地の広場があります。周辺は商業施設に囲まれています。タブノキ群落、アズマネザサ群落、ウラジロチチコグサ群落から構成される樹林で、公園全域が生物多様性を高める自然環境の保全、再生の重点箇所に選定されています。

斜面地を利用したプレイパーク等のイベントが開催されています。また、散策や近隣保育施設の園庭の代替地としても利用されています。



樹林環境（左）と入口付近の草地環境（右）

◆亀塚公園（ビオトープ）

園内には園名の由来となっている「亀塚」があります。台地と崖線部から成る公園で、在来のカントウタンポポを保存するビオトープが生物多様性を高める自然環境の保全、再生の重点箇所に選定されています。

カントウタンポポの保存方法やビオトープの維持管理方法等の計画に活用するため、毎年タンポポの株数、分布調査や植生調査等を実施しています。



ビオトープ（左）とカントウタンポポ（右）

◆芝浦中央公園（湿生花園）

芝浦水再生センターの上部につくられた人工地盤の公園です。A面、B面、C面、D面で構成され、生物多様性を高める自然環境の保全、再生の重点箇所に選定された湿生花園は、D面に位置しています。

湿生花園には、在来種で構成された水生植物や湿生植物が植栽されており、水辺に集まる水生生物、昆虫、鳥類等の生きものが確認されています。

令和元（2019）年の調査では、外来種のアメリカザリガニ、カダヤシオオカワヂシャ、コゴメイ等が確認されました。



湿生花園の環境

◆港南緑水公園（自然観察池）

区民参画により設計案をつくり、整備された公園です。東側は京浜運河沿緑地、北、南側は集合住宅に隣接しており、敷地内には保育施設があります。

公園の北東側一角に自然観察池があり、在来種で構成された水生植物や湿生植物が植栽されています。また、池周辺には樹林を模した築山があり、自然樹形に近い形で管理されています。自然観察池及び池周辺の樹林が、生物多様性を高める自然環境の保全、再生の重点箇所に選定されています。

樹林内にはエコスタックを設置し、昆虫等の生きものを誘致しています。水辺には水生生物のほか、港区のめざす自然環境の保全、再生のシンボルに選定されたカワセミの飛来が確認されています。

令和元（2019）年の調査では、外来種のアメリカザリガニ、カダヤシ、アマゾントチカガミ、コゴメイ、マルバハッカ等が確認されました。



自然観察池の環境

③自然共生サイト

◆有栖川宮記念公園（水域周辺）

◆檜町公園

◆東京ポートシティ竹芝オフィスタワー（竹芝新八景・スキップテラス）

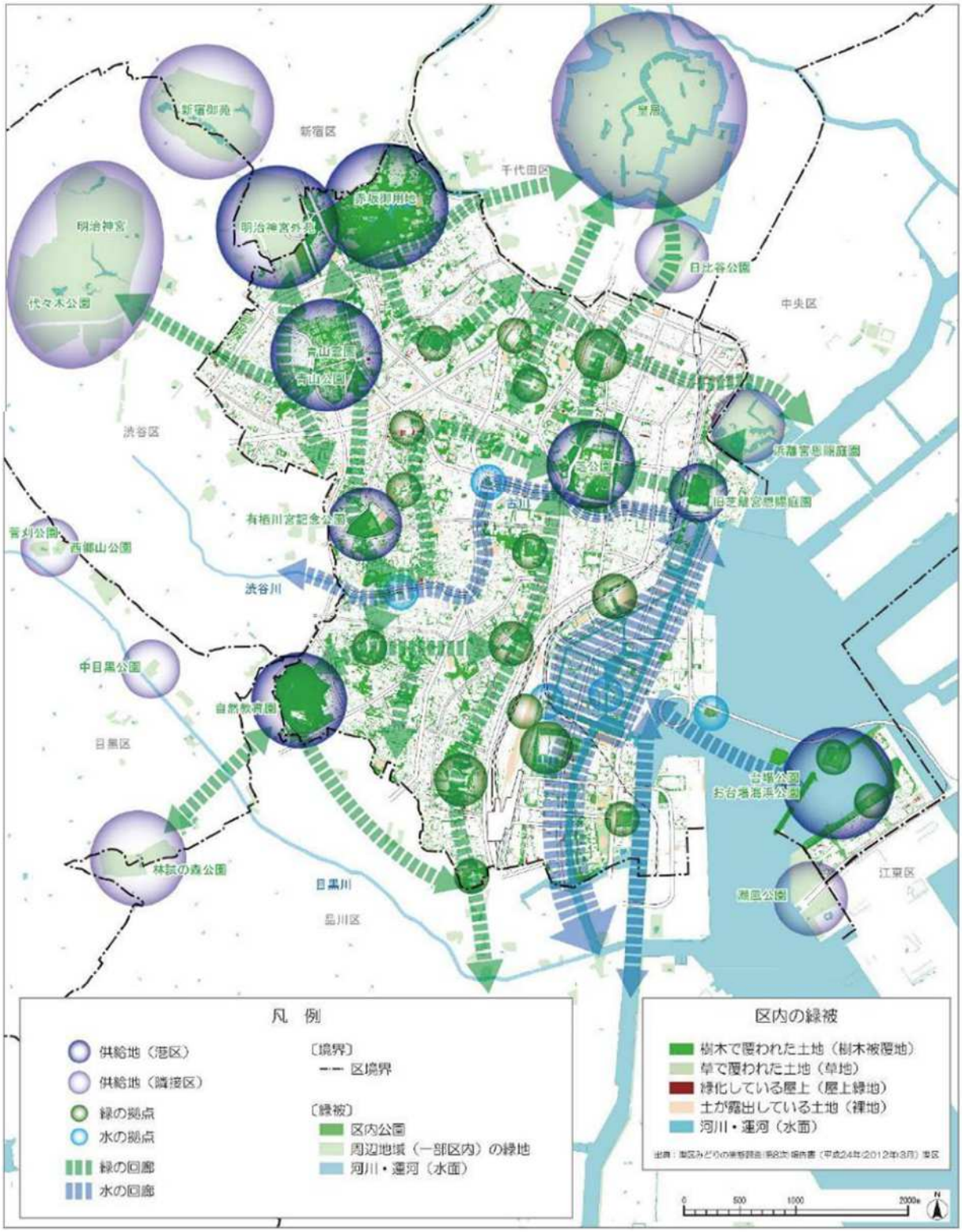
◆東京ミッドタウン ミッドタウン・ガーデン

◆住友不動産東京三田ガーデンタワー・住友不動産東京三田サウスタワー

自然を活用した解決策（NbS）

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方は、「自然を活用した解決策（Naturebased Solutions,NbS）」と呼ばれています。NbS には、グリーンインフラや EcoDRR、生態系を活用した適応策などが含まれ、自然の有する機能を利用していても生物多様性の損失を招く取組は NbS には当てはまりません。





港区エコロジカルネットワーク将来像（2050 年）

出典：港区生物多様性ガイド（平成 29（2015）年度）

第７章　港区環境教育等行動計画

7.1　計画の目的と対象範囲

（１）目的

この計画は、環境の保全を図り、持続可能な社会を構築することを目的に、区民、事業者等が行う環境保全活動やその促進のための環境保全の意欲の増進、環境教育、これらの取組を効果的に進めるための協働取組を推進するために策定するものです。

（２）対象範囲

対象範囲は、「区民、区内事業者その他の港区に関わる者」です。

7.2　港区環境教育等行動計画の取組

（１）環境教育を取り巻く動向

世界の動向は、環境教育等の取組みは、持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）と持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）との関連を踏まえることが必要とされ、持続可能な社会づくりに向けた教育の取組は、国際的な枠組みのもとで着実に発展を続けています。

国内においても、令和６（2024）年５月に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が改訂され、環境教育の目的として、気候変動等の危機に対応するため、個人の意識や行動変容と組織や社会経済システムの変革を連動的に支え促すことが明記されました。

また、体験活動に加えて、多様な主体同士の対話と協働を通じた学びやＩＣＴを活用した学びの実践を、学校、地域、企業等の様々な場で推進することが示されています。



持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

出典：環境省　環境教育等の推進に関する基本的な方針の概要について

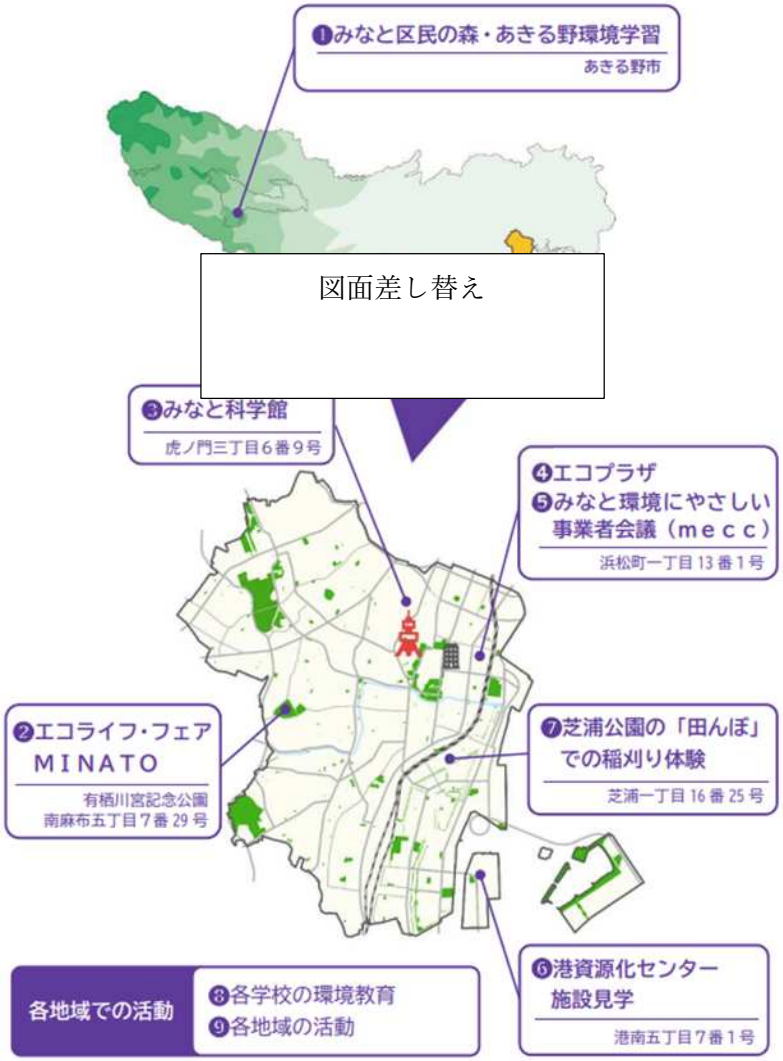
（２）港区の環境教育等行動計画の方針

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の趣旨及び区内におけるこれまでの取組を踏まえ、以下の方針により環境教育等を推進します。

- 区内で暮らし、学び、働く人々が、あらゆる機会を通じて環境の保全について理解と関心を深め、環境保全の担い手となることができるよう、環境教育・環境学習を推進します
- 区民、事業者、教育・研究機関、環境活動団体等の多様な主体と区がそれぞれ役割を適切に果たしつつ、協働して環境保全活動を推進します

（３）港区の環境教育

港区環境教育等行動計画に沿って区内外で進める主な環境教育、環境学習、環境保全活動の取組を紹介します。



港区の主な環境教育、環境学習、環境保全活動位置図

港区の主な環境教育、環境学習、環境保全活動一覧

施設等名称	主な実施内容
①みなと区民の森・あきる野環境学習	○ みなと区民の森（あきる野市から借上げて整備した約 22ha の森林）での間伐や植樹体験、森林散策 ○ 横沢入などの里山散策、生きもの観察 ○ 秋川などでの自然体験
②エコプラザ	○ 木工基礎講座 ○ エコ実験パフォーマンス ○ エコプラザこども自然教室
③みなと科学館	○ 常設展示コーナー ○ 実験室 ○ プラネタリウムホール
④エコライフ・フェアＭＩＮＡＴＯ	○ リサイクル用品のバザー ○ 体験型ワークショップ ○ エコクイズラリー ○ ステージイベント（エコサイエンスショー等）
⑤みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）	○ 企業と環境展（シンポジウムや親子ワークショップ等） ○ スポＧＯＭＩ大会 in みなと ○ エコツアー（環境配慮型施設の見学会）
⑥生物多様性みなとネットワーク	○ 区民、事業者、研究機関等が連携する「生物多様性みなとネットワーク」における会員相互の情報交換 ○ 生物多様性パネル展をはじめとする「生物多様性みなとフォーラム」の開催
⑦港資源化センター施設見学	○ 港資源化センター紹介ＤＶＤの鑑賞 ○ 資源プラスチック・びん・缶の各処理ライン見学
⑧芝浦公園の「田んぼ」での稲刈り体験	○ 芝浦公園に整備した田んぼでの田植え、稲刈り体験 ○ 稲を乾かす作業「はざ掛け」や「脱穀機」を活用した脱穀の体験
⑨お台場ふるさとの海	○ 地引網体験や海苔の育成など海に関わるイベントの開催 ○ パリ市と連携した「お台場プラージュ（海水浴）」を通じた水質改善の啓発や親水体験
⑩各学校の環境教育	○ ビオトープの整備等による生きもの観察 ○ 子どもたちの環境意識の向上を図る「みなと子どもエコアクション」（通称「みなエコ」）の推進 ○ 環境に配慮した行動の大切さを学ぶ「小・中学生の環境に関する自主研究」や出前講座による学習 ○ 次世代型太陽電池等の先進技術を活用した環境学習と脱炭素化の実践

施設等名称	主な実施内容
⑪各地域の活動	○「各地区環境美化活動推進協議会」を中心とした、パトロール、清掃、マナー啓発活動等の実施 ○ 小学生等を対象とした区内の生きもの調査隊の活動や事前学習（出前授業）
⑫自然共生サイト	○「自然共生サイト」における生きものモニタリングや生物多様性保全活動
⑬デジタルツールなどの活用	○ アプリ等を活用した、家庭での脱炭素行動や食品ロス削減を楽しみながら実践する「みなとエコチャレンジ」 ○ スマートフォンアプリを活用した、誰もが気軽に参加できる生きもの調査

第８章　港区環境行動指針

めざす環境像の実現に向け、区民、事業者、区が環境の保全に関して配慮すべき事項（港区環境基本条例）第８条に基づく「港区環境行動指針」）と具体的な行動例を以下に示します。

8.1　区民の行動指針

施策１：脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）

環境行動指針　エネルギーの無駄を省きます

- □ ＬＥＤ照明、省エネルギー型家電への切換えを進める
- □ 家電等の省エネルギー設定を積極的に利用する
- □ ＨＥＭＳ（家庭用エネルギーマネジメントシステム）を導入する
- □ 日射調整フィルム、高断熱サッシなどにより、開口部の遮熱性、断熱性を高める

環境行動指針　二酸化炭素排出の少ない移動手段を選びます

- □ 自転車、公共交通を積極的に利用する
- □ 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないゼロエミッション・ビークル（ＺＥＶ）の導入、利用に努める

環境行動指針　脱炭素型のエネルギーの利用を進めます

- □ 太陽光発電システム、家庭用燃料電池システムなど、二酸化炭素排出量削減につながる設備機器を導入する
- □ 再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討する

環境行動指針　国産木材の活用を通じて森林による二酸化炭素の吸収、固定に貢献します

- □ 住宅の新築、増改築時に、建材、家具、建具等への国産木材の活用を進める

環境行動指針　気候変動の影響、ヒートアイランド現象を理解し、備えます

- □ こまめな水分補給、適切な冷房利用などにより、熱中症を予防する
- □ 打ち水、緑のカーテン高反射率塗料などにより住まいの暑さを緩和する
- □ 設置・拡充された指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を積極的に利用し、猛暑時の熱中症を予防する
- □ 蚊などの生物が媒介する感染症予防に関する知識を得る
- □ 水害、風害時の避難行動をあらかじめ考えておく

施策２：未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）

環境行動指針　ごみになるものを減らします

- ☐ 必要なものを必要な分だけ買う、もらう
- ☐ 食品を買いすぎない、食べ残さない
- ☐ 過剰包装は断る
- ☐ 未利用食品をフードドライブに寄付する
- ☐ 生ごみの減量に努める
- ☐ 使い捨てプラスチックの代替となるマイバッグ、マイボトルなどを利用する
- ☐ レンタル品、シェアリングサービスを活用する

環境行動指針　再利用を積極的に行います

- ☐ フリーマーケットやバザー、フリマアプリを利用する
- ☐ 家具のリサイクル展、リサイクルショップ等を利用する

環境行動指針　環境に配慮した製品を選びます

- ☐ 使い捨て製品より、リユースやリサイクルが可能な製品を選ぶ
- ☐ エコラベルが表示された製品を購入する

環境行動指針　資源とごみの分別を徹底し、適正に処理します

- ☐ 資源とごみをきちんと分別する
- ☐ 拠点回収、店頭回収、イベント回収を積極的に利用する
- ☐ 火災の原因となるリチウムイオン電池などの有害物質や危険物を資源・ごみに混入させず、適正に排出する

環境行動指針　地域の３Ｒ活動に参加します

- ☐ 積極的に集団回収に参加する
- ☐ 港区３Ｒ推進行動会議、区民団体、ＮＰＯ等の３Ｒ活動に参加する

施策３：良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）

環境行動指針　大気汚染の防止に努めます

- □ 自転車、公共交通、カーシェアリングを積極的に利用する
- □ 電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池車等をはじめとする低燃費かつ低排出ガスの車両を導入、利用する
- □ 自動車を運転する時は、エコドライブを実践する

環境行動指針　生活騒音の発生防止に努めます

- □ 近隣の迷惑となるような生活騒音（音響機器や楽器、掃除機などの音、ペットの鳴き声、足音など）を発生させないよう、機器を使う時間帯や防音に配慮する

環境行動指針　地域のまちづくりに関心を持ち、参加します

- □ 地域のまちづくりに関心を持ち、説明会や意見募集（パブリックコメント）に積極的に参加する

環境行動指針　地域の環境美化に協力します

- □ 自宅周辺の清掃に努める
- □ 地域の美化活動に参加する
- □ 空き缶やペットボトルなどのごみをポイ捨てしない

環境行動指針　みなとタバコルールを守ります

- □ たばこの吸い殻をポイ捨てしない
- □ 指定喫煙場所以外の屋外の公共の場所で喫煙しない
- □ 私有地で喫煙する場合でも、屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮する

施策４：自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）

環境行動指針　身近なみどりを育み、楽しみます

- □ 庭やベランダで緑や花を育てて四季の変化を楽しむ
- □ 大木や樹林を大切にする
- □ 道路、公園などの花植えに参加する

環境行動指針　生物多様性の現状と大切さを学び、伝えます

- □ 観察会や自然体験のイベント、動物園、植物園などに出かけ、身近な自然や生物多様性について学ぶ
- □ スマートフォンアプリを活用した区民参加型の生きもの調査などに、気軽に参加する
- □ 「生物多様性みなとネットワーク」や「生物多様性みなとフォーラム」などの活動に参加する

環境行動指針　生きもののすみかをつくり、守ります

- ☐ 生きもののすみかとなる花や緑を育てる
- ☐ 家庭菜園やガーデニングで化学農薬の使用を控える
- ☐ ペットは最後まで飼う
- ☐ 捕まえた生きものを移動させない
- ☐ 他の地域の生きものを持ち帰らない

環境行動指針　生物多様性に配慮した商品や食材を選びます

- ☐ 生物多様性に配慮してつくられたエコラベル商品を購入する
- ☐ 環境や生物多様性への負荷の小さい旬の食材や産地が近い食材を選ぶ

環境行動指針　水を大切にします

- ☐ 廃てんぷら油や油汚れなどを直接排水に流さない
- ☐ 洗剤を必要以上に使わない
- ☐ 節水器具や節水型製品を積極的に導入する

環境行動指針　雨水の地下浸透、有効活用を進めます

- ☐ 雨水浸透ますを設置するなど、雨水の地下浸透に努める
- ☐ 雨水を貯め、植木の水やりなどに活用する

環境行動指針　水辺をきれいに保って利用します

- ☐ 川や運河、海、砂浜を汚さないように気をつけて、散策や水遊びなどを楽しむ
- ☐ 古川、運河、海辺の環境保全・美化活動に参加する
- ☐ 「お台場プラージュ（海水浴）」や地引網などの水辺のイベントに参加し、海の環境保全への関心を高める

施策５：環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）

環境行動指針　環境問題に関心を持ち、学びます

- ☐ エコプラザ、みなと科学館、みなと区民の森などで行われる環境学習に参加する
- ☐ エコライフ・フェアＭＩＮＡＴＯやｍｅｃｃが主催するイベントなどに参加し、環境について学ぶ

環境行動指針　環境保全活動に取り組みます

- ☐ 「みなとエコチャレンジ」を活用し、楽しみながら日々の脱炭素につながる行動や食品ロス削減を実践する
- ☐ 区の環境保全事業、地域や事業者の環境保全活動に参加する
- ☐ 自ら環境保全活動を立ち上げ、運営する

8.2　事業者の行動指針

施策１：脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）

環境行動指針　省エネルギーにつながる働き方を実践します

- □ クールビズ、ウォームビズを推進する
- □ テレワーク、オフピーク出勤の導入、ノー残業デーの徹底などに努める

環境行動指針　エネルギーを効率よく使います

- □ ＬＥＤ照明、省電力型のＯＡ機器、高効率空調機器等、エネルギー効率の高い機器への切替えを進める
- □ 省エネルギー設定の利用、空調システムの適正管理など、設備機器の運用改善を継続的に行う
- □ ＢＥＭＳ（ビルエネルギーマネジメントシステム）を導入する
- □ 日射調整フィルム、高断熱サッシなどにより、開口部の遮熱性、断熱性を高める
- □ 建物の新築、増改築時にＺＥＢ化を進める

環境行動指針　脱炭素型のエネルギーの利用を進めます

- □ 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池など、二酸化炭素排出量削減につながる設備機器を導入する
- □ 再生可能エネルギー由来の電力の購入を検討する

環境行動指針　二酸化炭素排出量の少ない交通手段を利用します

- □ 自転車、公共交通を積極的に利用する
- □ 走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さないゼロエミッション・ビークル（ＺＥＶ）の導入、利用に努める

環境行動指針　国産木材の活用を通じて森林による二酸化炭素の吸収、固定に貢献します

- □ 建材、什器、建具等への国産木材の活用を進める
- □ 森林の二酸化炭素吸収によるカーボン・オフセットの活用を進める

環境行動指針　気候変動の影響、ヒートアイランド現象を理解し、備えます

- □ 従業員等の熱中症予防対策を実施する
- □ 打ち水、緑のカーテン、高反射率塗料などにより事業所の暑さを緩和する
- □ 水害、風害時の避難、事業活動をあらかじめ考えておく
- □ 民間事業者として、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の拡充等、地域の安全・安心な環境づくり（熱中症対策）に協力する

施策２：未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）

環境行動指針　ごみになるものを減らします

- □ 食品廃棄物の削減に努める
- □ 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制等に努める
- □ 環境負荷の少ない素材への切替え、分別、資源化しやすい製品開発に取り組む
- □ 新たなリサイクル手法の検討など、循環経済（サーキュラーエコノミー）の推進に協力する

環境行動指針　環境に配慮した製品を積極的に使用します

- □ グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを利用する

環境行動指針　資源とごみの分別を徹底します

- □ 資源とごみを分別し、適正排出に努める
- □ 再利用できる品目（ミックスペーパー、生ごみなど）の再資源化に努める

環境行動指針　ごみを適正に処理します

- □ 自己処理責任に基づき、一般廃棄物収集運搬業者の利用に努める

【多量排出事業者】

- □ 法令を遵守し、ごみの適正処理を確実に実施する

【一般廃棄物収集運搬業者】

- □ 法令を遵守し、ごみを適正に収集

環境行動指針　地域の３Ｒ活動に参加します

- □ 「港区食べきり協力店」、「みなとエコショップ」など区の事業を利用し、自主的取組を進める
- □ 港区３Ｒ推進行動会議、区民団体、ＮＰＯ等の３Ｒ活動に参加する

施策３：良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）

環境行動指針　大気汚染の防止に努めます

- □ 自転車、公共交通、カーシェアリングを積極的に利用する
- □ 電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車等をはじめとする低燃費かつ低排出ガスの車両の導入、利用に努める
- □ 自動車を運転する時は、エコドライブを実践する
- □ ばい煙、粉じんの削減に努める

環境行動指針　騒音、振動、悪臭などの発生を防止します

- □ 近隣の迷惑となるような営業騒音、臭気を発生させないよう配慮する
- □ 建設作業、工場、事業場からの騒音、振動の発生抑制に努める
- □ 排水槽（ビルピット）を適正に管理する
- □ 広告物照明などの光が周囲に与える影響に配慮する

環境行動指針 アスベスト対策、化学物質の適正管理を徹底します

- □ 建築物の解体、改修工事時にアスベストの飛散防止対策を行う
- □ 各種法令に基づき、有害化学物質の適正管理、フロン使用機器廃棄時の適正処理、土壌汚染対策に取り組む

環境行動指針 開発事業等に際して周辺環境への影響に配慮します

- □ 大規模なビル、高層マンションなどの建設に際し、大気、水、地形、地盤、音、振動、日照、風、景観などへの影響に配慮する
- □ 開発事業を行う際には、あらかじめ近隣関係住民の理解を十分に得るように努める

環境行動指針 地域の環境美化に協力します

- □ 事業所周辺の清掃に努める
- □ 地域の美化活動に参加する
- □ 飲料等の自動販売機を設置する場合は、空き缶等の回収容器を設置し、適正に管理する

環境行動指針 みなとタバコルールを守ります

- □ みなとタバコルール宣言登録を行い、従業員や関係者に、みなとタバコルールを周知する
- □ 事業者が所有する敷地内での喫煙によって、屋外の公共の場所にいる人がたばこの煙を吸わされることがないよう、敷地内の灰皿の移動又は撤去、喫煙場所の確保などの環境の整備を行う

施策４：自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）

環境行動指針 みどりを保全、創出します

- □ 敷地内の庭、屋上、壁面を緑化する
- □ 既存樹木を保全する
- □ 道路、公園などの花植えに参加する

環境行動指針 生物多様性に配慮した事業活動を実践します

- □ 「事業者向け生物多様性行動メニュー」を実践する
- □ 生物多様性に配慮したエコラベル商品を取り扱う
- □ 「生物多様性みなとネットワーク」に参加する

環境行動指針 生きもののすみかをつくり、守ります

- □ 敷地内に生きもののすみかとなる緑や池をつくる
- □ 敷地内の緑地で化学農薬の使用を控える
- □ 在来植物を選んで植える

環境行動指針	適切な排水処理により水質汚濁を防止します

☐ 適切な作業工程、排水処理設備の設置及び適切な維持管理により、有害物質の流出防止、排水の水質改善を図る

環境行動指針	水辺の保全、活用に協力します

☐ 古川、運河、海辺の環境保全・美化活動、にぎわい創出活動に参加、協力する
☐ 古川沿い、運河沿いの開発事業等において、親水空間を確保する

環境行動指針	雨水の地下浸透、有効活用を進めます

☐ 雨水浸透ますや雨水浸透管を設置し、雨水の地下浸透に努める
☐ 散水やトイレ洗浄水に雨水を活用する
☐ 地下揚水を抑える

施策５：環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）

環境行動指針	環境意識、環境保全に関する知識や技能の向上に努めます

☐ 従業員に向け、環境保全に関する研修を実施する
☐ 業界団体等が開催する環境保全に関する研修、視察等に積極的に参加する

環境行動指針	環境に配慮した経営に取り組みます

☐ 環境に関する法令を遵守する
☐ 事業活動に伴う環境負荷や環境配慮の取組等の環境情報を利害関係者（地域住民、顧客、株主、金融機関等）に開示する
☐ ＩＳＯ14001（環境マネジメントシステム）や、環境経営に関する認証（エコアクション21、エコステージ、グリーン経営認証等）を取得し運用する
☐ みなと環境にやさしい事業者会議（ｍｅｃｃ）等を通じ、区の環境保全事業、地域の環境保全活動に参加、協力する

8.3　区の行動指針

施策１：脱炭素社会の実現と気候変動への適応を進める（地球環境分野）

環境行動指針　二酸化炭素排出量、エネルギー消費量の削減のために日常的に取り組みます

日常の取組

□ 電気、ガス等のエネルギー消費量を削減する

・施設利用者や執務環境に影響のない範囲での照明の昼休み消灯
・空室の照明消灯及び必要な部分のみの照明点灯の徹底
・クールビズ、ウォームビズの実践
・フリーアドレスを活用した部分消灯の実施
・空室、不在時のこまめな空調機器の停止や余熱利用の推進
・ブラインド、カーテンのこまめな開閉による空調機器の負荷抑制
・パソコンの省エネモード設定、離席、非使用時のログオフ、シャットダウンの徹底
・パソコン、プリンター、コピー機等の非使用時及び最終退庁時の主電源オフ
・エレベーターの電力使用抑制のための階段利用（２up３down)の実践
・非使用時の電気ポット等のコンセントオフ、電気を使用しない保温型ポットへの切替え
・待機電力の削減（コンセントオフの徹底や卓上タップの利用）
・ノー残業デーの徹底、定時退庁の推進
・年４回以上のエンジョイマイライフ週間の実践
・会議等は、照明の抑制を図るため、可能な限り日中に開催
・湯沸かし器、ボイラー、ガスコンロ等の適正使用による燃料使用量の削減

施設の管理に関する取組

□ 電気、ガス等のエネルギー消費量を削減する

・設備機器類の清掃、保守、点検による運転効率の最適化
・照明機器類の使用数削減（事務室内の 450 ルクスを目安とする間引き、必要に応じたブラインド、カーテンの開閉による採光）
・照明点灯時間の削減（季節に応じた、外灯、施設内諸室等の点灯時間の設定）
・夏季、冬季の空調使用時間の短縮（定時退庁後及び休日の原則停止、外気温を考慮したこまめな停止）
・春季、秋季の空調使用停止（窓開けによる外気導入）
・柔軟な空調の温度設定による快適性の確保と省エネの両立
・夜間ブラインド、カーテンを閉めることによる室内冷気、暖気の保持
・冬季における二面式扉の片側閉鎖による暖気保持
・空調機器類のフィルター清掃の徹底
・緑のカーテン、日射調整フィルム等の利用による空調機器の負荷抑制
・デマンド監視装置を活用した、ピークカット対策及び使用量抑制
・熱源機器の低負荷運転・エレベーターの減速運転

□ 港区区有施設環境配慮ガイドラインを活用する

・港区区有施設環境配慮ガイドラインに基づいた施設の設計
・エネルギー管理標準（簡易版含む。）や港区区有施設環境配慮ガイドラインに基づいた施設管理の実践

□ 施設、設備の改修、更新時に省エネルギー型機器等を導入する

☐ 二酸化炭素排出量の少ない電気事業者との契約を推進する
☐ ペロブスカイト太陽電池等の次世代型太陽電池や、ＩｏＴ・ＡＩ等の先端技術を区有施設へ率先して導入・検討する

環境行動指針 環境負荷低減のための取組を進めます

日常の取組

☐ 水使用量を削減する
☐ 用紙使用量を削減する
☐ 廃棄物の抑制とリサイクルの推進に取り組む
☐ 庁有車のエネルギー消費量を削減する

施設の管理に関する取組

☐ 施設内の温度上昇抑制のため屋上、壁面緑化を推進する
☐ 環境負荷の少ない工事（再生材の利用拡大と、建設廃棄物の再利用）を実施する
☐ 庁有車の環境配慮を推進する
・電気自動車、低燃費車、燃料電池自動車の導入
・適正な車両整備（タイヤ空気圧の適正化等）
☐ 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、環境負荷の低い物品を購入する

環境行動指針 気候変動の影響、ヒートアイランド現象を理解し、備えます

日常の取組

☐ 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を設置・拡充し、施設情報を積極的に周知する
☐ 敷地内への雨水浸透施設の設置や透水性舗装の導入により、都市型水害の軽減に貢献する

施策２：未来につなぐ循環型の都市をつくる（循環型社会分野）

環境行動指針 ごみになるものを減らします

☐ 会議資料の電子化、資料ページ数の削減などにより、紙使用量を減らす
☐ 備品、事務用品の再利用、長期利用に努める
☐ イベント開催に当たり、使い捨て製品の使用抑制、リユース食器の利用に取り組む

環境行動指針 使い捨てプラスチックの削減を進めます

☐ 会議やイベントでのペットボトル、プラスチック製のストローやカップなどの使用を取りやめる
☐ イベントにおけるプラスチック製啓発品の配布を取りやめる、包装を省略する
☐ イベントで使用する食器をリユース食器や紙製品などの代替製品に切り替える
☐ ペットボトル飲料自動販売機を、缶飲料、カートカン飲料又はカップ式の自動販売機に切り替える
☐ 庁舎内のコンビニ、売店等でのレジ袋配布を取りやめる

環境行動指針 再利用を積極的に行います

- □ 区が実施する工事において、再生材の利用拡大、建設廃棄物の再利用を促進する

環境行動指針 環境に配慮した製品を積極的に使用します

- □ グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを利用する

環境行動指針 資源とごみの分別を徹底し、適正に処理します

- □ 庁舎内やイベント会場において、資源とごみの分別を徹底する
- □ 再生利用できる品目は、可能な限り資源化を図る
- □ 生ごみの再生利用（堆肥化、飼料化）に努める

施策３：良好で快適に暮らせる生活環境をつくる（生活環境分野）

環境行動指針 大気汚染の防止に努めます

- □ 公用車の利用をできるだけ控え、自転車、公共交通を利用する
- □ 電気自動車、ハイブリッド車、燃料電池自動車等をはじめとする低燃費かつ低排出ガスの車両の導入、利用に努める
- □ 公用車を利用する時は、エコドライブを実践する
- □ 法律、条例その他地域との協定、自ら定めた計画に基づいて、排ガスの状況を監視、測定する

環境行動指針 騒音、振動、悪臭などの発生を防止します

- □ 工事に伴う騒音、振動の発生抑制を徹底する
- □ 排水槽（ビルピット）を適正に管理する

環境行動指針 アスベスト対策、化学物質の適正管理を徹底します

- □ 区有施設の解体、改修工事時にアスベストの飛散防止対策を行う
- □ 各種法令に基づき、有害化学物質の適正管理、フロン使用機器廃棄時の適正処理、土壌汚染対策に取り組む

環境行動指針 区有施設整備に際して周辺環境への影響に配慮します

- □ 区有施設の整備に際し、大気、水、地形、地盤、音、振動、日照、風、景観などへの影響に配慮する
- □ 区有施設を整備する際は、あらかじめ近隣関係住民の理解を十分に得るように努める

環境行動指針 地域の環境美化に協力します

- □ 区民、事業者と協働して、地域の環境美化活動に取り組む
- □ 職員の環境美化意識を高める啓発活動に取り組む

環境行動指針 みなとタバコルールを守ります

- □ 職員に対し、みなとタバコルールを徹底する

施策４：自然と生きものにやさしい都市環境をつくる（自然環境分野）

環境行動指針　みどりを保全、創出します

- ☐ 区有施設の地上部、屋上、壁面の緑化を進める
- ☐ 敷地内の樹木・樹林を保全する

環境行動指針　生きもののすみかをつくり、守ります

- ☐ 区有施設に生きものが暮らしやすい緑地や水辺を整備する
- ☐ 化学農薬を使用せずに植栽の維持管理を行う
- ☐ 危険な外来種を防除する
- ☐ 公園等の管理者に外来種の正しい知識を普及・啓発する

環境行動指針　区有施設に生きものが暮らしやすい緑地や水辺を整備する

- ☐ 区有施設の解体、改修工事時にアスベストの飛散防止対策を行う
- ☐ 各種法令に基づき、有害化学物質の適正管理、フロン使用機器廃棄時の適正処理、土壌汚染対策に取り組む

環境行動指針　雨水の地下浸透、有効活用を進めます

- ☐ 区有施設で雨水の地下浸透を進める
- ☐ 散水やトイレ洗浄水などに雨水を活用する

環境行動指針　適切な排水処理により水質汚濁を防止します

- ☐ 区有施設で適切な排水処理を行う
- ☐ 法律、条例その他地域との協定、自ら定めた計画に基づいて排水の状況を監視、測定する

施策５：環境に対する意識を高め行動を広げる（環境保全活動分野）

環境行動指針　職員の環境意識の向上に努めます

- ☐ 職員、指定管理者等に環境保全に関する研修を実施する
- ☐ 環境保全に関する国、東京都、他自治体、事業者等の情報を職員に提供する

環境行動指針　環境に配慮した区政運営に取り組みます

- ☐ 環境に関する法令を遵守する
- ☐ 区の環境情報を分かりやすく公表する
- ☐ 地域や事業者の自主的な環境保全活動に積極的に参加する

第９章　計画の推進

9.1　推進体制

（１）庁内の連携・協力

本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進していくため、港区環境調整委員会を中心に関係部署が連携、協力して全庁的に環境施策に取り組みます。

区民、事業者、学識経験者、区議会議員で構成される港区環境審議会において、環境の保全に関する基本的事項について調査、審議するほか、本計画の改定や進行管理を行います。

（２）多様な主体との協働・連携

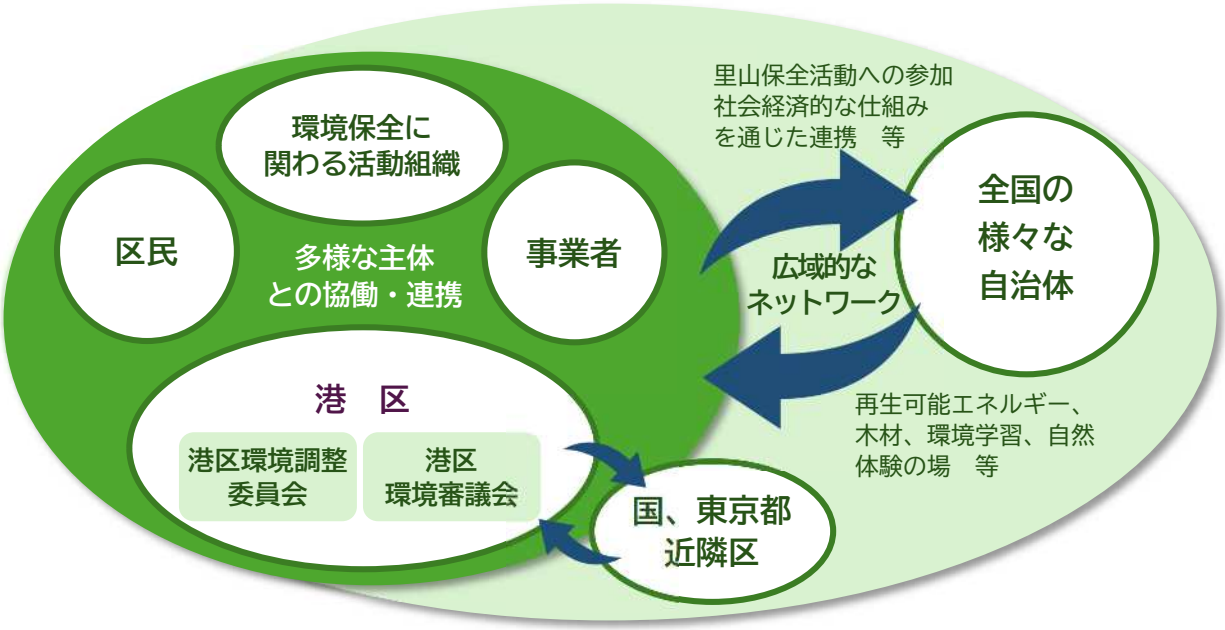
区民、事業者等が参画する環境保全に関わる様々な活動組織と協働、連携するとともに、多様な主体同士のつながりを充実させ、主体的な活動につなげていきます。

（３）東京都、近隣区等との連携

地球温暖化、大気、水質、生物多様性などの広域的な環境問題や、大規模な開発事業がもたらす区内外の環境への影響等について、国、東京都、近隣区と情報を共有し、協働、連携して取組を進めます。

（４）広域的な連携のネットワーク

全国の様々な自治体と区が協働、連携し、区民、事業者の参画も得ながら、双方の地域の環境保全や交流、活性化につながる取組を推進します。



推進体制

9.2　進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、各年度の施策の点検、評価と、計画期間の主要な区切りにおける見直しの二つのＰＤＣＡサイクルにより継続的な改善を図ります。

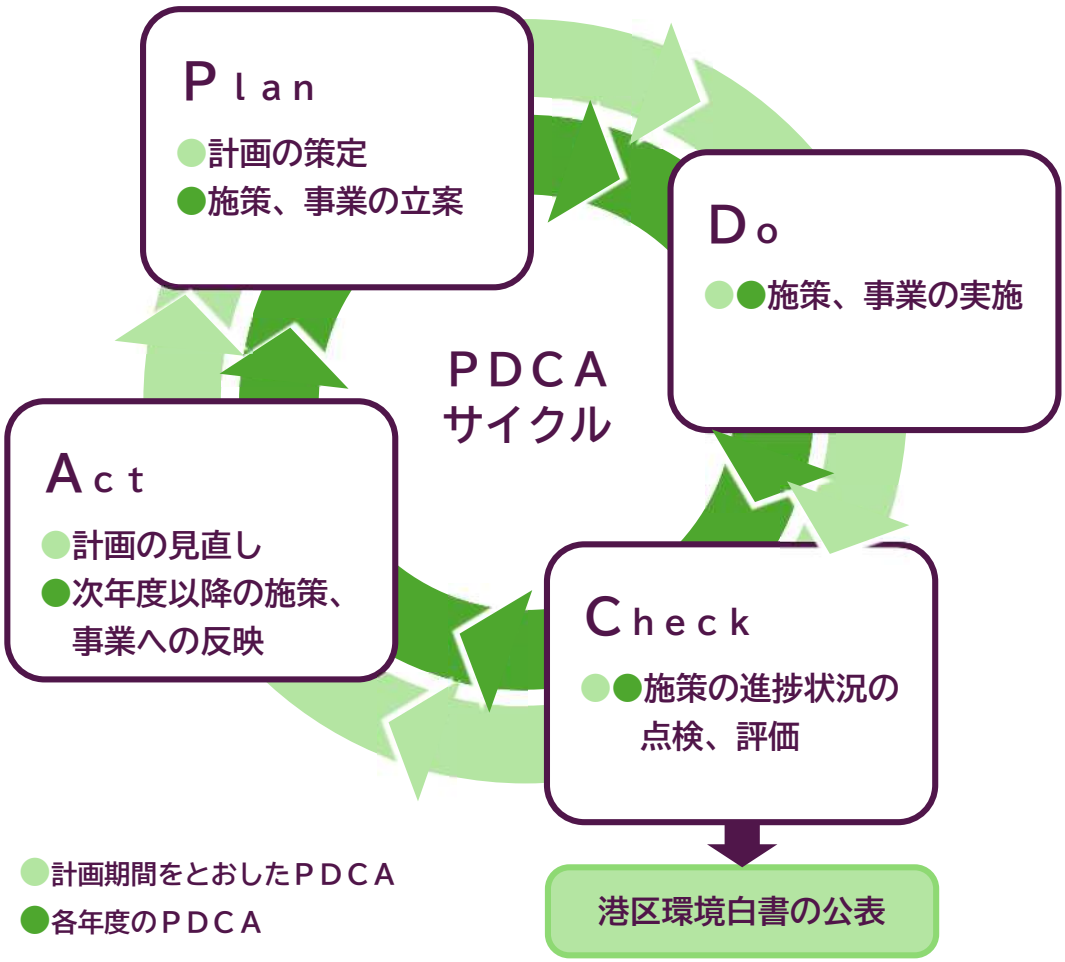
（１）各年度における施策の点検、評価

計画の策定に当たり区長からの諮問に応じて調査、審議を行った港区環境審議会において、毎年度、各施策の進捗状況を区から報告し、進捗を点検、評価することとします。

施策の点検、評価の結果は、「港区環境白書」にとりまとめ、次年度以降の施策、事業に反映します。また、港区環境白書は、区ホームページ等において公表するとともに、施策の実施に関わる活動組織等に関連する内容を情報提供します。

（２）計画期間最終年度における見直し

計画期間の最終年度に、各年度までの目標達成状況、成果、課題等を整理し、環境施策全体の進捗を包括的に点検、評価します。その上で、港区環境審議会の意見を聴取し、計画の見直しを行います。



ＰＤＣＡサイクル

参考資料

1　港区環境基本条例

2　計画策定の経緯

3　港区環境審議会への諮問及び答申

4　港区環境基本計画策定方針

5　港区環境審議会

6　港区環境調整委員会

7　温室効果ガスの算定方法

8　港区の環境に関するアンケート調査結果（概要）

9　関連計画等一覧

10　ＳＤＧｓと施策の関係

11　用語解説（脚注）の索引

ＥＶ
バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車のこと。
ウェルビーイング
身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む。
雨水浸透対策
降った雨水を集めて地下に浸透させることにより水路や河川の負担を軽減する役目を果たす他、開発等で地表を覆うことにより起こる地下水・湧き水の枯渇を防止するなど、水環境を守る効果もあり、都市における健全な水循環の保持・創出に資する対策のこと。
エコロジカルネットワーク
個々の生きものの生息地が、生きものの移動が可能であるようにつながれた状態にあること。野生生物の生息・生育空間の確保、人と自然のふれあいの場の提供などの機能が発揮されることが期待される。
カーボンクレジット
省エネルギー設備の導入や森林管理の取組などによるCO_2の排出削減量や吸収量を、第三者機関による検証等を経て、企業等の間で取引できるよう認証したもの。
カーボンハーフ
2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくこと。
環境アセスメント
開発事業等が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することにより、事業実施に際して環境配慮がなされるようにするための一連の手続のこと。
環境行動指針
港区環境基本条例前文にある「すべての人びとが日常の生活や事業活動の中で、自らの行動を考え、創意と工夫によって環境にやさしい継続的な行動をとる」という理念に基づき、条例第８条に区長が策定することを規定されている、区民・事業者・区がとるべき具体的な環境保全行動のこと。
グリーンインフラ
社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
光化学オキシダント
大気中の窒素酸化物や炭化水素等が、強い日射（紫外線）による光化学反応で生成する酸化性物質の総称。光化学スモッグの主な原因となる。

昆明・モントリオール生物多様性枠組
令和４（2022）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された、新たな生物多様性に関する世界目標。生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図りつつ、過去の教訓に基づいて、先住民や地域社会の貢献と権利の尊重、全政府的及び全社会的アプローチ、人権に基づくアプローチ、ジェンダー・世代間衡平、生物多様性と健康などが考慮事項として掲げられている。
再資源化事業等高度化法
効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の高度化を促進するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律のこと。
ＣＥ（サーキュラーエコノミー）コマース
３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の中でも「ごみの発生量を減らすリデュース」・「ものをそのまま繰り返し使うリユース」を事業スキームとして体現したビジネスのこと。
サステナブルシティ
持続可能な都市のこと。
シェアサイクル
地域内のどのサイクルポートからでも、自転車を貸出・返却ができる自転車の共有サービスのこと。ポートにある自転車を乗りたいときに借りて、行きたい場所のポートで返すことができる。区では放置自転車対策、環境負荷の低減、区民の利便性の向上、地区内の回遊性を高め、観光振興や商店街振興など関連する施策の推進等を目的とした自転車シェアリング事業を実施している。
資源有効利用促進法
資源が大量使用・大量廃棄されることを抑制し、リサイクルによる資源の有効利用の促進を図るための法律。
自然環境デジタルミュージアム
東京都が昭島市に整備を進める、生物多様性に関する情報を継続的に収集・一元管理し、その発信を通じて生物多様性の保全・回復に向けた行動変容を促す戦略的拠点となるミュージアム。
自然共生サイト
「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づき、企業の森や里地里山、都市の緑地などにおいて、民間の取組等による生物多様性を増進する活動計画として国から認定を受けた活動を、実施する区域のこと。
指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）
「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、暑さをしのげる場所として一般に開放するほか、熱中症特別警戒アラート発表の有無にかかわらず、暑さを避けるための滞在場所としても開放している施設のこと。
循環経済（サーキュラーエコノミー）
３Ｒ（リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））の取組による資源循環に加え、資源の投入・消費を抑えつつ、効率的・循環的に資源を利用し、付加価値を生

み出すことを図る経済活動のこと。「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形経済から移行することで、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を培うことが期待されている。
生物多様性国家戦略2023-2030
令和５（2023）年３月に閣議決定された、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画である。2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げ、その達成に向けた短期目標（2030 年ミッション）として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」としている。国際目標である30by30 目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復することを目指している。
ＺＥＨ
「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。
ＺＥＢ
「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
ゼロエミッション
産業活動に伴う廃棄物等に起因する環境負荷をできる限りゼロに近づけるため、産業における生産等の工程を再編成し、廃棄物の発生を抑えた新たな循環型産業システムを構築することを目指すこと。一企業や一産業では自社内等で発生する廃棄物を極力最小化し再利用や再資源化を最大にしてもなお発生する廃棄物を、他の企業や産業と連携を図ることによって適切にリサイクルしていくとともに、廃棄物処理を再生物の生産へと変えていこうとするものでもある。
第五次循環型社会形成推進基本計画
令和６（2024）年８月に閣議決定された、循環型社会形成推進基本法（2000年制定）に基づく計画。循環経済への移行を関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として策定された。
脱炭素（カーボンニュートラル）
二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。
食べきり協力店
小盛りメニューの導入や、食べ残しを減らすための案内など、食べ残し削減に向けた活動を積極的に行っている飲食店のこと。
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）
平成13（2001）年４月に施行され、環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする条例。

ネイチャーポジティブ（自然再興）
自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。いわゆる自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく考え方のこと。
プラットフォーム
情報共有やマッチングの場・仕組みのこと。
ブルーカーボン
海草や海藻、マングローブなどの海洋生態系が光合成によって二酸化炭素（CO_2）を吸収し、海底や深海に長期間蓄積・貯留する炭素のこと。こうしたCO_2吸収源対策や生物多様性等の様々な課題の解決に貢献する藻場・干潟等をブルーカーボン生態系（藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素を隔離・貯留する海洋生態系のこと）及びその生息環境を形成する基盤となる藻場・干潟等をブルーインフラという。
ＭａａＳ
ライフサイクルカーボン
建築物の設計から建設、運用、解体に至るまでのライフサイクル全体において排出されるCO_2を含む環境負荷のこと。
緑被率
緑被地（樹木被覆地、草地、屋上緑地）に覆われている面積の割合のこと。
レジリエンス
災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつこと。